

平成 27 年美浦村告示第 148 号

平成 27 年第 3 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 9 月 2 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成 27 年 9 月 9 日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成 27 年美浦村議会第 3 回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	9 月 9 日	水	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・決算審査特別委員会の設置 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託
2	9 月 10 日	木	○議案調査
3	9 月 11 日	金	○総務常任委員会 (議案審査) ○経済建設常任委員会 (議案審査)
4	9 月 12 日	土	○議案調査
5	9 月 13 日	日	○議案調査
6	9 月 14 日	月	○厚生文教常任委員会 (議案審査)
7	9 月 15 日	火	○決算審査特別委員会
8	9 月 16 日	水	○決算審査特別委員会
9	9 月 17 日	木	○本会議 ・一般質問
10	9 月 18 日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成27年第3回  
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成27年9月9日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 監査委員の選任について

議案第2号 監査委員の選任について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第3号 美浦村個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

議案第6号 平成27年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

議案第7号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第9号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第10号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 平成27年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件

議案第13号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件

議案第14号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件

議案第15号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件

議案第16号 平成26年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件

議案第17号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件

議案第18号 平成26年度美浦村水道事業会計決算認定の件

議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件

(請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)

請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	松 葉 博 昭 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教 育 次 長	石 橋 喜 和 君
総 務 課 長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
監 査 委 員	荒 木 昭 雄 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 志

---

午前10時00分開会

○議長（沼崎光芳君） 第3回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、14名です。

これより、平成27年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりいたします。

---

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは皆さん、改めまして、おはようございます。

台風も関東地方ではなくですね、西日本のほうに近づいているということで、ちょっとこのところ毎日雨にまとわりつかれておりますけれども、平成27年第3回美浦村議会定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、村政にかかわる中、村民の代表として住民の暮らしの向上に資するため、昼夜を問わず熱意ある議会活動をされておりますことに感謝申し上げますとともに、執行部に対しましても深いご理解とご支援、ご協力をいただいておりますこと、改めて心より御礼を申し上げます。

今、国会では安全保障関連法案が参議院で審議されておりますが、憲法学者や学識者の考えは、違憲であるとのコメントも出ております。テレビ報道、新聞等での掲載は、国民に対し政府の説明不足とともに、若い世代の将来への不安が拭い切れないことが大きな原因であります。先月の30日には、国会議事堂を取り囲む10万人以上の人がテレビに映し出されておりましたが、時間をかけてでも理解される説明は必要であると思ひます。

そのほかにもですね、公務員制度改革や原発政策、TPPなど国民が安全で安心できる納得のいく成立を望みたいものであります。

茨城県では、茨城空港を利用した観光客の誘致や日本一の距離の長いサイクリングロードの提案など、魅力度47位の県から脱却を進めようとしております。県で立ち上げた出会いサポートセンターの婚活事業は国でも注目するなど、茨城県の取り組みが紹介される一面もあることは、全国に茨城県として紹介されることに大いに期待したいものであります。

9月1日の茨城新聞に、美浦村の議会室に電子黒板が配備され、他市町村に先駆け、IT化への取り組みが進んでいることが紹介されておりました。これも、他市町村に先駆けで取り組むことがソフト事業者にとって宣伝効果もあることから、KDDIが敏感に反応し、寄贈に至った結果でもあります。村であつても注目を浴びるからには、執行部・議会ともどもスキルを高め、さらなる前進を目指していきたくと思ひます。

今年度は、役場庁舎の耐震補強と改築の整備が年度末まで予定されておりますが、いながらの改修工事は、村民の皆様にも不便をかけることになることから、議員各位にも住民と話し合う機会がありましたときに、現状の報告をよろしくお願ひをしたいと思います。

村内の行事につきましては、9月19日に村内の3小学校の運動会、20日には敬老会が行われますので、議員各位には万障繰り合わせの上、出席し、声援やお祝ひをいただければ幸ひであります。

本定例会提出議案は、諮問第1号で、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議案

第1号と第2号で監査委員の選任についてが2件、議案第3号で美浦村個人情報保護条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が1件、議案第6号で平成27年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件、議案第7号で平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第8号で平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第9号で平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第10号で平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第11号で平成27年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）が1件、議案第12号から19号までは、平成26年度的美浦村一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、水道事業会計歳入歳出決算、電気事業会計歳入歳出決算であります。

決算特別委員会の審議もありますが、かかわる証書類については、平成27年7月28日、29日及び30日の3日間に、監査委員、荒木昭雄氏、石川 修氏より審査をいただいた結果、収支ともに正確にして規定に違背した点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当と認める決算審査意見書の報告を受けてございます。

議員各位には適切なる審議をいただきたくお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

4番議員 小 泉 嘉 忠 君

5番議員 塚 本 光 司 君

6番議員 岡 沢 清 君

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から18日までの10日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの10日間と決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議

題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明申し上げます。議案書の1ページでございます。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員につきましては、村の推薦により3名の方が法務大臣より委嘱を受け活動されておりますが、これまで委員の一人として人権擁護にかかわる思想の啓発や相談に当たってられました石橋威雄氏が平成27年12月31日をもって任期満了となります。このため、その後任の人権擁護委員の候補者として浅野重人氏を推薦いたしたくご提案申し上げます。

浅野氏の経歴につきましては、美浦村土浦在住で、昭和48年、県立高校を卒業後、本村職員として入庁され、実直な人柄で、責任感、意欲ある行動力で職務に取り組み、経済課、建設課等を経験し、平成16年、収納課長、平成24年、保健福祉部長を歴任し、平成27年3月に定年退職されました。同氏は保健福祉部を総括されていたことから、人権擁護に対する認識も深く、その重要性、必要性を十分に理解されており、また、人権尊重・思想の普及のため積極的に活動いただける人権擁護委員に適した人材であります。

以上のことから同氏を推薦いたしたく、ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件を原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり適任と認め、答申することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

本村監査委員の選任についてでございますが、平成23年9月より識見を有する者の中から選任される監査委員としてご尽力いただきまいりました荒木昭雄監査委員が、9月24日をもって任期満了となります。

荒木監査委員には、これまで本村行財政運営の監査はもとより、財政健全化比率の監査に関しまして公正かつ厳正に任務を全うされており、今後におきましても監査委員をお願いしたいと考えておりましたところ、快く申し出をお受けいただきましたことから、引き続き、荒木昭雄氏を、識見を有する者の中から選任される監査委員として選任することに議会の同意をお願い申し上げたく、提案するものでございます。

それでは、荒木氏のこれまでのご労苦に敬意と感謝の意を表しますとともに、改めまして経歴をご紹介させていただきます。

荒木氏は美浦村根火にお住まいで、昭和14年11月28日生まれの75歳であります。昭和33年に茨城県立土浦第一高等学校を卒業後、昭和37年に日本獣医畜産大学を卒業され、同年4月に茨城県に入庁後、江戸崎家畜保健衛生所に勤務されました。その後、平成7年に農林水産部畜産課長、平成9年に農林畜産部技官兼畜産課長を歴任され、平成10年3月に茨城県を退職されました。

茨城県を退職後も財団法人茨城県農林振興公社常務理事、株式会社茨城県中央食肉公社取締役副社長、財団法人茨城県畜産協会専務理事を歴任され、平成16年7月から株式会社茨城県中央食肉公社常勤監査役に就任された後、平成21年6月に退任されるまで、その要職を務められました。また、平成18年4月からは本村の統計調査員として、平成23年9月からは本村監査委員としてご活躍いただいております。

以上のことから、経歴・識見ともに本村監査委員にふさわしい方であり、豊かな経験を生かされ、引き続き監査委員の任務を全うしていただけるものと確信しているところでございます。

議会におかれましてもよろしくご審議をいただき、ご同意をいただきたくご提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号の監査委員の選任についてご説明申し上げます。本村の監査委員の選任についてでございますが、議会議員の中から選任される監査委員につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

ご承知のように、議員の中から選任されておりました前任の監査委員、石川 修氏につきましては、改選により8月31日をもちまして監査委員の職が任期満了となっております。これまで石川氏には、村の監査委員として2年にわたり本村の健全財政並びに行財政運営のため熱心に、また公正な監査にご尽力を賜り、改めましてそのご労苦に対し、敬意と感謝の意を表する次第であります。

今回の議案は、新たに議会議員の中から選任される監査委員として椎名利夫議員を選任いたしたく、議会の同意をお願い申し上げます。ここで、椎名氏の経歴をご紹介します。

椎名氏は美浦村土屋にお住まいで、昭和23年1月27日生まれの67歳であります。昭和42年3月に茨城県立土浦第一高等学校を卒業後、同年5月に国家公務員初級郵政職として奉職され、阿見郵便局を皮切りに平成21年3月に桜並木郵便局長として退職されるまで、長きにわたり郵政畑を歩んでこられました。その後、平成23年8月に美浦村議会議員に初当選され、議員活動に励まれる中、この度の村議会議員選挙において2期目の当選を果たされました。

以上の経歴から申し上げます、椎名氏は本村監査委員としてふさわしい方であり、本村行財政運営を通して、村政全般にわたりすぐれた識見と豊かな経験を生かされて、その任務を全うしていただけるものと確信しているところでございます。

議会におかれましても、よろしくご審議をいただき、ご同意をいただきたく提案申し上げます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） ここで、地方自治法第117条の規定により、椎名利夫君の退場を求めます。

〔椎名利夫君退場〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、椎名利夫君の除斥を解き、入場を許します。

〔椎名利夫君入場〕

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第3号 美浦村個人情報保護条例の一部を改正する条例から、日程第14 議案第11号 平成27年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時15分に再開をいたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時16分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号から議案第11号まで、一括してご説明申し上げます。

初めに議案第3号 美浦村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

本村の個人情報保護制度は、平成13年3月から施行した美浦村個人情報保護条例により、これまで運用されておりますが、平成25年5月31日に国民の利便性の向上、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保を目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたところであります。

これに伴い、個人情報保護条例について番号法の規定を踏まえ、村が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置を講ずるための美浦村個人情報保護条例の一部の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成27年10月5日に施行されることとなったことに伴い、所要の改正を行うものであります。当該条例の改正につきましては、番号法が施行されると、平成27年10月5日からは個人番号通知カードの交付、また平成28年1月1日からは個人番号カードの交付を開始することに伴い、カードを再交付する場合の手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付を終了するための美浦村手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続いて、議案第5号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例についてご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

首都圏において東京オリンピック関連工事の増加が予想される中、本村を初め県内への工事発生残土等の持ち込みが予想されています。そのため茨城県は、本年3月に県条例を改正し、近隣市町村においても阿見町は昨年3月、龍ヶ崎市も現在改正作業を行っております。主な改正の内容は、例外規定は設けるものの、全ての埋め立て、盛土及び堆積行為に許可が必要になること、事業に用いる土砂は県内で発生した土砂に限定すること。また、いわゆる改良土の使用を禁止すること。美浦村暴力団排除条例等による欠格条項の創設及び罰則の強化などです。このことにより、悪質な事案の発生を予防し、または発生しても早期に解決できるようにするものであります。

なお、従前の美浦村土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例については、附則で、廃止することとします。

続きまして、議案第6号 平成27年度美浦村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。19ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億6,518万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億7,717万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確定であり計上を見送っていたもの、及び緊

急性を要する事業及び県の補助事業につきまして、計上をいたしております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、56ページ以降の給与費明細書を後ほどごらんいただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、2件の追加をお願いいたしております。

最後に、第3条の地方債の補正では、1件の追加及び3件の限度額の変更をお願いしております。債務負担行為の補正につきましてご説明申し上げます。22ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表の債務負担行為の補正では、児童館の指定管理期間が本年度末となっておりますので、次年度から3年間の児童館の指定管理者委託料について、1億2,711万円の設定をお願いしております。また、年度内で契約するもので、契約期間が次年度以降となる美浦村交流拠点物産館運営コンサル業務委託料について、183万6,000円の設定をお願いしております。次のページをお開きいただきたいと思っております。

次の第3表の地方債の補正につきましてご説明申し上げます。今回の地方債の追加では、美浦中学校環境改善事業費の武道館天井・体育館外壁改修工事の財源としまして一般財源を予定していましたが、交付税措置のある全国防災事業債を財源とすることができましたので、3,010万円の新規計上をお願いいたしております。

次に地方債の変更では、役場庁舎耐震補強改修工事の財源の緊急防災・減災事業債及び一般単独事業債につきまして、耐震補強工事費とそれ以外の改修工事費の内訳が明確になったことにより、財源の調整をいたしております。

また一般単独事業債では、復興まちづくり基金からの繰入金をこの工事の財源としたことによる減額と、今回の歳出予算でアスベスト封じ込め工事の計上をしたことによる増額の調整もあわせて行っております。最後に、臨時財政対策債では、発行可能額の確定に伴い、限度額の変更をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものについて、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。33ページをお開きいただきたいと思っております。

総務費について申し上げます。

総務管理費の文書広報費では広報活動費で、本年10月にスタートする社会保障・税番号制度の案内パンフレットの印刷製本費としまして、91万円の計上をお願いいたしております。なお、この案内パンフレットは、10月の広報紙配布に合わせて全戸に配布予定であります。

次の財産管理費では、管財事務費で地方公会計統一基準による固定資産台帳整備支援業務委託料として318万6,000円を新規に計上いたしております。この固定資産台帳整備支援

業務は、昨年4月に総務省より、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、さらに9月には、資産評価及び固定資産台帳整備の手引きが示されたことにより、固定資産台帳の整備を進めるためのものであります。

なお、固定資産台帳の整備を年度内に完了し、地方公会計統一基準による財務書類の作成は、平成28年度の決算から行う予定となっております。

次の役場庁舎施設耐震改修事業費で、アスベスト封じ込めのための追加工事の発生により、役場庁舎耐震補強改修工事1,174万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。37ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、総額4,122万8,000円の増額補正をお願いいたしております。内訳としまして、職員給与費等で人事異動等による職員給の調整として487万円の減額補正、その他繰出金で、歳入不足等により、4,609万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で人事異動等による職員給の調整として136万8,000円の減額補正をいたしております。

次に、39ページをお開きいただきたいと思います。

次に、児童福祉費の保育所費では、木原保育所管理費で保育所敷地内の樹木5本の伐採委託料として、196万3,000円を新規に計上いたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。41ページをお開きいただきたいと思います。

環境衛生費の環境衛生総務費では、新規事業として学校等の防災拠点に、ソーラーLED街灯を整備するための、地球温暖化対策事業費5,500万円を計上いたしております。

なお、この事業の財源は、全額が県からの再生可能エネルギー導入促進事業費補助金となっております。

続いて、農林水産費について申し上げます。43ページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業総務費では、美浦村物産館建設事業費で、物産館基本構想が完成したことにより、総額3,067万2,000円の計上をいたしております。内訳としまして、物産館の建設及び運営を円滑に行うための美浦村交流拠点物産館運営コンサル業務委託料が302万4,000円、実施設計業務委託料が2,764万8,000円となっております。

次に農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金で人事異動等による職員給の調整として931万円の減額補正をいたしております。

続いて土木費について申し上げます。45ページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で役場周辺地区、地区計画内の村道整備関連経費として、総額132万円の増額補正をお願いしております。内訳としまして、国道125号及び国道125号バイパスに接続する村道との交差点協議について、竜ヶ崎工事事務所と進めている中で、交通量の解析及び評価について要求があり、これに対処するための役場周辺地区計画村道交差点交通量評価業務委託料54万円の計上をいたしております。

す。

また、地区計画内の村道整備に伴う立木伐採により発生した木の根を処理するための重機借上料として78万円の計上をいたしております。

次の橋梁維持費では、橋梁維持補修事業費で本年度予定している二つの橋梁の補修工事の実施設計について、積算基準歩掛り及び労務単価の改定がありましたので、再積算を行い、橋梁補修工事实施設計業務委託料90万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。49ページをお開きいただきたいと思います。

個別の説明の前に、美浦村教育クラウド事業費の補正予算の概要についてご説明いたします。当初予算では、学校の校務用及び授業用のICT機器の更新関連経費に関しまして、小学校の美浦村教育クラウド事業費と中学校の美浦村教育クラウド事業費の委託料と賃借料として、それぞれの事業ごとに計上しておりましたが、契約方法等の変更により全てリース料として、教育総務費の事務局費に新たに美浦村教育クラウド事業費を設け、予算の一本化を図っております。

また、当初、校務用機器の入れかえを4月、授業用機器の入れかえを9月に予定していましたが、9月に一括して行うことが効率的であり、経費の削減が可能となりましたので、総額で553万2,000円の減額補正をあわせて行っております。

それでは、教育総務費についてご説明いたします。

事務局費の美浦村教育クラウド事業費では、ただいま申し上げましたとおり予算を一本化したことにより、新規事業として美浦村教育クラウド事業費2,245万6,000円の計上をいたしております。

次に、小学校費の学校管理費では、美浦村教育クラウド事業費で、9月以降の経費につきまして事務局費に計上いたしましたので、1,951万3,000円の減額補正をいたしております。中学校費の学校管理費でも、小学校費と同様に847万5,000円の減額補正をいたしております。

続いて、53ページをお開きいただきたいと思います。

次に、社会教育費の図書費では、図書室運営費で総額195万4,000円の減額補正をいたしております。主な補正としまして、図書システムの更新に伴う書誌データ作成業務委託料として当初予算で432万7,000円の計上をいたしておりますが、執行額の見込みがついたことにより200万円の減額補正をいたしております。

また、臨時的な書誌データ作成業務委託料が多額となっていたため、当初予算では図書購入費を抑制していましたが、この委託料の執行見込みがつき、財源が確保できましたので、前年度と同額の予算を確保するため、100万円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。27ページに戻っていただきたいと思います。

初めに地方交付税では、平成27年度の普通交付税算定作業が終了したことにより、本年

度の普通交付税が8億2,795万6,000円に決定しましたので、当初予算額5億7,000万円との差額分2億5,795万6,000円の増額補正をいたしております。

次に、県支出金について申し上げます。県補助金の衛生費県補助金では、歳出の衛生費でご説明いたしました地球温暖化対策事業費5,500万円の財源としまして、再生可能エネルギー導入促進事業費補助金5,500万円を新規に計上いたしております。

次に、繰入金について申し上げます。特別会計繰入金では、国民健康保険特別会計繰入金で、前年度の精算分の繰入金として5,218万6,000円の増額補正をいたしております。

次の基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、普通交付税、前年度繰越金及び臨時財政対策債の歳入額が当初予算額を上回ったこと等により、歳入予算の剰余分を戻し入れることといたしまして、3億5,317万2,000円を減額しまして、9月補正後の繰入予算額を1,682万4,000円といたしております。

次に、復興まちづくり基金繰入金では、前年度末の基金残高に本年度の利子分を見込んだ570万3,000円を、役場庁舎施設耐震改修事業費の財源とすることとしております。なお、この復興まちづくり基金は、平成23年度に茨城県から交付された市町村復興まちづくり支援業務費交付金3,800万円を基金に積み立てて、東日本大震災からの復興に向けて住民生活の安定や地域コミュニティの再生、地域経済活性化など復興まちづくりを推進するための事業の財源とするもので、本年度が基金活用事業の最終年度となっており、基金残額見込みの全額を繰り入れることとしております。

次に、繰越金について申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度の繰越金が1億6,838万2,000円となりましたので、当初予算額との差額6,838万2,000円を増額補正いたしております。

最後に村債について申し上げます。

冒頭の地方債の補正でご説明いたしましたとおり、総務債では、役場庁舎耐震補強事業債の緊急防災・減災事業債で1,160万円の増額、一般単独事業債で410万円の減額補正をいたしております。

次の教育債では、美浦中学校環境改善事業債で、全国防災事業債3,010万円の新規計上をいたしております。

最後に、臨時財政対策債では、発行限度額の確定に伴い3,963万9,000円の増額補正をいたしております。

以上、今回の平成27年度美浦村一般会計補正予算（第2号）の主な概要についてご説明申し上げます。

続いて、議案第7号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。63ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,333万3,000

円を追加し、補正後の予算総額を22億7,233万3,000円とするものでございます。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。69ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、職員給与関係経費で人事異動による予算調整額487万円の減額補正をするものでございます。

次の第2款保険給付費の第1項療養諸費では、財源としている歳入、前期高齢者交付金が当初積算額より少ない額で確定となったため、一般財源へ財源振りかえをしております。

第3款後期高齢者支援金等から、第4款前期高齢者納付金等、第5款老人保健拠出金、71ページの第6款介護納付金につきましては、今年度支払う支援金、納付金、拠出金の確定によりまして、各款でそれぞれ42万7,000円の増額、4万円の増額、1,000円の減額、24万円の減額補正をお願いするものであります。

70ページの第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金につきましては、平成26年度歳入の第3款国庫支出金の療養給付費等負担金の確定によりまして1,492万571円の返還と、同じく歳入の第4款療養給付費交付金の確定により87万1,271円の返還となるため、合わせて1,579万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じ第11款諸支出金の第2項繰入金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費等繰入金分、出産育児一時金分の歳出額確定、並びに歳入歳出不足額を補填するその他分について、前年度繰越金から一般会計へ精算戻し入れ金として返還する繰入金5,218万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、67ページをお開きいただきたいと思います。歳入関係についてご説明申し上げます。

第5款前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の額の決定により、8万1,000円の減額補正をお願いするものです。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、全体で4,122万8,000円の増額補正をお願いするものであります。内訳につきましては、第2節職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の減額補正により法定繰出分として歳出の財源となっている職員給与費等繰入金を487万円減額補正し、第5節その他繰入金で、歳出で説明しました一般会計への精算繰出による歳入歳出不足額4,609万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第10款繰越金につきましては、平成26年度の繰越額が確定しましたので、第2目その他繰越金で当初予算との差額分2,218万6,000円の増額補正をするものでございます。

以上が歳入、歳出補正予算の内容となっております。

続きまして、議案第8号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。79ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では、歳入歳出それぞれ1,239万円を追加しま



して、歳入歳出それぞれ1億8,611万1,000円としております。

次に第2条では、債務負担行為の設定を第2表のとおりお願いするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の設定につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、農業集落排水処理施設維持管理委託料3,827万1,000円につきまして、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。85ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の一般管理費につきましては、4月の人事異動によりまして職員給与関係経費の調整を行い、給料で479万円、職員手当で302万円、共済費で150万円をそれぞれ減額し、職員給与関係経費で931万円の減額補正を計上しております。

また、使用料の前年度精算等により、農業集落排水事業基金として積み立てるための積立金で1,235万8,000円、消費税納付分として公課費で850万円の増額補正をそれぞれ計上しております。

また、施設管理費の舟子地区施設管理費につきまして、本年度より行う、りん除去支援事業により委託料で49万円の増額補正を計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算により残金を一般会計へ繰り出すため、35万2,000円の増額補正を計上しており、総額1,239万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。83ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金では、職員給与費関係分931万円を減額し、繰越金では、前年度の繰越金として2,121万円を増額しております。

また、県支出金では、りん除去支援事業補助金49万円を計上しており、総額1,239万円を計上しております。

以上、議案第8号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第9号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案書93ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では歳入歳出それぞれ2,207万3,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ9億4,587万3,000円としております。

次に、第2条では、債務負担行為の設定を第2表のとおりお願いするものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の設定につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として公共下水道処理施設維持管理委託料9,307万円につきまして、期間及

び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。歳出予算から申し上げます。99ページをお開きいただきたいと思っております。今回の歳出補正予算につきましては、下水道費の一般管理費として2,207万3,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、4月の人事異動によりまして職員給与関係経費の調整を行い、給料で1万円の減額、職員手当で23万3,000円、共済費で1万8,000円をそれぞれ増額し、職員給与関係経費で24万1,000円の増額補正を計上しております。また、委託料で48万6,000円を、積立金では1,634万6,000円を、消費税納付分として公課費では500万円を、それぞれ増額補正を計上しております。なお、積立金につきましては、前年度精算等による繰越金2,207万3,000円から職員給与関係経費、委託料並びに公課費に充てるため、572万7,000円の減額を行い、総額1,634万6,000円の増額補正となっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。97ページに戻っていただきたいと思っております。97ページです。繰越金では、前年度の精算による繰越金2,207万3,000円を計上いたしております。

以上、議案第9号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。107ページをお開きいただきたいと思っております。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに74万円を増額いたしまして、予算総額を9億4,300万5,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の歳出から主なものについてご説明申し上げます。115ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出の総務費、総務管理費の職員給与関係経費として、一般会計と同様に4月の人事異動に伴い、144万円を減額計上いたしております。また、地域包括支援センター費総務管理費の職員給与関係経費も同様に7万2,000円を計上いたしております。

次に諸支出金の償還金ですが、平成26年度分の介護給付及び地域支援事業に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金の返還金として210万8,000円を計上いたしております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。113ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、繰入金の一般会計繰入金ですが、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費に対する繰入金を136万8,000円減額しております。

次に繰越金ですが、210万8,000円を計上し、前年度支払基金交付金返還金に充当しております。

以上、平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

続いて、議案第11号 平成27年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。123ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益で100万円を増額補正いたしまして、水道事業収益を5億8,080万円としております。次に、支出では営業費用で828万6,000円を増額補正いたしまして、水道事業費用を5億8,808万6,000円としております。

それでは、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。135ページを開いていただきたいと思います。

まず最初に、収益的収入及び支出の歳出予算からご説明申し上げます。

水道事業費用、営業費用の配水及び給水費につきましては、4月の人事異動により職員給与関係経費の調整を行い、給与で7,000円、職員手当で2万1,000円、法定福利費で2万4,000円をそれぞれ増額いたしております。

次に、受託工事費でございますが、下水道事業の拡張工事に伴い、配給水管切廻工事費としまして100万円の増額補正を計上してございます。

次に総係費でございますが、人事異動による職員給与関係経費としまして、給与で9万円、職員手当で26万6,000円、法定福利費で1万円をそれぞれ減額してございます。

次に、資産減耗費でございますが、現在阿見地内にあります不要送水管の一部並びにサージタンクの撤去費としまして760万円の増額補正を計上してございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。133ページをお開きいただきたいと思います。

水道事業収益、営業収益の受託工事収益につきましては、下水道工事の配給水管切廻工事によります100万円の増額補正を計上してございます。

次に、第3条では債務負担行為の設定をお願いするものでございます。123ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の設定につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、配水場運転管理業務委託料7,721万1,000円、検針業務委託料3,596万7,000円につきまして、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

以上、議案第3号より議案第11号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

午後1時開会といたします。

午前11時56分休憩

---

午後 1時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件から、日程第22 議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件まで、以上8議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第12号から議案第19号までの提案理由説明に先立ちまして、本日大変お忙しいところ、決算審査報告のためにご出席をいただいております荒木監査委員に御礼を申し上げたいと思います。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に係る事業の管理が関係法令や村条例に基づき、適正に行われているか審査を実施していただきました。この席をお借りしまして、荒木監査委員、石川監査委員の日ごろのご尽力に対しまして改めて感謝を申し上げたいと存じます。

さて、議案第12号から議案第19号は、平成26年度的美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び電気事業会計の歳入歳出決算の認定に係る案件でございます。いずれの議案も地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により本村監査委員の審査を得て、同条第3項の規定により審査意見書を添えて議会の認定をお願いすべく、本日提案いたしました次第でございます。

なお、歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の平成26年度美浦村歳入歳出決算書、公営企業会計決算書及び事業報告書をごらんいただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えてご報告いたします。

別添資料となっております健全化判断比率の報告について及び資金不足比率の報告についてをごらんいただきたいと思います。各比率について申し上げます。

最初に健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。また、実質公債費比率は5.7%、将来負担比率は55.4%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、電気事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも、資金不足額は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告申し上げます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き監査委員より、監査結果の報告を求めます。

荒木昭雄監査委員。

○監査委員（荒木昭雄君） 平成26年度の美浦村一般会計、国民健康保険特別会計ほか特別会計四つの、合わせて5会計になりますが、それと水道事業、電気事業、二つの公営企業会計、合わせて8会計につきまして、去る7月28日から3日間、石川監査委員と一緒にですね、26年度の収支決算について厳正に審査を実施したというようなことでございます。審査の結果について、決算審査意見書という形で取りまとめてございます。それに基づいてご報告をしたいと思います。

それでは、決算審査意見書、1ページからお開きいただきたいと思います。

まず初めにですね、26年度の国内の情勢はどうだったものかというようなことを振り返ってみますとですね、26年度の我が国経済を見ると、いわゆるアベノミクス三本の矢の、これらの一体的推進などにより緩やかな回復基調が続いているものと見込まれます。

しかしながら、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え円安の進行による輸入物価の上昇、さらには消費税率引き上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことによる個人消費等の弱さの影響により、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなりました。

ただ、年度後半になり、原油安・円安等を追い風に企業業績が大幅に改善され、年度末には賃上げなど雇用・所得環境も上向くなど、個人消費も緩やかではあるが持ち直す動きが広がりつつある。また、国税収入についても、当初50兆円の予算でございましたが、最終的には53兆9,000億円台、4兆円近い増収が見込まれているようでございます。

こうした環境のもとで、美浦村の歳入面に関する財政状況の厳しさは増しております。特に歳入の基幹となる村税収入は24億6,516万円にとどまり、前年度に比べ1億8,267万2,000円、6.9%の減収となりました。これは、村民税で個人及び法人を合わせた収入額が前年度比で1億5,253万5,000円、12.4%の減収となったことが大きな要因となっております。

また国庫支出金は、下記の補助事業が終了したことなどにより、前年度比で3億1,322万6,000円、45.2%減の3億8,021万3,000円となりました。さらに繰入金においては、平成25年度には繰り入れがなかった財政調整基金から1億5,067万1,000円、減債基金から前年度比1億6,353万4,000円、実に448.5%増の2億円と合わせて3億5,067万1,000円を繰り入れ、これにより収支のバランスを保っている、こういうような状況であったわけでござ

ございます。

一方、歳出面では決算統計によれば、投資的経費において補助事業として行った学校環境改善事業、被災地域情報化推進事業、道路新設改良事業及び単独事業として行ったLED街路灯整備が終了したことなどにより、58.7%減の4億3,302万4,000円となっております。

次に、物件費でも、被災地域情報化推進事業の終了等により、前年比15.4%減の7億8,498万5,000円、繰出金は特別会計への繰出金が前年比13.2%減の8億719万9,000円と、それぞれ減少しておりますが、少子高齢化の急速な進展により扶助費で13.5%増の6億6,677万3,000円となりました。

これまで述べてきたことを要因として、平成26年度美浦村の一般会計歳入決算額は、前年比6億4,904万9,000円、10.2%減の57億406万9,000円。歳出決算額は前年比7億981万6,000円、11.4%減の55億3,016万8,000円となりました。

次のページをお開きいただきます。

以下に、特に改善すべきと思われる事項について、意見を申し上げます。

一般会計及び特別会計についてでございます。

1として、財政基盤の確立について。

本村の財政基盤は経常収支比率から見ますと、前年度の88.5%から9.1ポイント悪化し、97.6%となり、財政構造の弾力性の標準である70から75%を大幅に超え、弾力性がほとんど失われた状態となっております。財政力指数も平成24年度の0.826、25年度の0.811、26年度は0.806と、低下の傾向が続いております。

また、財源不足を補うため、財政調整基金並びに減債基金から約3億5,000万円の繰り入れを行い、さらに起債残高も一般会計で63億4,630万4,000円、特別会計及び公営企業会計合わせて57億6,982万2,000円の合計121億1,612万6,000円となり、今後、利子を含め多額の返済について交付税措置があるものの、償還財源の確保が心配されます。これは大きな資金を必要とする道路や上下水道事業などインフラ整備のこれまでの取り組みや、公共施設の耐震化事業、福祉・医療費負担の増加などに起因する面が大であります。一方では、村の基幹財源である村税などの自主財源が年々減少していることも大きな要因の一つであります。

本村の人口は減少し続けており、本年度も前年度比289人減となっております。村の活性化や税源確保の上からも大きな問題であります。職場の確保や空き家対策を含めた定住化促進など、住みよいまちづくりを目指し、これまで以上の取り組みをお願いいたします。なお、今後とも厳しい財政運営を強いられると思われるので、全職員が村財政の現状を理解しですね、危機感を共有することが必要であります。については、今後の予算編成や執行に当たってはですね、一つとして、事業の必要性、有効性を十分に考慮してください。

2番目に、人件費・扶助費・公債費など義務的経費が増加しているが、時間外勤務など

人件費や需用費など経費の削減に努めること。

3番目として、事務の効率化、専門技術者の活用を図るため多額の委託費が使われているわけですが、役場職員、優秀な職員が多くおられるわけですが。ぜひですね、慣例にとらわれず、自前でできるものは自前で行うよう努めていただきたい。

4番目として、各課で所管する各種団体や協議会について、必要性、事業内容、補助金額等について再検討をお願いしたい。

5番目として、公共施設用地の一部として民有地を長期間借り上げ、11カ所ほど借り上げてございます、しているが、契約更新に当たっては、地価の変動を考慮し、賃貸料の見直しやあるいは長いこと永久的に借り上げるのであれば、買い上げたほうがどうかというようなことも含めてですね、検討をお願いしたいと思います。

以上の点を十分留意願いたいというようなことでございます。

次のページをお開きいただきます。

2番目として、村税等の滞納対策と不納欠損について。

村の税の滞納対策については、今や全国各自治体としても大きな問題となっており、本村でも滞納者が多く、収納課が中心となって徴収率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでおります。また、滞納対策の一環として、特別職や幹部職員などによる特別チームをつくり、滞納者に対しての訪問徴収及び納税催告を年2回行っています。

滞納処分の状況は、債権や預貯金、給料、生命保険、不動産等の差し押さえや不動産の競売などを行うなど、積極的な滞納整理を行っており、これにより26年度に回収された債権額は4,554万7,000円に上っております。これらの取り組みにより、平成26年度の村税等の徴収率は前年度に比べ、個人住民税で1.8ポイント増の95.0%、固定資産税で1.4ポイント増の97.5%、村税（国保税を除く）全体では1.2ポイント増の96.5%と、いずれも前年度を上回っており、その努力を評価いたします。

本年度の不納欠損額は、一般会計で村税の2,850万1,000円、特別会計では国民健康保険税で3,378万8,000円、介護保険料で272万7,000円、農業集落排水事業使用料で22万7,000円、公共下水道事業使用料で12万4,000円、後期高齢者医療保険料で39万6,000円となっており、全体では6,576万3,000円となっております。これは、徴収がやむなく不可能になったものについて、法令に基づき適正に処理されたものと認められますが、村にとっては厳しい財政運営の中で大きな歳入減であるばかりでなく、納税の公平性という観点や村民全体の納税意識の低下にもつながりかねない問題であります。

滞納整理を市町村から委託を受けて行っている茨城県租税債権管理機構によると、滞納の原因は、「納税意識が希薄」、これが全体の84%を占め、経済的事情による「低収入」が10%、「債務が大きい」は5.2%と分析していることから、納税に対する啓蒙活動でずか、こういうものが大切であるということがうかがわれると思います。

村税等が納期限までに納められず滞納されると、事業推進や行政運営に大きな支障とな

ります。収納対策については、当然、収納課が中心となりますが、関係各課の理解と協力が必要であります。幸い、村長を中心とし、関係部課長・補佐を構成員とする「美浦村収納対策推進委員会」が設置されており、委員会を随時開催し、常に滞納の実態を把握し対応を協議し、問題点を共有し全庁的な取り組みが必要だと思っております。

3番目に、国民健康保険特別会計についてでございます。

国民健康保険加入者は、平成26年度末で2,867世帯、4,870人で、前年度比58世帯、160人減少しております。これは、村外への転出者や後期高齢者医療制度への移行、あるいは他の保険制度、就職なんかして等の他の保険制度への移行が多かったということなどによるものであります。次のページをお願いします。

歳入決算額は21億2,163万1,000円で前年度比3.5%減のうち国民健康保険制度運営の根幹をなす国民健康保険税は4億5,263万2,000円であり、前年度比4.0%の減となっております。

歳出決算額は20億6,944万5,000円で、前年度比0.6%の増となっており、うち国保被保険者の保険給付費は、保険税収入の実に2.76倍に当たる12億4,708万2,000円で、前年度比0.2%増となっております。

国保税の歳入未済額は5,747万円、不納欠損額は3,378万8,000円と、前年度より大幅に減少しており、滞納対策の努力がうかがわれます。

しかしながら、平成26年度において国保税の滞納者に対する措置として、短期被保険者証の発行者が369世帯、683人、資格証明書発行者が37世帯、40人いることなど、発行者数は減少したものの、収納対策の厳しさ、こういうものがうかがわれるわけでございます。

また、国保税負担緩和や保険給付費等の財源不足を補うため、本年度も一般会計から2億8,297万8,000円の繰り入れを行っており、村財政や国保運営の健全化、保険税負担の公平適正化を図るためにも、今後なお一層の収納率向上に向けた努力をお願いします。

次に、4番目の農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計についてでございます。

農業集落排水事業は5地区で供用し、本年度23戸の新規接続を加え、1,603戸が接続済みとなり、接続率では73.4%となっております。

歳入のうち、受益者の分担金・使用料が8,006万8,000円で、前年度比2.5%減。

歳出のうち、総務費が1億147万7,000円で、前年度比10.9%の増となっております。

本会計運営の一つの目安となるこれらの収支比率は78.9%で、近年最大であった前年度の89.8%より10.9ポイント落ちております。これは分担金・使用料が減少したことと、総務費のうち業務委託料や消費税等が増加したことによるものであります。また、起債の償還財源等に充てるため、一般会計から8,582万2,000円の繰り入れを行うなど厳しい運営を行っております。

公共下水道事業については、平成17年12月より一部の地区で供用を開始し、以来整備を



進め、平成26年度末では全体計画の68.6%が完了しておりますが、接続率は50.4%と低い状況であります。下水道整備については、多額の資金が必要で、本年度も2億5,220万円の起債を行っております。

両特別会計とも起債残高が多く、償還金並びに運営費の一部についても一般会計からの繰入金で賄っているのが実態であるので、加入率、接続率の向上と分担金や使用料に滞納や不納欠損が生じないように努め、さらなる運営改善を図っていただきたい。

5番目に、介護保険特別会計でございます。

介護保険制度が開始された平成12年度に比べ、村の人口は2,002人減少しているが、逆に高齢者人口は1,528人増加し、高齢化率も14.2%から25.2%になるなど、高齢化が進んでおります。介護認定者及び保険受給者も増加しており、保険給付費も8億3,606万9,000円と、前年度比4,198万2,000円の大幅な増加となっております。

歳入では、保険料収入が1億9,371万7,000円（構成比が19.8%）、国、県の支出金・支払基金交付金で5億6,341万1,000円（構成比が57.7%）、一般会計からの繰入金1億5,361万円（構成比15.7%）となっており、歳出では保険給付費が全体の89.9%と大半を占めている状況でございます。

近年、地域包括支援センターが中心となり、要支援認定者及び一般高齢者に対し、予防を重点とした事業に取り組んでおり、今後とも事業内容や参加しやすい仕組みを検討し、できるだけ多くの方が参加する機会をつくっていただくようお願いいたします。そのことが、住みなれた場所でいつまでも健康な生活を送り、ふえ続ける医療や介護の給付費抑制にもつながるものと思います。

6番目が、後期高齢者医療特別会計でございます。

村の人口は過去4年間で868人（年平均217人減少）しておりますが、逆に、高齢者は446人（年平均111人）、高齢化率は3.9ポイント（年平均0.98ポイント）増加しており、平成26年度末で25.2%に達しております。また、本制度加入の対象となる75歳以上の人口は、168人（年平均42人）とふえ続けております。制度の運営は、県の後期高齢者医療広域連合が行い、村は保険証の引き渡しや申請手続など、主に窓口業務と保険料の徴収を行っております。本年度の保険料収入は、8,562万5,000円で、給付に充てる広域連合納付金は、1億1,500万4,000円であり、他の費用も含めですね、不足分は一般会計からの繰入金3,182万1,000円等で対応している状況でございます。

本保険料の収入未済額は44万円で、前年度比131万9,000円減少しております。

また、不納欠損額は前年度に比べ、若干増加し39万6,000円となっております。徴収率は、滞納繰越普通徴収分で70.9%、全体で99.0%となっており、滞納対策について努力した成果が見られ、引き続き、保険料収入向上に向けたご努力をお願いします。

次のページをお願いします。

続きまして、美浦村公営企業会計に入ります。

1 番目に、美浦村水道事業会計です。昭和53年4月1日より給水を開始した水道事業は、その後、村内全域に給水をすべく拡張工事を続け、現在給水人口1万7,530人、1日最大給水量1万1,000立方メートルの規模で、村内ほぼ全域に供給をしております。しかし、人口減少に伴い、前年度と比較すると給水人口、年間給水量とも減少している状況で、給水収益は5億140万4,000円と、前年度比1,622万8,000円の減となっております。

なお、収支の状況については、平成26年度の会計制度の改正により、営業外収益に長期前受金戻入として3,626万5,000円を計上したことなどにより、水道事業収益は5億4,126万円となり、前年度比3.7%の増となり、営業費用等については、配水場ポンプの水漏れ工事が発生し修繕費が大幅に増加したこと、それから会計制度の改正により、賞与及び貸倒引当金を初年度に限り特別損失として計上したこと等によって、前年度比1.7%増となっております。特に分担金及び使用料の収入未済額については、今後の事業の推進上からも、さらなる収納率の向上に努めてください。

次に、2番目の美浦村電気事業会計でございます。

村直営の事業として平成25年度に用地を取得し、本年度から発電施設工事をを行い、若干工事のおくれがあったものの、平成27年3月27日から発電が開始されました。この事業の収益金で公共施設の電気料の負担軽減を図るとともに、平成27年度からは村独自の住宅用太陽光設備への補助事業に取り組むなど、再生エネルギーの普及に貢献しようという事業で、住民を初め多くの方々に期待と一部心配が入り乱れというようなこともございますが、多くの方々の注目を浴びている事業であり、何としても成功させねばなりません。

発電計画期間が20年間という長期間にわたるので、未知の部分があると見込まれるため、引き続き、施設や周囲の管理について万全を期していただきたい。

以上が審査意見書でございます。

なおですね、村長のほうから過般説明がありました26年度の財政健全化及び公営企業健全化審査意見書についても、ご報告をさせていただきます。意見書1ページをお開きいただきたいと思っております。

この健全化法でございますが、中身については地方公共団体の長は毎年度ですね、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の意見を付して財政健全化判断比率、これを議会に報告し、かつ公表しなければならないというような法律になっているわけでございます。それに基づく審査をしたというようなことで、意見を申し上げたいと思っております。

上から4行目、本文に入りますが、平成19年6月に公布された財政健全化法に基づき、我々監査委員に求められている審査を行うため、財政指標とその算定の基礎となる事項を記載した書類を提出願ひ、平成27年7月30日に審査を行った結果、提出された資料は財政指標算定の基礎として法的にも正確性の面でも適正であるとともに、公正な判断のもとに財政指標が算出されており、適正であると認めます。

先ほど、この法律により審査する財政健全化判断比率は、次の5項目というようなこと

になっておりますが、村長からも説明があったように、1項、2項、5項については該当しないと、存在しないと、赤字ではないというようなことで省きまして、ここでは、3項、実質公債費比率と4項の将来負担比率、これについて述べさせていただきます。

3項、実質公債費比率は、基準値25%以下に対して5.7%、4項の将来負担比率は基準値350%以下に対して、55.4%と、いずれも基準値を下回っており、指標の上での問題はありませぬ。前年度の比較では、実質公債費比率が1.9ポイント減、将来負担比率が7.7ポイント減となっております。実質公債費比率が改善した要因については、公共下水道事業に係る地方債償還のための一般会計からの繰出金が4,090万円減少したこと、及び一部事務組合に係る地方債償還費に対する負担金が地方債の償還終了等により、2,011万4,000円減少したことが挙げられます。

次に、将来負担比率については、前年度費7.7ポイント減と大幅に改善されておりますが、前述のとおり公共下水道事業の地方債償還のための一般会計からの繰出金が減少したことにより、公共下水道事業に対する企業債等繰入見込額が5億320万3,000円減少したことが主な要因となっております。

なお、将来負担額から差し引くことができる充当可能基金の残高は、財源不足を補うために減債基金及び財政調整基金の取り崩しを行ったことなどにより、3億5,794万7,000円減少をしています。このように、実質公債費比率、将来負担比率ともに、公共下水道事業への繰出金の減少により数値は改善し、悪化は避けられております。

しかしながら、何度も申し上げておりますが、財源不足を補うため減債基金から2億円、財政調整基金から1億5,067万1,000円、多額の繰り入れを行っており、平成27年度の予算でも、次のページをお願いします、多額の繰入金を計上している状況を鑑みると、慢性的な財源不足により将来の数値の悪化が懸念されるとともに、持続性のある財政運営に支障を来すおそれも視野に入っております。

特に、個人村民税・固定資産税の減少傾向が続いている中、回復傾向にあった法人村民税が1億円以上の減収となり、平成26年度の村税収入が前年度比で1億8,267万2,000円の大幅減少となっております。景気は回復基調にあると言われておりますが、その恩恵は一部のもので、本村での税収回復はいまだ厳しい状況にあるものと思われまゝ。

今後は、財政調整基金等からの繰り入れを抑制するため、さらなる経費の削減を図り、建設事業については真に必要な事業を厳選して行うことはもとより、将来負担となる維持管理費等のコストも検討の上、実施するとともに、将来の財政状況を見きわめながら、これまで以上に慎重な財政運営を心がけていただくよう希望し、決算審査意見を終わらせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 村長並びに荒木監査委員には、提案者の説明、また詳細にわたっての監査報告、大変ご苦勞さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件まで、以上8議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

議員は、控室に移動願います。

2時20分に再開したいと思います。

午後2時04分休憩

---

午後2時20分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告いたします。

委員長に、下村 宏君。

副委員長に、石川 修君。

以上でございます。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第23 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

請願の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 紹介議員から趣旨説明を求めます。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 請願の趣旨は、ただいまの事務局の朗読のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 5 分散会

平成27年第3回  
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成27年9月17日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教 育 長	門脇厚司君
総 務 部 長	岡田守君
保 健 福 祉 部 長	松葉博昭君
経 済 建 設 部 長	増尾嘉一君
教 育 次 長	石橋喜和君
総 務 課 長	飯塚尚央君
企 画 財 政 課 長	平野芳弘君
福 祉 介 護 課 長	秦野一男君
国保年金課高齢者医療係長	松葉時男君
都 市 建 設 課 長	青野道生君
経 済 課 長	中澤真一君
生 活 環 境 課 長	北出攻君
上 下 水 道 課 長	山口栄美君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 木 鉛 昌 夫  
書 記 浅 野 洋 子

---

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、14名です。

ただいまから、平成27年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

国保年金課、松葉係長が出席をしております。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） おはようございます。

8番議員、山崎でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、高橋川水害対策について質問させていただきます。

本年度予算で、高橋川流域における道路及び住宅地の冠水被害対応策の検討について、専門機関への調査を委託し、調査結果の報告を全員協議会にて受けましたが、いま一度調査結果の報告をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） おはようございます。山崎議員ご質問の高橋川水害対策の調査結果についてお答えいたします。

平成25年10月26日、台風26号の被害によりまして、床上浸水7棟、床下浸水25棟及び、その他道路の冠水が発生し、大きな水害が発生しました。この対策の調査検討として、平成26年8月20日から平成27年2月27日にかけて、一般財団法人茨城県建設技術公社に業務委託をしまして、その調査検討を進めてまいりました。その結果につきましては、平成27年6月開催の平成27年第2回美浦村議会定例会全員協議会で報告をさせていただいたとこ

ろでございますけれども、山崎議員ご質問でございます、改めてご報告をさせていただきます。

対策の検討を進めるに当たりまして、高橋川流域については多くの支流を持ち、非常に広範囲な流域であることから、調査対象区域を全流域とすると調査期間も長くなり、費用のほうも高額になるということで、今回の調査に当たっては短期的に応急対策を実施することを想定しまして、家屋の浸水被害のあった区域に絞って調査を実施し、対応策を検討いたしました。

まず、水害の発生した要因としましては、本村において過去に総雨量で200ミリを超えたというような大雨が、昭和61年8月と平成25年10月、2回ございました。この2回を検証したところ、時間最大雨量では昭和61年8月が1時間当たり45ミリ、平成25年10月が39.5ミリでありまして、時間当たりの雨量では、昭和61年のほうが多くの雨が降っております。

しかしながら、平成25年10月に大きな被害が生じたのは、降雨終盤がですね、雨の降った期間の終盤のほうが、雨の降り方がピークになったという後方集中型と呼ばれる型に分類する雨の降り方、これが大きく影響したものでした。降雨の前半・中盤に降った雨が霞ヶ浦に流入して、霞ヶ浦の水位が上昇し、霞ヶ浦が水の壁となってしまう、高橋川の水が流れない、流速が非常に遅くなってしまったことにより、浸水被害の起きた低い箇所にあふれたと、水害を起こしたというようなことでございます。

さらに、平成25年の雨の降り方について詳細に分析しますと、降り始めから6時間までは計画相当、1年確率、1年に1度起きる程度の降雨であったわけですが、以降は、河川の将来計画規模である5年確率を上回りました。さらに19時間後の総雨量は、35年確率、35年に1度起こるかどうかなというような大きな雨がそこで降ったということでございます。

平成25年の台風26号の場合は、その総雨量と、後方集中型と呼ばれる雨の降り方により霞ヶ浦の水位上昇が重なったという非常にまれな事象が発生したため、大きな被害をもたらしたという分析結果となりました。

調査結果の対応策としましては、三つほど挙げてまいりました。一つ目は、霞ヶ浦の最高水位より低い部分の堤防、高橋川の堤防でそういう部分がございます。110メートルほどありますけれども、この110メートルの堤防のかさ上げ、それと水門の設置、ポンプアップによる対策、これが一つ目として挙げてまいりました。

二つ目として、余郷入干拓のほうに水を一時的に逃がすと、余郷入のほうに入れるということが二つ目の対策。

三つ目として、輪中の整備という三つの対応策が調査検討の結果、現在挙げております。

対策の一つ目として挙げました霞ヶ浦の最高水位より低い部分の堤防110メートルのかさ上げ、それと水門の設置、ポンプによる強制排水による対策、これについて検討を進め



たところ、平成25年、台風26号のときは、実際には水害が一番ひどかった大谷地区ですね、それ以外の大谷小学校付近の水田まで冠水している状況でありまして、この堤防の低い部分110メートルの部分の改修だけでは、新たな水害を招いてしまうと。堤防を高くしてしまっただけによって、さらに違うところで新たな水害が起こってきてしまうということが想定されるということもわかってまいりました。ということで、この堤防の低い部分のかさ上げ、これを実施するにはもっと広範囲の水路の改修を行わなければならないということになってまいりました。

この堤防のかさ上げ、この対策に基づいても、根本的な解決をするためにはですね、さらに水門の設置あるいはポンプの設置というようなことで、この一つ目の対策については、非常に大きな対策のための費用がかかってくるということが検証の結果、わかってまいりました。

さらに水門を設置したことによりまして、その水門の開閉ですね、このタイミング、どのようなタイミングでその水門を閉めたらよいか、またポンプの大きさ、そのポンプの維持管理という詳細な計画を立てなければならないというようなことも課題としてございます。

次に、二つ目の対策でございます。蔵後余郷入干拓への一時流入ということでございませうけれども、現在、蔵後余郷入土地改良区では、平成28年度完成予定で排水ポンプ場の改修工事が行われております。このポンプは、余郷入干拓地内の排水を目的とするもので、このポンプを利用することは能力的に難しいということでございます。こうしたことから、余郷入干拓への一時流入という対応策についても、余郷入土地改良区の農業の関係事業との問題の整理というものが必要になってまいります。

さらに、高橋川河口には水門がないということで、余郷入干拓への放水を検討している区域は、霞ヶ浦の排水区域、霞ヶ浦自体の水量をですね、それを影響を受けるところに、新たに余郷入干拓への水を逃がすための水路をつくるということになりますから、高橋川と霞ヶ浦の堰切りのためのゲート、水門が必要になってまいります。さらに、高橋川から余郷入干拓の中央排水路までのルート、水路ですね、この建設ということを考えますと、この二つ目の対応策についても非常に大きな規模での予算が必要になってくるということでございます。

次に、対策の三つ目なんですけれども、輪中による対策なんですけれども、当対策につきましては、川の氾濫が起こらないようにするという対策とは異なりまして、浸水被害家屋を含めて水害が予想されるエリアを堤防で囲みまして水が入らないようにするという、川の氾濫からいかに家屋を守るかという対策であります。農地を含めた水害の抜本的な解決にはなりません、浸水家屋を防ぐという対策としては大変有効なものと考えられます。

また、さきに説明しました二つの対策に比べて、費用対効果におきましてこの輪中というものがすぐれた対策であるものと現在のところ考えております。

以上を調査結果の報告とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 調査結果の報告、ありがとうございます。

報告を受けるとなかなか難しい問題ですが、近年は、ことしも早い時期から多くの台風が日本に影響を及ぼしています。そして、先週の台風後の大雨では、常総市初め各地で甚大な被害を及ぼし、高橋川も非常に危険な状況まで行きました。そして昨今では、ゲリラ豪雨が頻繁に起き、短時間でものすごい量の雨が集中して降り、そのような場合に、高橋川では水がはき切れずに氾濫ということになってしまいます。

流域の住民は、強い雨が降ってくると夜も眠れない状況が続くそうです。高橋川の根本的な改良工事には時間も費用もかかり、すぐに工事をやるということは難しいとは思いますが、ゲリラ豪雨や台風に対しての当面の対応策としては、どのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 先ほどですね、調査結果として、三つほどの対応策ということで説明をさせていただきました。それで、今後ですね、その調査結果を踏まえて、村として高橋川の水害対策についてどのように進めていくんだということについて申し上げたいと思います。

先ほど申しあげましたように、対策の対象となるものが自然相手でございますので、これについては、対策の実施に当たりましては、費用対効果を考えまして慎重にその対策を進めていかなければならないということで考えております。こうしたことからですね、さきに申しあげた三つの対応策の中で費用対効果を考えたときに、現時点におきましては、輪中による対策、これが最も有効的ではなかろうかということで、現在考えております。

そうしましたことから、輪中対策、これを推進していくに当たりましては、より詳細な調査検討が必要になってまいります。平成28年度の当初予算の中にそのための調査検討のための予算を計上しまして、着実に対策を進めていきたいということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。山崎議員のゲリラ豪雨や台風に対しての当面の対応策といったところで、防災の観点からお答えを申し上げます。

平成25年の台風26号の後に、地区に対しまして避難所の場所や自主避難の目安、避難に当たっての注意などを記した案内チラシの配布及び、平成26年度には土のうステーションを3カ所、高橋川付近の空き地に地域の協力のもと設置をさせていただいており、使用方法や設置場所につきましては、地区の班長さんを通じて案内の戸別配布を行っております。ゲリラ豪雨は台風と違いまして降雨予測が難しく、さらに限定されたエリアに発生することから、そのメカニズムを解明、予報の精度を高めるため、防災科学技術研究所を初め、各研究機関が実証実験を行っております。

美浦村の対応策といたしましては、さきに述べたように、地域の方に案内チラシ、土の

うステーション等の設置と緊急を要する際の初動に寄与できるよう進めてまいりました。また、大雨洪水警報の発令とともに、避難所開設の準備、受け入れの準備を行い、防災計画に基づき、災害警戒本部を立ち上げ、気象情報の確認や水位の上昇を1時間ごとに確認するなど、地域の状況把握に努めております。

今年度に入り、美浦村に大雨洪水警報が発令されましたのは6回ですが、先週の9月10日の災害時は、高橋川の水位の上昇が避難準備基準を超えたため、地域住民に対しまして避難準備警報を発令し、広報車で巡回、戸別に自主避難を呼びかけまして、乗用車の移動もお願いいたしました。そして、状況の変化に即座に対応できるよう、現場に職員の配置も実施をしております。

そのほかの5回につきましては、水位が想定よりも低かったため、いずれも避難所開設には至りませんでした。また、昨年度につきましては7回発令がございまして、うち2回は避難所の開設を行っております。

昨年8月より茨城県内では、Lアラートに県内全市町村が加盟をしておりまして、市町村が発令する避難準備警報を含む避難情報をNHK水戸のデータ放送で受信できる方法がとられてございます。美浦村では10月13日の台風19号のときにこれを利用してございまして、今回の災害時にも大変活用されました。

いずれにいたしましても、現場への巡回が確実、安全な方法と考えますので、今後もこうした対応策をとっていきたいと考えてございます。

以上、答弁でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。先週9月10日の災害時には、避難準備基準を超えたために、地域の住民に対しては避難準備情報を発令して、広報車で巡回して自主避難を呼びかけた。そのときに私もちょうどそこを高橋川を見守りに行ってまして、広報車が巡回しているところにちょうど遭遇したんですけれども、あのときにはもうすごい雨の音で、広報車で巡回しても全然音は聞こえないんですよ、ちょっと離れても。それで、そのときに広報車で巡回しているだけでは聞こえないからということでお尋ねしたら、個々に1軒1軒も回っておりますからという答えをいただいたので安心したんですけれども。

ただ、個々に1軒1軒回ったときに、「回ったけどお留守でした」で終わらないように、必ず連絡がとれなかったときも、また再度、違った方法で連絡をとるような形もお願いします。

それと、3カ所の土のうステーションに土のうを置いてあるとのことですが、危険な状況になったときに、自由に土のうを使ってくださいということだと思っておりますが、高齢者やひとり暮らしの人の場合はどのようにしたらよいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員のご質問で、高齢者が土のうを積めないといった状況のときはどうしたらいいかというご質問でございますけれども、そういう場合にはですね、お隣近所同士の助け合い、いわゆる共助というものが必要であるのかなと考えてございます。

高橋川の水位が上がってきた場合はですね、役場消防隊、また地区の消防団が巡回し、警戒のほうに当たってございますので、土のう設置の手助けは当然できるものと考えてございます。遠慮なさらずにですね、お声かけをいただければ、即座にそれを対応させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） それを聞いて少しは安心しました。

住民も高橋川の根本的な改良工事はすぐにはできないということはわかっているが、村で少しずつでも何かをやってくれているということがわかれば、少しは安心できるので、経過報告をしてほしいとのことです。住民への経過報告に関してはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 住民の皆様への報告をどのように考えているのかということでございますけれども、対策につきましてはですね、先ほど申し上げました調査、これを実施しまして、ある程度対策の方針でありますとか、具体的な対応策、これが見えてきた段階で住民の皆様へ報告をしたいということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 具体的な形が見えてきてから、その段階で住民への報告ということになりますと、まだまだ先のことになってしまうので、具体的なことが決定する前でも対象地区の人たちにはその地区だけの回覧でもいいので、報告をしてあげれば、住民も少しは安心できると思うのですが、いかがでしょう。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 先ほどですね、総務部長から、緊急の対策として土のうステーションであるとか避難の対応策ですね、そういうものをお話しさせていただいたんですけれども、現在執行部のほうでは、その緊急の対応策として、例えば監視カメラですね、そういうものも設置して水位を常に監視して、素早く避難をする、被害を少なくするという対応策なんかもとれないだろうかというようなことで、今、検討しているところでございます。

さきに答弁しましたですね、輪中に対する対策、この調査のことも含めまして、どのような形でどのような内容を住民の方にお知らせすることが、住民の方に安心していただけるか、ご理解をいただけるかということで、今、山崎議員が申されました回覧による対策の経過の報告も含めまして、どのような周知の仕方が住民に一番安心していただけるか、

理解いただけるかということで検討してまいります。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。高橋川の水害対策の問題は、非常に大変な問題だとは思いますが、住民の生命、財産にもかかわることですので、何とか早目に対応をお願いいたします。

次に、子育て支援対策の質問についてですが、昨今、各自治体では人口流出の対応策としてさまざまな子育て支援対策を打ち出していますが、現状での近隣自治体の子育て支援対策の動向をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。まず、現状での近隣自治体の子育て支援対策の動向についてでございます。

教育部門での子育て支援の中で経済的な支援では、第三子以降の子どもに対する保育料の免除事業がございます。本村においても国の免除基準に準拠し、保育所では小学校就学前、幼稚園では小学校3年生までのそれぞれの範囲において、兄弟がいる場合、2人目が半額、3人目が無料となっているところでございます。

また、近隣の龍ヶ崎市においては、第三子支援事業ということで平成21年4月1日から平成26年3月31日までに生まれた第三子以降のお子さんのいる世帯を限定して、そのお子さんが満3歳を迎えて小学校へ就学するまで、出産祝金受給後、引き続き当市に住んでいただくことが条件ですが、3年間に限って保育所や幼稚園などに入園されたときの保育料を全額または一部を無料としていますが、平成26年4月生まれの第三子からは、国の基準どおりの免除基準となっているところでございます。

次に石岡市においては、18歳までの兄弟がいる場合で、利用者負担基準表の4階層まで第三子を無料とし、5階層以上の場合は月額1万円を限度に支援する制度がございます。稲敷市、阿見町、牛久市については、本村と同様、国の基準での実施となっているところでございます。

次に、学校給食費の第三子以降の子どもに対する近隣市町の無料化事業についてでございます。こちらにつきましては、龍ヶ崎市が平成25年4月より、利根町が平成26年4月より、また阿見町が平成26年10月から、義務教育内の第三子以降となるお子さんがいる場合に実施してございます。牛久市、稲敷市、河内町については実施していない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。美浦村としては、先進的に中学3年生までの医療費無料というものを打ち出してきましたが、現在では各自治体も中学3年生までの医療費無料は当たり前になり、高校3年生まで無料というところも出てきました。

現在、子育て支援対策として、医療費面や教育面等総合的な部分で美浦村が取り組んでいることをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、ただいまの質問にお答え申し上げたいと思います。本村の教育部門での子育て支援対策でございます。

保育所においては、土曜日の保育時間延長を午前中の半日実施から、本年4月より午前8時から午後5時30分までの1日に延長して実施しているところでございます。

また、6カ月から入所時の母乳育児の継続を望む保護者を支援できるよう、冷凍母乳の受け入れ態勢を整え、本年より実施してございます。

幼稚園においては、私立幼稚園3歳児助成事業ということで、本村の単独での補助、助成事業でございますが、村民税非課税世帯の園児1人に年額3万円、上記以外の園児に1万8,000円の助成をしているところでございます。それによりまして、保護者の負担軽減に寄与しているところでございます。

また、保育の充実ということで、美浦幼稚園での夏季休業中の保育については、平成26年度は4日間の開園をしておりましたが、本年度は7日間の開園日を設け、実施しております。開園時間は通常の午前9時から午後2時とし、延べ219人、平均して31.3の方が利用されてございます。

預かり保育につきましても、利用者が増加する学校行事時には希望者全員の受け入れを行うなど、保護者の子育て支援をしているところでもございます。

そのほかにですね、健康増進課窓口としまして、安心して出産や子育てができるように、妊婦の方や乳幼児の保護者の方を対象に、健康、食事等のアドバイスや子育てサービス等、タイムリーな情報を届ける「きずなメール・みほ」の配信サービスを本年4月より実施し、支援を行っているところでもございます。

さらに、国保年金課では先ほど山崎議員からありましたように、医療費面においてもマル福及び村独自のマル美の公費助成により、中学3年生までの個人負担医療費の無料化を実施して負担の軽減を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。

2013年第3回定例会時に、子育て世帯の負担軽減策をどのように考えておられるかとの質問をした際に、第三子の保育料の無償化を予算的な部分を考慮検討し、よその自治体と同じ取り組みではなく、一歩進んだ子育て支援の方向を考えていきたいとの答弁でしたが、考慮、検討した結果はどうなったのかと、今後、保育料や給食費等、子育て世帯の負担軽減策をどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、学校給食費の軽減についてですが、全児童生徒の7%の準要保護児童生徒に対しましては、全額補助をしているところでございます。また、義務教育内の第三子の数は34人となっており、その第三子の給食費を無料にすると、年間約170万円くらいが必要となりますので、予算の確保が重要になってくると思います。

また、家庭の経済状況で第三子でも比較的余裕のある家庭のお子さんがあったり、また1人のお子さんであっても準要保護にならなくても苦しい家庭のお子さんもおりますし、学校給食法の中で学校給食費の保護者負担という法的なこともあります。その辺の整合性も理解が得られるかも課題となっていますが、今後さらに検討していきたいと考えております。

次に、第三子の保育料の負担軽減については、世帯構成上の第三子の全ての保育料を減免した場合、今の状況で試算しますと、幼稚園で35人、20.8%が第三子となり、金額にして約116万円、保育所では30人、18.2%で約713万円、合わせて800万円強の利用者負担額が減少することとなり、その予算の確保は、かなり今の財政状況を考えると大変厳しいところがあると思われ。その中で、どのような規定を設ければ軽減できるのか、それ以外の支援策はないか、現在課題となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

最後に、村長の今後の考えをお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

今月の10日、集中豪雨によって常総市の被害が大きく報じられております。美浦村としても今、職員を派遣しながら、また給水車も派遣をするということで、村としても町村会の意向に応じてですね、災害の救援をしているところでもございます。先ほどですね、山崎議員のほうからは、高橋川のこれからの災害についての対策等もありましたけれども、村としても、想定されない自然災害についてもですね、住民の安全・安心を守っていくために、議会ともども一緒にこれから対応をしていきたいというふうに考えております。

そして今、子どもたちですね、美浦村の中でどういう支援策を考えているんですかということで、教育次長のほうから答弁をさせていただきました。村としてもいろいろな取り組みをしてきておりますけれども、各自治体それぞれの特徴をもって、少子高齢化の中で人口減少を何とか食い止めようということで、それぞれ独自のいろいろな案を出しております。

村としてもですね、乳幼児の部分については今、地区計画を立てて、商業地域のところでですね、物産館とあわせて子育て支援という部分を強調したものをですね、改めて設置

をして、保育所、幼稚園、そういうときじゃなくて通常の生活の中で買い物に来たときとか、それから、なかなか自分でも忙しいときに一時的に子育て支援ができる場所。いろいろ今、学校、福祉介護課のほうではですね、ことしからは子ども育成室が学校教育課のほうに入りましたけれども、学校教育課の中で見たほうが一貫性があるといいだろうということで、ことし、そうになりました。

そういうことも考えて、今回計画している村の大体、中央にできる子育て支援業務をですね、より充実した整備を今目指して考えているところでもございます。ぜひ、どういうものを最終的に作り上げるかは、今の保育所、幼稚園、そして子育て世代を担っている皆さんとの協議の中で、より子どもを育てやすい環境は美浦村の中ではどういうものかというものも含めて対応をして、いいものをつくっていききたい。それについては子育て支援だけではなくですね、高齢者の行き場所、サロンがないようなところでは一緒にですね、シェアルーム的な部分も含めて、子どもからお年寄りまで一貫した対応ができるようなものを今目指しているところでもございますので、ぜひ山崎議員からも、また議員の皆様からも、いい、よその市町村でいろいろな対策をしている、実施しているものも含めて、美浦村に合ったものを構築していききたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。よく村長が言われている「いいなあ美浦」、ぜひともそういった見本になるよう、今現在住んでいる人たちが人口流出しないよう、そしてまた、よその自治体から美浦村に住んでみたいと思われるようなよりよい美浦村をつくり上げてください。よろしくをお願いします。

以上で質問終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、飯田洋司君の一问一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 7番議員、飯田。通告書に従いまして、質問いたします。

また、今議会より前方に電子黒板を2台設置しております。茨城県でも初の、全国でも最先端の美浦村議会かなと自負しております。また、傍聴者の皆様に対してわかりやすい議会をという形で、いろいろな資料が前の電子黒板のほうに映し出されると思いますけれども、これを参考にしながら傍聴していただければいいのかなと思っております。

最初に質問いたします。大山スロープ騒音・ごみ問題について質問します。

地元大山住民より、騒音とごみだけがふえ、地元には迷惑だけが残る苦情が以前より絶えません。週末の大山スロープの騒音とごみ問題について、今後の対策を伺いたいです。よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員ご質問の大山スロープの騒音、そしてごみの問



題について、対応策についてお答えをいたします。

最初に騒音問題なんですけど、騒音を規制する法律として、騒音規制法というものがございまして。ただし、この規制の対象がですね、工場あるいは事業所に設置をしてあります機械等がこれが対象となっている法律でございまして。

また、茨城県生活環境の保全等に関する条例、これの中でも騒音に関する規制というものがございましてけれども、これも騒音規制法と同様な内容となっております。現時点では霞ヶ浦のレジャーに伴う騒音、これを規制するような法律、政令というものが残念ながらないというのが状況でございまして。

国内メーカーの水上バイクの騒音に関しましては、企業側が自主的に騒音を抑えた機種を販売するというようなこともやっているようなんですけども、輸入したものについてはこうした対応ができていないというようなことで、それが一つの原因になって騒音、音がうるさいというような状況があるということかと思っております。

こうしたことから、法律による規制ということがなかなかできないということございまして、村としてとり得る対応策としましては、実際レジャーを楽しまれている方々に対してですね、早朝のレジャー利用、それを控えてくださいと。余り早朝にはそういう水上バイクでの大きな音をたててレジャーを楽しむというようなことは控えてくださいというようなお願いの看板を設置するというところぐらいが、村としてできる対応策かなということ考えております。

設置に加えましてですね、霞ヶ浦河川事務所とも協議をして極力、そのレジャーを楽しんでおられる方に、モラルを守ってきちっとレジャーを楽しんでいただくという方向でお願いをしてまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 資料の映像をちょっと見ていただきたいんですけども。

大山防災拠点スロープの近辺のですね、ごみ集積所、その近辺にたくさんのごみを置いていく方がいましてですね、それを地元の住民の方が、缶・瓶・燃えるごみというような形で仕分けをしてですね、やっているのが現状でございまして。そして、生活環境課ともお話をしてですね、今現在ある集積所を少し移動してですね、見えないところへ持っていくか。今の集積箱をですね、ちょっと離れたところ、もしくは幹線道路からちょっと外れたところへ移動するように、今、生活環境課と話し、また地元の住民と話して対策を練っているところでございまして。こういうところもですね、生活環境課と1件1件、少しずつ対策を進めていただきたいなと思っております。

次の質問ですが、また映像をちょっとお願いしたいのですが。

大山スロープのですね、レジャー、バーベキューの後の状態ですが、これは大山スロープの南のほうのですね、一番広いスロープなんですけれども。これは若者たちが土日に来て、バーベキューを楽しんで、燃えた後、持ち帰れませんのでね、こういった形でそのまま捨

てて行ってしまうと。こちらももっとあったんですけども、やはり波の影響、増水の影響で、撮ったのはこれ、9月10日前の雨の、台風18号の前の写真ですけども、最近はこの炭は大雨増水によってきれいになっております。全て霞ヶ浦の湖底に沈んでいるのかなと思います。こういった状況をですね、考えると、レジャーの方を受け入れることは、次年度以降なかなか難しくなってくるのかなと思っております。

また、霞ヶ浦沿岸のですね、民間のラスクマリーナ、そして我が大山スロープといった、こういった形でのレジャーをする設備というのは、多分2カ所かなと思っております。茨城国体も近いですので、やはり全国の皆さんに、霞ヶ浦っていいなと、美浦村っていいなと思えるようにね、ぜひ美浦村霞ヶ浦レジャー条例というものをつくれぬのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。飯田議員のご質問、何点かあったかと思っておりますけれども、まず、ごみの問題ですね、これについて申し上げます。

ごみの問題につきましては、村のほうでも力を入れて対応しているところでありまして、平成26年4月から、警察官のOBの方を廃棄物対策管理官ということで採用をいたしました。あわせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第20条第2項によりまして、この方に茨城県職員としての併任の辞令を受けていただきまして、村内全域のパトロール活動を行っているところでございます。

先ほど飯田議員のほう、タブレットのほうで示していただきました大山スロープ内でのごみのことなんですけれども、これにつきましてもこの監視員の方が随時パトロールを行っております、規模が小さいもの、すぐに拾ってこられるようなごみであれば、そのパトロールの際に監視員の方が拾ってくると。また、規模が大きい、ちょっと1人ではどうにもならないというようなことであれば、その報告を受けまして、生活環境課のほうで後ほどそのごみの清掃に行っているというようなことでございます。

また、霞ヶ浦河川事務所のほうでも定期的にパトロールを行っております、悪質なものについては警察のほうに通報するというような対応をさせていただいております。

次に、ごみの集積所の話もあったかと思っております。これは大山の県道沿い、レジャーで訪れた方が帰り際にごみを置いていってしまうというようなことなんですけれども、これは同じようなことが大山だけではなくてですね、例えば国道125号でありますとか交通量の多いところは、その集積所に通りがかりの人がごみを置いていってしまうということが多くございます。

それで、生活環境課のほうの対策としましては、看板を設置して「置かないようにしてください」ということもそれは一つなんですけれども、なかなかそれでも問題解決になら

ないというようなことで、大通りから一本奥の道路に集積所を移動するというようなことをお願いしております。もちろん新たな設置場所というものも地区の方に見つけていただかなければならないということになるんですけれども、これが比較的効果のある対応策としてこれまで実施をしてきているということでございます。

飯田議員ご指摘のですね、大山地区の集積所、これについては、地域の方がボランティアで分別をされたり、あるいは日常的にきれいに管理をしてくださっているということでございます。このことに対しては、まずお礼を申し上げたいと思うんですけれども、村としましては今申し上げたような対応、大山地区についても今申し上げたような対応、通り一本奥に入ったところに集積所を移動するというようなことで対応してまいりたいと考えます。

次にですね、霞ヶ浦のレジャー条例ということもお話があったかと思えます。この件についてご答弁いたします。

湖沼に関する条例ですね、湖や沼に関するレジャーの条例、これにつきましては、琵琶湖でありますとか富士五湖、あるいは猪苗代湖というような全国の有名な湖沼がありますけれども、そういう湖沼では何カ所か条例が制定をされているということでございます。内容につきましては、マリンレジャーへの対応を踏まえた規制のための条例という内容になっているようでございます。

飯田議員ご指摘のようにですね、茨城国体の開催を踏まえ、美浦村でも霞ヶ浦条例というものが制定できないのかということでございますけれども、霞ヶ浦流域の自治体、全部で22の市町村がございまして、霞ヶ浦に接する市町村だけを見ましても12の市町村があるわけでございます。霞ヶ浦レジャー条例というものを制定するにしましても、関連する周辺市町村と連携をして、少なくとも霞ヶ浦に面する12市町村と一緒にですね、条例を制定するということが、条例制定後もですね、その条例が有効に生かされていくためには必要かなということで考えております。県のほうにですね、条例の制定ができないだろうかというようなことで要望したいということで考えております。

霞ヶ浦に関する条例なんですけれども、レジャー条例のほかに現在、条例がございまして、水質保全に関する条例というものが県のほうでつくられておりまして、まず、これに基づきましてですね、霞ヶ浦の水質保全のほうを村としても努めていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） それでは、飯田議員のですね、美浦村霞ヶ浦レジャー条例という部分をつくれぬのかという話があります。これについては、富士五湖とか琵琶湖ではつくっているということでございます。それでまた霞ヶ浦には、茨城県では22、あと益子町と鹿取市を入れて24自治体が支流を、河川を、56本の中、持っております。西浦と北浦を

入れて12市町村ということで、レジャー条例、これもですね、できれば美浦村だけじゃなくて、全体の県がカバーするような部分でつくれば一番いいものができるのかなど。美浦村だけじゃなくてですね、県全体でつくる。

そしてまた、ごみ問題も含めて美浦村の今、大山地先のスロープは誰でも使える、料金がかからないということで、早く来た者が独占してしまう。環境の部分もそれはたくさんあるかと思えますけれども、できれば、猪苗代湖あたりだと、話に聞きますと、予約をして行ってお金を払うというシステムなそうでございます。

美浦村も、美浦村が管轄するという事ではないんですが、管理は、霞ヶ浦河川事務所が管理をしております。今度、霞ヶ浦の水位を上げるべく、50センチの特殊堤が大体できました。一部その特殊堤の間を、空いているところを閘門で閉めたり開けたりをするという部分については、その閘門がまだできていない。それで今、自由に使っているというのがレジャーに来る人たちにとって、どこを探してもこんな環境のところはないということで、大体、春の連休から10月ぐらいまでは、休みのときは朝から大勢の方が来ている。

できれば、これをですね地元の、飯田議員は地元出身なので、地元の漁業者、それから地区の代表、そして、あそこを管轄しているいろいろなボートを貸し出ししたりいろいろなことをやっている業者が何軒かございます。その辺も含めて、一緒になってですね、あのところを管理する、そういう組合ができることを本当は霞ヶ浦河川事務所も望んでいるところなんですね。ですから、今のところ閘門ができないと管理が難しい。

ですから、閘門ができる時期の大体の想定ができれば、その前にですね、組合の設立を行って、その時期の管理を組合でやってもらう、というのをしてもらえば、ごみの問題、そして、そのほかの環境の部分も含めてですね、これは有料にしても、環境がよくなれば、もっといろいろな使い勝手がよくなると、人がもっと来てくれるだろうというふうに思います。

その事実には、今、国土交通省が持っております資材置き場のところに駐車場が整備されました。駐車場のほうが約1ヘクタール、それから資材置き場のほうも1ヘクタールということで、約2ヘクタールのところにヘリポート、それから駐車場。緑地帯の部分があるところにトイレを整備させていただきました。これについても、霞ヶ浦河川事務所ではそういう予算はないという部分の中で、環境が悪くなるから何とかお願いしたいということで、トイレ整備をするときに一緒にシャワーもつけてもらいました。

そういうことから、あそこを利用する方は、そういう環境がよくなれば、トイレもいたずらはしない。シャワーも壊さない。やっぱり利用する人がありがたいなと、これはいいなと思えば、使う人がお互いが監視になって、いたずらをする人を生み出さないということが一つあるかと思えます。ぜひそういう意味では、トイレをつけたときにも、いずれ壊されるかもしれないから監視カメラをつけようかという話があったんですが、いかなせん監視カメラをつけなくても、健全にあそこを利用されているということがあります。

議員おっしゃるように、地元では騒音から何から迷惑の部分があるかと思えますけれども、時間といろいろな制約を設けた使用方法をですね、つくれば、それに合った人に使っていただけるということでございますので、ぜひ飯田議員、地元でそういう呼びかけもしていただいて、私のほうも霞ヶ浦河川事務所のほうで閘門ができる時期を聞き出しますので、その閘門ができたときの管理をする前からですね、看板を立てて、閘門ができた後はこういう組合で管理をしますという部分を打ち出しておけば、管理がスムーズにいくのかな。そうすれば、霞ヶ浦レジャー条例という、美浦村だけでつくる部分じゃなくて全体的な、県全体でつくってもらう。こっちの西浦も北浦も同じような条件の中で、美浦村だけのところをよくするという部分じゃなくて、全体を条例化してもらおうということが理想じゃないのかなというふうに思っております。ぜひ、議員のほうのお力もいただければと思います。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） なかなかそこまで私は考えが至らずですね、閘門の部分と、3年くらい前ですかね、池延課長、退職した方とお話ししたんですけれども、なかなか一般の方に開放した場所なので、料金というものがなかなか徴収できないだろうという形でありましたけれども、今言ったような形ですね、地元の方が中心になって、組合ないし、そういうものをつくってですね、閘門と同時に、その前につくって、村のほうに看板を出してもらって、利用者に少なくとも1年くらい前にはね告知して、2年か3年後にはそういった形で組合による運営というものができれば理想的かなと。

また、美浦村レジャー条例もそうですけれども、これは22、霞ヶ浦に流入する市町村がございまして、水質浄化条例と関連はしてきますのでね、自動的に霞ヶ浦でも日本です、3番目か4番目になりますけれども、霞ヶ浦レジャー条例みたいなものを数年後につくっていただけるよう、執行部のほうもぜひ要望書を出し、努力していただきたいなと思います。

続いてですね、村道の凍結の対策ですが、これはことしですね、3月にお伺いしております。そこら辺のところの進捗具合と報告を伺えればなと思っておりますので、よろしくお願いします。またですね、資料の写真もございまして、そちらのほうもちょっと参考にさせていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

飯田議員ご質問の中で触れましたように、この件に関しましては、ことしの3月の議会の中で一般質問としてご質問をいただいているところでございます。その際にも村の冬場の道路の凍結に関しましては、村で今このようなことをしているというようなことを申し上げたんですけれども、ちょっと村の対応のほうをまず申し上げたいと思います。

現状での村の冬場の道路の凍結に関する対応でございますけれども、道路の凍結が発生

した場合、あるいはその発生が心配されるような場合につきましては、随時道路のパトロールを実施しまして、スリップ事故防止のため、融雪剤いわゆる塩カルですね、これの散布を行いまして、ドライバーへの注意喚起を行い、立て看板を設置するというようなことを行ってまいりました。

また、積雪がひどいような場合には、村内の業者、これは事前に協定がございまして、除雪等についても大きな積雪があった場合には実施をしているというようなことでございます。

それで、さきの議会の一般質問の中で飯田議員から質問のありました、その後の答弁に対する進捗はどのようなことかということですが、

〔「聞こえない」と呼ぶ者あり〕

聞こえないですか。

○議長（沼崎光芳君） 聞こえないって。もっと大きい声で。

○経済建設部長（増尾嘉一君） わかりました。

さきの一般質問に関する事で、その進捗状況を。

〔「聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） じゃ、マイクに近づいて。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 聞こえますか。

〔「飯田の声まで聞こえないから」と呼ぶ者あり〕

○経済建設部長（増尾嘉一君） 進捗状況について申し上げます。

村内の幹線道路、これにつきましては、冬場、特に雪が降ったような場合、多くの凍結箇所がございます。都市建設課では、過去に降雪時に頻繁に融雪剤を散布する必要があるような場所、これについては既に把握をしておりますので、場所のピックアップを行いまして、注意喚起のための立て看板を設置すべく、現在その作業を進めております。今回の定例議会におきましても、看板設置のための費用を補正予算として計上をさせていただいているということでございます。

さらに、飯田議員の3月議会の中で提案がございましたその注意、スリップ事故が起りやすい箇所については、そういう地図を作成しまして村のホームページのほうに掲載をしまして、運転者の方に注意喚起をしたらどうだということでございました。これにつきましても現在作業を進めておりまして、12月初めごろまでには村のホームページのほうにその地図をアップするという事で予定をしております。

いずれにしましてもですね、雪が降った場合、凍結をして事故が起こることが繰り返されているわけございまして、そうしたことが1件でも少なくなるように対応を進めてまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 2番目の質問の中で、マップ関係のほうは回答をいただきました

のでね、ありがとうございます。また、予算もつけていただいて12月にはですね、美浦村のホームページのほうに掲載するというので、本当にありがとうございます。

続いての質問でございます。サイクリングロードについて。資料がありますので、資料の掲載、よろしくお願ひします。これの資料はですね、茨城県のほうでつくばから、「りんりんロード」、仮称でしょうけれども、これをですね、霞ヶ浦沿岸40キロプラスして日本一のサイクリングロードを目指して今、企画しているところでございます。

県のほうで予算をつけてパンフレットをつくり、いろいろ告知はしているんですけどもね、霞ヶ浦北岸のほうは結構予算をおつけして、資料のほうでも多分出てくると思うんですけども、なかなかすてきなサイクリングロードを整備しつつあります。しかしですね、南側、美浦村・阿見町・稲敷市ですか、こちらのほうは全く予算がつかずですね、このままだと取り残されてしまうのかなと思っております。これに対しての村としての対策があればお願いしたいなと思っておりますので、今回答弁、よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） それでは、飯田議員の質問に答弁を申し上げます。

サイクリングは、自転車さえあれば誰でも楽しむことができるスポーツレクリエーションでございます。最近では国内のみならず、世界的ブームとなっているサイクリングでございますが、例えば国内でも屈指のサイクリングコースであります尾道と今治エリアをつなぐ、しまなみ海道におきましては、年間サイクリング者数は17万人を超えているというところでございまして、水郷筑波地区におきましても、このサイクリング人口の多さに着目し、サイクリング環境の整備に力を入れているといったところでございます。

具体的には、岩瀬土浦自転車道と潮来土浦自転車道、これを含む霞ヶ浦湖岸の道路を一周するサイクリングコース、総延長180キロを設定してございまして、ハードとソフトの一体的な整備を行い、交流人口の拡大による地域活性化を図ることを目的といたしまして、平成25年度から水郷筑波サイクリング環境整備事業推進検討会を茨城県及び関係市町村により発足し、検討を進めているところでございます。

この検討会につきましては、茨城県の地域計画課及び道路建設課が中心となりまして、沿線の関係14市町村の主に企画担当と道路担当により構成をされているといったところでございます。発足後これまでに6回ほど検討会が開催をされまして、整備の方向性などについて検討をしており、また、ことしの8月4日と6日には関係職員による水郷筑波サイクリングコースの合同実走調査、2日間合計約180キロの完走を行い、コースの設定に当たっての安全性、快適性、案内標識などの必要なポイントの調査、ビューポイント、休憩施設、サイクリングと連携できるスポットの調査を実施いたしております。

また、安全で快適なサイクルルート为国が認定する「ナショナルサイクルルート」、これは仮称でございますが、これにつきまして国土交通省が検討を本格化させることに伴いまして、この水郷筑波サイクリングロードにつきましても、認定に向け国内外を含め、他

のサイクリングロードの事例を参考にしながら、県が進めていくというような考えでございます。

ナショナルサイクルートの認定を行うのは、国土交通省の有識者会議で、認定を通じてルートブランド化し、さらに国内外の観光客の誘致増大につなげる狙いがございます。国が示した認定基準案ではルートが連続をしており、過去5年間の交通事故件数が極めて少ないことや、宿泊施設などおもてなしの充実などが必要となっております。

このようなことから、周辺自治体が一体となり、サイクリング環境の整備を進めて、ナショナルサイクルートとして認定を受けることができれば、さらに多くのサイクリストたちが全世界から水郷筑波地区に訪れることが見込まれ、地域活性化にもつながるものと考えられるわけでございます。

また、サイクリングロードの整備につきましては、平成26年6月の定例会一般質問におきましても、飯田議員、林議員から質問をいただいております。その際の答弁といたしまして、霞ヶ浦沿岸のサイクリングロードの整備につきましては、霞ヶ浦の北側ルートが茨城県の事業といたしまして整備が進んでおりますので、美浦村の地内を含む南岸ルートにつきましては同様の考え方のもと、茨城県の事業として整備をしていただくことが妥当と考えます。そこで村といたしましても、関係市町村と連携し、茨城県に対し、早期事業化に向けて働きかけをしてまいります、との答弁をさせていただいております。その後、近隣の阿見町、稲敷市と協議し、賛同をいただきましたので、平成26年12月18日に、美浦村長、阿見町長、稲敷市長連名で知事宛てに要望書を提出いたしました。要望書の写しがございますかね。

美浦村の財政状況、現在進めている施策等に対する財政負担を考えると、本村の自主財源でサイクリングロードを整備することは、現状では難しい状況でございます。今後ともサイクリングロードの整備につきましては、茨城県に対して要望を続けること、並びに国の補助金、交付金等が該当する制度が創設されないか、動向等を注視していくことが必要と考えてございます。

以上が答弁でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 2011年の12月定例会、そして2014年のたしか6月定例会のときにですね、サイクリングロードとしていろいろ質問してきました。そのときはまた、阿見町と美浦村とで共同で、たしか潮来の国土交通省に整備してくれというような形で要望書を出したのかなと思っております。

それからですね、数年たって、こうやって26年の12月に3市町村で要望書を出して、一応県のほうにはこういった形をつくってくれないか、予算づけしてくれないかという形で、各首長の方が一緒になってやってくれていると。大変うれしいなと思っております。

茨城県で進めているサイクリングロードですが、もちろん茨城県のほうも財政状況もあ



りますので、そんなに予算づけできないのかなと思っております。日本一の180キロにわたるサイクリングロードをつくって、しまなみ海道の17万人、現在5位ですけれども、将来的には20万人、30万人という形で大きな夢を、茨城県のほうでは持っているのかなと思っております。しかしですね、このままやってもらってもですね、どうしても先ほど言いましたように、北岸地区のほうに予算がなかなかつかないというのが現実でございます。

3番目の質問ですが、当然こういった要望書も出していますけれども、2019年の茨城国体につながるようなね、先ほど、前の質問でもしましたが、霞ヶ浦レジャー条例、これは村としても一生懸命、何とか料金が取れる対策を、地元と村とで一緒になって協力してやっていこうということですが、本村独自のですね、村が管轄するところで、当然県のほうでは声を上げますけれども、これは周りの町村、80キロというサイクリングロードの中で通過地点も含めて、各自治体です、自前で多少整備していただきたいということだと私も思っております。

そういうことも踏まえてね、独自の茨城県に協力する体制の中で、予算も含めそういったものが現在進められているのかお伺いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいま飯田議員の質問でございます。村独自の企画というふうなお話でございました。本村独自のですね、サイクリングロードの企画というものは、現在のところ考えてございません。

しかしですね、確かに大山ゲレンデには今の写真のようにですね、たくさんのサイクリングの方がいらっしゃっていると。二つのトイレの設置等もございましてところから、そういう形でここに多くの方が見えているといったところだと思いますけれども、大山ゲレンデのほうも利用がされているといった状況でございます。

県の環境整備事業の中で看板等のデザインが統一化を図られているというような状況でございます。そういうことですね、そういう看板の設置等もですね今後、実施をしていくというようなことですね、今後、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、そういう構想の中で検討をしてみたいといったところで考えてございます。

以上が答弁でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 資料の写真で今現在映っているのが、人力飛行機の世界記録のチャレンジのときの写真でございます。先ほど映しました湾岸のサイクリングロード、若い人たちが楽しんでサイクリングしているというような状況です。

水防拠点のところ、先ほど村長が言いましたように、シャワーがありトイレがあり、太陽光発電とか村営の発電、そして上のほうの写真ですが、こんなすばらしい日の出が見られるところでもありますし、また近ごろ、いなほ消防署ができましたけれども、こちら阿見消防署と共同で水害対策ということで、レーダーを使った実証実験の場所でも

ございます。こんなすばらしい、霞ヶ浦、自然が残っているところ。

そして少しずつですが、受け入れ態勢というものができつつあります。太陽光のところにもありますように身障者用のトイレ、まだ未使用でございますが、いつころ使用できるのか、ちょっと私にもわかりませんが、こういったものも含めて、点と点が少しずつできつつあります。ぜひこれをね、結んで面として、美浦村はいいぞと。日本一の180キロの中でも特に美浦村が一番いいね、というような形で地域活性化にも役立つので、これからもね、ぜひ県に要望を出してもらい、そしていろいろな企画を皆さんで考えて、何とかりんロードですか、これを実現してですね、全国17万人以上、目指せ20万人、30万人ですか、そういった形で皆さんと一緒に協力してやっていただければなと思っております。

質問は以上です。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

申し上げます。ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩をいたします。

11時40分再開といたします。

午前11時29分休憩

---

午前11時41分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます

次に、松村広志君の一问一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） こんにちは。1番議員の松村です。初めに、このたびの集中豪雨の被害に遭われた方々へ心よりお見舞いを申し上げます。通告に従いまして質問をいたします。

我が村におけるまち・ひと・しごと創生本部において、主に地域活性化対策への現在の取り組み状況について質問させていただきます。

昨年5月、日本創成会議の人口減少問題検討部会が発表したレポートが全国に大きな衝撃を与えたのは、まだ記憶に新しいことと思います。2040年までに全国約1,800ある市町村の49.8%、約5割に当たる896の自治体において、20歳から39歳の若年女性の数が半分に至るという内容である。これらの自治体では、人口再生能力が低下し、行政機能が困難となるといわれる。つまり自治体の消滅を意味する。

人口は国や地域の土台であり、自治や産業の基盤といえる。今の人口減少の著しい現状にあって、これから迎える超高齢化と少子化の流れは変わらないと思われる。確実に国や地方自治体のあり方を変えていくといえる。「地方創生＝人口対策」の感は否めない。

近年、国を挙げての地方創生が叫ばれ、限定的ではあるが、ことし6月に成立した地方創生関連2法の成立に見てとれるように、地方創生への取り組みが本格化しております。

また、昨年11月に国会で成立した、まち・ひと・しごと創生法に基づいて、同年12月、地方創生を推進する総合戦略が閣議決定されており、それらを受けてまち・ひと・しごと創生法第10条において、地方版総合戦略の今年度中の策定が求められております。このまち・ひと・しごと創生法の理念は多岐にわたるが、本村における人口問題を軸とした地域活性化への現在の取り組み状況をお答え願います。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 松村議員のただいまの質問にお答えを申し上げます。

人口問題を基軸とした地域活性化の現在の取り組み状況につきましては、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、これは地方創生先行型といわれておりますが、これにより次の五つの事業を今年度展開をしております。

まず、一つ目が美浦村総合戦略策定事業でございます。霞ヶ浦の南岸に位置し、湖岸に広がる水田や縄文時代の遺跡など、豊かな自然と歴史資源を有する本地域の特性を踏まえまして、良質な雇用の創生と定住促進事業の推進によります地域の活性化を見出すために必要な調査等を実施し、基礎資料等を作成し、美浦村人口ビジョン及び美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたします。

二つ目が産業後継者育成事業でございます。これは、本村の産業後継者問題を解消するため、商工会と村が主催するカップリングパーティーを開催するとともに、参加者が結婚した場合の祝い金の交付や結婚仲介者に結婚紹介奨励金の交付を行い、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを目的といたしております。

三つ目が少年のつばさ事業でございます。将来を担う美浦中学校生徒を台北市立敦化中学校と交流を深めるため台湾に派遣することにより、国際教育を推進し、国際感覚を備えた人材の育成を図り、美浦村の将来を担う人材を育成するほか、美浦村が行う特色ある教育施策をPRし、知名度を上げることで、東京圏から地方への移住定着に結びつけることを目的といたしております。

四つ目がICTプログラミング教育事業です。本村では、村内小学校の全ての教室に電子黒板が設置されまして、また、小学校にタブレットを配備し、全児童がタブレットを使用した授業が受けられる環境を整えておりますが、この利点を生かし、小学校に、アプリ開発を通してプログラミングやデジタルものづくりの楽しさを学ぶ授業を展開し、美浦村が行うICT教育施策をPRし、知名度を上げることで、東京圏から地方への移住定着に結びつけることを目的といたしております。

最後の五つ目が、美浦村観光地化事業となります。美浦村は首都圏から60キロの好位置にあり、周囲の半分を霞ヶ浦に囲まれ、他市町村にはない特色ある施設や霞ヶ浦に係る観光スポットに恵まれております。

その中で、陸平貝塚・光と風の丘公園・大山ゲレンデ・JRA美浦トレーニングセンター・木原城址城山公園を、村内の一つの公園と捉え、美浦村の名にふさわしい、美しい

村として観光地化を進め、観光客の増加を図り、東京圏からの移住による人口の増加を図り、村の活性化に寄与することを目的といたしております。

美浦村観光地化計画策定、美浦村PRビデオ作成、スマートフォン用の美浦村観光アプリを作成、美浦村観光パンフレット作成等を行うことを計画しております。今年度につきましては、昨年度に繰り越した事業を実施をいたしますが、今後は美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして計画される事業を展開をしていくこととなります。そのため、総合戦略をどう策定していくかが重要な鍵となってくるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 続けて質問いたします。今後作成される本村の創生総合戦略と従来の各種計画との地域活性化対策の取り組みの差異について伺います。

創生総合戦略はさきのご説明にもあったとおり、主にその目的を各自治体ごとの人口減少の克服、そして地方創生としておりますが、基本理念にあっては本村策定の都市計画マスタープランや第6次美浦村総合計画とは意を同じにする旨がある。従来の計画との取り組みの差異、または強化点などをお示しく下さい。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの松村議員のご質問で、現在村が策定している計画です、第6次美浦村総合計画、これが最上位の計画でございます、その実現のために各部門でさまざまな計画を策定し、事業を実施をしているというような状況です。

また、都市計画マスタープランにつきましては、村の土地利用についての計画となっております。今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画との基本理念は同様ですが、人口減少克服を最重点課題と捉え、地方における安定した雇用を創出する。地方に新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域が連携すると、そういう四つの目標の達成に向けまして、重要業績評価指標であるKPI、これを施策ごとに具体的な数値目標として設定をいたしまして、達成度を検証しながら施策を進めていくと、そういうことがこれまでの計画との差異であるものと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 2007年ごろから限界集落の問題が浮上し、地域再生が問われ、そして現在、地方創生が叫ばれている。何が進み、どう改善されたのか。施策に多少の効果はあったにせよ、大局的には地方の人口流出や少子化に歯どめがかかっていない。政府の五つの政策の検証を確認したい。

1、府・省庁制度ごとの縦割り構造

2、地域特性を考慮しない、全国一律の手法

- 3、効果検証を伴わないばらまき
- 4、地域に浸透しない表面的な施策
- 5、短期的な成果を求める施策

創生大臣いわく、今回の地方創生は霞が関から集落の隅々までの国民運動にしていかないと長続きせず、再びこれまでと同じ道をたどることになる。国民運動にできるかが最大のポイントだ、と。的確な話である。

同時に、この論理は本村にあっても同じである。村民一体での危機感の共有は当然のこととし、その上でどこまで村民運動として深く浸透できるのか、そしてさらに、どこまで永続的持続性のある運動としてゆけるかである。要は、上から、やりましようと言うだけでは決してうまくはいかない。そして、大きなポイントは、つくる総合戦略が計画倒れにならない、動く計画になれるかどうかである。動かない計画にしないために何が必要とされるかを伺います。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの松村議員のご質問でございますが、美浦村では平成27年6月8日、このまち・ひと・しごと創生の鍵といたしまして、内部組織といたしまして庁内ワーキングチームを立ち上げ、外部組織といたしまして、平成27年5月15日、美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議を設置をしております。内外からのですね、提案、精査を通しまして施策を進めていくこととなっております。

実施状況の検証につきましては、基本目標の数値目標、そして具体的な施策につきまして、重要業績評価指標であるK P Iの達成度を検証の具体的手法でございますP D C Aサイクルによりまして、効果検証をいたします。

まず、計画をする「Plan」と、実行する「Do」、評価をするという「Check」、改善するという「Action」というサイクルによりまして検証を行って、それをですね、今後5年間のサイクルで検証していくというようなことを行っていきたいと考えてございます。その妥当性、客観性を担保するため、行政の中だけで行うのではなく、できる限り美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議で継続的に検証を行ってまいりたいと考えております。

策定後につきましては、K P Iをですね、中心とした評価サイクルを構築いたしまして、最終的にそのK P Iの達成率を上げていくため、実効性を伴った計画の推進を目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。ある専門家によれば、地域を巻き込んだ徹底的な下からのボトムアップの議論が必要である。さらに、コミュニティエリアの計画をつくり上げる必要があるとしています。全く同感であります。

今、コンパクトシティや小さな拠点づくりという動きの中、一部には、カウンター・ア

ーバニゼーション、いわゆる田園回帰のような動きも見られております。これらの動きも踏まえ、より個性的なフレキシブルな創生への対応が求められているように思います。

どこまでも地域に根差したコミュニティ発の徹底したコミュニケーションづくりが、さらなる活性への環境づくりの鍵とします。地域から新たな活路への知恵と工夫を引き出したい、そう考えております。

以上で、一つ目の質問を終わります。

続けて質問させていただきます。

地域型公共交通コミュニティバスの運行への取り組み状況について質問いたします。過去に何度か同僚議員からも取り上げられておりますが、私の意見といたしまして、これは本村における地方創生、地域活性のための重要な課題とします。

初めに確認しておきたいことですが、都市計画マスタープランに載っております平成22年10月の村民意向調査において、暮らしに対する満足度の、バスなどの公共交通機関の利用しやすさは、「不満」または「やや不満」と答えた方が、実に80%に上っております。あえてページとか残しております。これは周知のとおり都市計画マスタープランに基づいておりますので、検索しやすいかなとしますので、残させていただきます。

また、「通勤通学の便利さ」には合わせて66%の人が「不便」を感じ、「商店やスーパーを楽しむ環境」については計67%の方が「不満」「やや不満」と答えております。このことに対しては、平成26年3月に策定された「第6次美浦村総合計画支え合う村づくり」の中でも、検討、整備がうたわれております。その後の検討進捗状況をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 松村議員の質問にお答えを申し上げます。

現在本村では、美浦村の中央部に位置し、役場・郵便局・保健センター・光と風の丘公園・中学校などの公共公益施設が集積する国道125号と国道125号バイパスの交差点部におきまして、村民の生活利便と来訪者との交流などを担うための地域交流拠点の整備を推進をしております。そして、民間商業施設などを中心としつつ、付近の既存公共公益施設の連携によりまして、美浦村本村版のですね、小さな拠点としての機能を有する整備を計画をしております。

この計画を受けて、必ず採択になるというものではございませんが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型といわれるやつです、上乘せ交付金のタイプIというものにおきまして、コミュニティバスの検討を行う事業の申請を、今年度の8月末に行いました。

8月20日、稲敷地方広域市町村圏事務組合の議員有志で立ち上げた研究会でも、公益のコミュニティバス運行につきましても協議が行われることになっているようでございまして、14市町村の首長でつくる県南地方総合振興協議会におきましても、担当者を参集いたしまして勉強会を開催をするという予定となっております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 周知のとおり本村の人口は、平成16年（2004年）の1万8,578人をピークに年々減少し、ことし4月の統計では1万6,550人となっております。この10年間で実に2,028人の減少となり、率にしてほぼ11%にも達します。

これを年齢区分別の人口構成割合で見ると、この10年間の推移は、概略以下のとおりとなります。年少人口いわゆる15歳未満においては、14.9%から11.8%と減少。生産年齢人口（15歳から64歳までの方です）、68.8%から63.1%と減少。しかし、老年人口（65歳以上）、16.3%から25.1%と大きく増加しております。

次に、地域ごとの人口推移を確認したいと思います。これは、住民基本台帳をもとに村内エリアを三つに地域区分したわけですが、今度はスパンを15年間とし、平成12年からことし27年4月で対比します。

木原地区いわゆる郷中・布佐・舟子・浜などにおいては、6,865人が6,184人となり、率にして9.9%の減少。大谷地域いわゆる土屋・美駒・宮地・根古屋等は、8,681人から7,941人、率にして8.5%の減少。これに対し、安中地域いわゆる八井田・花見塚・土浦・大山などは、3,006人から2,425人、率にして19.3%減少となっており、その割合を大きく下げております。ここが問題であります。同じ村内でありながら、約2割の減少は突出していると言わざるを得ない。

要因は幾つも考えられるが、さきの意識調査の結果と各人口の推移の数字から、特に安中地域への対応が求められると思います。生活、交通難民を出さないため、陸の孤島にしないためにも当該地域の利便性の向上が急務といえる。村としての意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいま松村議員からですね、特に安中地域への対応というものが求められるというご指摘がございました。

人口減少に歯どめをかけるための施策といたしまして、コミュニティバスを運行し、地域交流拠点を各地域と結ぶ路線というものを確保することが安中地域の人口減少をくい止める一つの施策と考えてございます。

そのためには利用率の向上が最重要課題でございまして、村民の理解を得るために十分な協議と計画策定の住民参加が必要であるといったことを考えてございます。また、地域交流拠点はスーパーマーケットと生活必需品が1カ所で購入できる施設となり、子育て支援センター・物産館等が入る、仮称でございしますが「地域交流館」が併設されるため、利便性の向上が図られ、生活、交通難民といわれる方々の対応が図られるものと考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 平成27年3月の議会において総務部長は、地域の公共交通ネットワークの整備にあつては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要と発言されております。全くの正論と思います。その上でお尋ねいたします。

当該地域にあつては、ライフラインを確保していくためには、やまゆりタクシーやコミュニティバスの運行は特に有効であります。さらに交通弱者を出さないため、生活環境を整えていくために、その他の検討はありますか。例えば循環型食糧運搬車両や公共施設を利用した曜日限定のミニ商店など。考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの松村議員の質問でございますが、現時点でございますが、出店を予定しているスーパーマーケットに対しましてですね、移動販売の要請は行っており、検討をいただいているところでございます。生活協同組合やコンビニエンスストアでも宅配を行っているというところもございまして、民間の事業を圧迫しないように注意しなければならないと思いますので、村が事業主体での移動販売は困難と考えられるといったところで考えております。民間の参入を期待したいといったところで考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。

このたびの集中豪雨では、常総市を初め広域にわたり、甚大な被害が出ております。今後本村においてももしもの災害に対して、交通や食料物資の日ごろのルートの確保は、大事な要素といえます。想定外という概念が通用しない昨今、特に不便を感じている住民への寄り添う気持ちと、対応力強化のための徹底したコミュニケーションの向上が求められております。ますますの対応の強化をよろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午後零時09分休憩

---

午後1時01分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、下村 宏君の一問一答方式での一般質問を許します。

下村 宏君。



○10番（下村 宏君） 10番議員の下村です。議長より質問の許可が出ていますので、通告に従って質問をしていきます。

まず初めに、職員教育と人事全般についてお伺いをいたします。

私はちょうど2年前にも同じような質問をしておりますが、ここ最近も県南の自治体職員の不祥事などが新聞紙上に掲載をされておりました。パワハラやセクハラなどそれらを含む不正等は未然に防ぎ、絶対に発生させてはなりません。そこでお尋ねをいたします。

犯罪防止に向けてコンプライアンス等の研修を行っているのかどうかを伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、下村議員のご質問にお答えを申し上げます。

近年、企業や公的機関などの不祥事がマスメディアにより取り上げられております。コンプライアンスの知識・意識不足による問題発生は、近年、後を絶ちません。また、リスクトラブルが発生した後の対応のまずさが、職員のモチベーション低下や公務員のイメージダウンにつながることで、さまざまな事例によって明らかになっております。

本村職員においてもこうした背景を踏まえ、毎年、茨城県自治研修所主催の研修にですね、積極的に参加をいたしまして、コンプライアンス、公務員倫理の正しい知識を身につけることによって、健全な自治体経営を継続する意識を高めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 不祥事がですね、起きてから研修を行っても、悔いが残るだけであります。全職員が研修を受講するように努めてほしいとお願いをいたします。

さらに、犯罪の未然防止策の一つに、人事異動があります。人事異動の要員計画はどのように行っているのかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの下村議員のご質問でございます。人事異動等の、どのような人事異動かというご質問でございますけれども、人事異動については現在村長が人事権を持っているといったところで、人事異動は村長が行っているということでございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 人事異動については、業者等の癒着問題等もありますけれども、それよりも人を動かすことによって、新鮮な気持ちといいますか、なれ合いの空気を排除し、権限などの特性をなくすのが狙いだというふうに思います。現時点で職員が同じ場所に5年以上在籍している方は何人なのか。また、同じ部署に最長で何年になる職員がいるのかお伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの下村議員のご質問にお答えを申し上げます。

現時点で同じ場所に5年以上いる職員ということですか。

まずですね、今年度末の在職年数とさせていただきたいと思うんですが、同じ課等に5年以上いる職員につきましては、一般行政職で23名おります。また、同じ部署に最長で何年の職員がいるのかというご質問でございますが、5年以上いる者と限定をいたしますと、総務課で5年、企画財政課で11年、収納課で9年、住民課で9年、福祉介護課で10年と9カ月ですね、都市建設課で5年、上下水道課で8年9カ月、生涯学習課で19年の職員がおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） それぞれの部署で特定な人の人材は必要かもしれませんが、部下にそれを教える指導ができない職員では、問題にならない。管理職の指導のもと、適切な人事異動ができるようにしてください。

また、中島村長が理事長となっている外部団体の美浦村社会福祉協議会とシルバー人材センター、二つの団体の職員人事について、どのようになっているのか。職員の人事異動は適切に行われているのか伺います。特に、前回の質問で、岩手県などの社会福祉協議会で不正があったことを例に挙げて、村の人事と同様に管理するよう要望をいたしました。その後、どのようなアクションを起こしたのかお尋ねをします。

○議長（沼崎光芳君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） それでは下村議員のですね、村の中にある社会福祉協議会、それからシルバー人材センターとの人事交流ということで、実質社会福祉協議会は村と密接な関係がございます。

これについては、デイサービス以外はですね、ほぼ、ホープ作業所も以前は、B型になる前は、村の予算の中でほとんど運営上はやっておりましたけれどもホープ作業所の職員、そしてデイサービス、これも一応一般職もできなくはないんですが、これについてはある程度その職的にですね、マッチした人じゃないとなかなか、デイサービスのほうも誰でもいいというわけにはいきません。そういう意味で、看護師的な部分も含めて担っていただいている部分があります。全て正職員というわけでもなく、一般の非常勤で臨時で来ていただいている部分もあります。

総務については、職員は正職でいるんですが、その交流は本当はマルチ型で全ての部門に適した人が一番いいんですが、役場の中の部署と違って、それほどの大きな部署を持っておりませんので、今のところは、ホープ作業所、デイサービスと、あとは社会福祉協議会の全体の福祉的な部分も含めてやっているのが現状であって、人事交流は一般職としての部分では十分可能だろうというふうには思っております。そういう意味では村の福祉介護課の職員との交流、あとは一般職で交流はできるものというふうには思っております。

一時、局長を村から派遣したときがありましたけれども、今は退職された方を局長とし

て迎えてやっておりますが、それについては村も同じように認識を一つにしていかなければ、いい運用はできないというふうに思っておりますので、村と認識を一つにしたような考え方を持っている職員を、考慮をですね、できるような者はこれは必要であろうというふうには思っております。

また、シルバー人材センターについてはですね、一般社団法人というふうな部分もありまして、これも村のほうから当時は730万円ぐらい補助金を出しておりましたけれども、削減をして今、500万円台ということで、村のほうから補助金が出ております。なかなかこの運営上もですね、村の場合は、今、約1億1,000万円ぐらいの年間の売上げのほとんど人件費が主なんですけれども、これについても職員は今、正職員は1人かな。あとは臨時職員が2人。当然局長も臨時的に、正職員ではなくおりますので、正式には職員は1名しかいないということで、これについても正職員の部分の交流は必要だろうなど。

もう少しシルバー人材センターのほうも臨時職員から正職員にして、安定した雇用の中でしっかりと運営をしていってもらおうという部分はこれからは必要だろうというふうに思っております。ただ、村内の、美浦村に属して仕事をもらっている部分が、かなり大きな部分があります。

あと、独自にシルバー人材センターとして営業を強化して、一般の家庭や、それから村内の企業の仕事も徐々にふやして行って、いずれ村に、補助金のもとに頼らないで運営ができるようになってもらうのが一つのシルバー人材センターとしてのあり方だろうというふうには思っております。今のところ170名弱で運営はされていると思いますけれども、なかなか、少子高齢化の中で高齢者がふえているという現状の中でも会員はふえていっていないというのが現状でございます。

ぜひその辺もですね踏まえて、これからはシルバー人材センターのほうも他市町村のシルバー人材センターをよく視察研修をして、美浦村の運営の仕方、そしてそれも安定した、臨時職員ではなく正職員ならば、そういう部分も含めてある程度は考えることができるかなというふうには思いますので、そう長くならない時期に正職員としての採用の部分も、1名ではなく2名3名ぐらいにしていければ、安定した部分もできるのかなと。今、臨時職員なので、いつ、やめるといようなことも考えながらという部分になると、安定した仕事の中にはいられないのかなというふうに思いますので、下村議員おっしゃるような村との人事交流を通して、安定した運営は、社会福祉協議会もシルバー人材センターも同じようになっていってもらおうということが運営上一番いい形になろうというふうには思っております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） ただいま人事交流については積極的に考えてくれるというようなことですので、二つの団体ともですね、村の多くの仕事を委託している機関であります。それらをですね、役場の職員そのものが理解することも必要だと私は思います。

ぜひ人事交流について積極的に検討と実行をされることを期待をいたします。

次に、職員の人事評価についてお尋ねをいたします。どのような方法で人事評価をしているのか。人事評価については、職員個々の能力や実績等を把握して、適材適所での人事配置やメリ張りのある給与・処遇を実現し、公務能率の一層の増進を図っていくことが必要だと思います。民間では当然のように、評価次第で昇格や、給与が上がったり格下げや給与が下がったりしております。村で行っている人事評価制度の中でメリ張りのある処遇ができるような人事評価運用ができるのか、新たな考え方があるのか、それらをお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの下村議員の人事評価制度でメリ張りがですね、そういう処遇の人事評価ができるのかどうかというようなご質問でございますけれども、本村の人事評価制度につきましては、平成20年度より人事評価の意思統一研修、人事評価者・被評価者研修を重ねまして、平成22年度に人事評価制度試行を行って、平成23年度より開始ということにいたっております。これにつきましては、賞与等に現在反映をさせているといったところでございます。

今回ですね、9月の補正予算といったところでですね、研修につきまして補正を上げさせていただいているわけですが、これにつきましては、人事評価制度の研修といったところで2日間に分けて、午前と午後の4回の研修を計画をしております。そういったところで、能力の適正化、また統一化といったところで、その研修というものを適正にですね、評価できるような体制をつくっていきたいといったところで考えてございます。

また、平成26年5月14日に公布されました地方公務員法の一部改正に伴いまして、平成28年4月1日の施行といったところなんです、これは能力及び実績に基づく人事管理の徹底といったところで、また、能力本位の任用制度を確立しまして、職員の任用、給与、分限など、人事評価制度のさらなる強化、そういうものを図っていきたいと考えている所存でございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 常々、中島村長は、協働のまちづくりを推進をしており、ボランティアによる除草作業などを村民にお願いをして実施をしております。しかし、職員の参加は毎年減少しており、担当以外の職員は何人もいません。私は、村民とともに汗を流すことのできる職員、積極的にやる気がある職員、それらをきちんと見て人事考課のほうもしてほしいというように思います。

村長は、このような職員をどのように考えるのかお伺いをいたします。

あわせて担当部長には、最近の作業への職員の参加状況を教えてください。岡田部長の参加の状況の説明の後、村長から答弁のほうをお願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの下村議員の職員のボランティアの参加状況といったところで、草刈りボランティアにつきましては、平成24年度より実施をいたしております。年に2回、夏と秋に実施をしております。職員以外にもですね、村民の方々また村議会議員の皆様もですね、多数ご参加をいただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

職員の参加状況といったところですが、平成24年8月には19人、10月には18人の職員が参加をしております。平成25年7月には17人、10月には15人が参加をしております。平成26年8月には23人、10月には25人が参加をしております。ちなみに、ことしですね、2回予定をしておりました。そのうちの8月にはですね、20人参加をしております。実際ですね、職員も参加者は全体でいうとやはり減ってきているといったような状況でございます。やはり村職員のほうも少しずつではありますけれども、減ってきているというような状況もございますし、あと、村民の方々の参加も減ってきているといったような状況でございます。

2回目はですね、10月17日に予定しておりますので、庁内の職員にも趣旨を理解をいただいて、少しでも多くの職員の皆さんに参加をしていただけるようにですね、努めていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 職員のボランティア的な活動については、これは今、総務部長、そしてまた、ことし4月から入られた職員も含めて、多分私になってから面接をしたときに、何を基準に美浦村を選んだんですかと面接のとき聞きますと、「美浦村が好きです。住民のために一生懸命働きたい」、そういうふうに面接で答えて職員になってきている方がほとんどです。

実際、今の総務部長も多分もう30年以上前に美浦村に奉職するときに、面接のときにはそういう言葉で、一生懸命住民のために、住民のサービスのために働きたいと言って入られたんだろうと思います。そういう意味から、通常の仕事でもこれは公務員としてのスキルを発揮して、住民のために、住民サービスをきっちりその分野でやっていただくのが当たり前なんです。

下村議員おっしゃるように、ボランティアでまた参加をするという意味は、公務員としての意味と、それから自分も村民のひとりとして村の役に立っていこうと通常の仕事以外でも何とか貢献していこうという思いを持った方、下村議員おっしゃるように、担当する部署の職員は結構出てくれているんですけども、なかなかそうじゃないところの職員が参加が少ないということがあります。そういうことを踏まえてですね、参加してくれる職員はそれなりの意識を持って、村のことも考えながら、やっていただいていると思うので、それは評価の上では十分こちらも応えてあげないとおかしなことになりますので、そうい

う意識を持った方が公務員としての最低の部分だと思います。

石岡市の市長がスーパー公務員という冊子をつくりまして、美浦村に送っていただきましたから、総務課を通してメールで配信をして皆さんに読んでいただこう。そういう意識を皆さんが持っていただくということが村づくりの基本的な部分で、それは村民も評価の一つにしていただげるんだらうというふうに思っております。

職員だけじゃなくて、一般の村民の方も除草ボランティアに参加をしてくれている方もおりますので、その辺も含めてですね、一般の住民、そして役場の職員、そして夏の暑いときには、村の建設業者が役場のちょうど跨道橋のわきのすごい土手のところをですね、約40人以上集まってやってくれております。これもボランティア的にやっていますので、これも含めて、そういう参加をしてくれた業者の、要するに指名願のときの点数の部分では付加して足してあげているということもやってございます。

ですから、業者だけじゃなくてですね、職員もそういうところに出てくれている方は、ある程度人事評価の点数を上げてあげるべきだというふうには思っております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。10月17日のボランティアの草刈りには、多くの役場の職員の皆さんが奉仕の精神で参加してくれることを期待いたします。

また、新たな新人事制度のもとで考課者訓練を行って、きちんと管理職が適正な人事評価ができ、職員のやる気を出させるような人事制度となることを期待をしておくとともに、年功序列的な時代おくれの人事はなくして、新たな気持ちで行ってほしいというふうに思っています。

続いて、次の質問に入ります。

地域における障がい者の自立促進と社会参加を掲げ、平成2年10月から運用をしてきました障がい者の就労支援施設ホープ作業所が、平成26年6月から就労継続支援B型として運営が始まりました。利用者本位のサービス体系が当然必要かと思いますが、現在、3障害のうち、知的障害のみの利用というふうに聞いております。その理由と、身体・精神障害のサービスがなぜできないのか、近隣自治体の状況とあわせてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。ただいまですね、議員のご質問の中にもありましたけれども、平成26年6月より地域活動支援センターⅢ型から就労継続支援B型の運営が開始されたわけでございます。

これは、平成2年に県のワークス運営事業として、村が美浦村社会福祉協議会に委託し、地域活動支援センター「ホープ」として活動が始まってから、23年が経過しております。その間、利用者につきましては、特別支援学校卒業者等を中心に少しずつ増加傾向にあり、直近の利用者では26名となっております。

当施設の定員数を30名としていることから、この現状から将来の支援体制を見据え、また建物の老朽化とスペースの狭隘が出ているなどを鑑みまして、障がい者の受け入れ態勢を考慮し、旧ホープ作業所で培った利用者を中心に、働く場の提供と能力の一層の向上等を目的に、訓練体制の構築をしているところで、現在は就労継続支援B型事業所として新たに推進を図っているところでございます。

下村議員ご質問の中で、知的障がい者のみの利用となっていることについてでございますが、国が示している運営基準では、3障害という表現はなく、障がい者としての基本的な内容となっておりますが、実質的な運営形態については各事業所の状況、人員の配置も含まれますが、状況や考え方により、事業所の運営規程や重要事項説明書等にのっとり、事業を進めることができるとなっております。

現在の運営につきましては、自立支援センター「ホープ」として、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会が運営しておりますが、平成26年度に地域活動支援センターから就労継続支援B型の事業形態に移行するに当たり、発足時期において、まずは安定した経営の構築を目指したことで、スタート時は財政状況や専門員の人員確保の困難な状況から、人員をできるだけ現状を維持して運営していくことや、当時のホープ作業所の状態をそのままの状態に継続させることにより、事業運営への取りかかりのしやすさなどを考慮したものとなっております。

このようなことを踏まえまして、運営方針につきましては、運営規程等の中で対象者を知的障がい者の受け入れに限定しており、現在では3障害、これは難病も含まれますけれども、3障害全ての受け入れとはなっておりません。参考までに、美浦村と近隣3市町を調査したところ、稲敷市・牛久市・阿見町の3市町を調査しました。就労継続支援B型事業所、全体で14カ所ございます。14カ所を調査いたしましたところ、3障害と難病の受け入れは2カ所、3障害の受け入れは4カ所、知的障害と精神障害の受け入れは2カ所、知的障害と身体障がい者の受け入れは1カ所、精神のみの受け入れは1カ所、知的のみの受け入れは4カ所となっております、いずれも事業所により受け入れ態勢は異なるものとなっております。

現センターの今後としましては、将来に向けて定員の問題や利用者の高齢化の問題、実施事業の見直しなど、専門員の確保も含め、運営基盤の安定に向け、さらに生活介護事業の実施も視野に入れながら、幅広い障がい者の方々の受け入れ態勢を構築できるよう努力を重ねてまいりたいと存じます。

また、現状の本事業体制状況からホープで受け入れを行っていない身体障がい、精神障がい者、難病の方々におかれましても、本村内には3障害と難病の方を対象とする就労継続支援B型事業所ケアステーション・コナンがあり、精神障がい者及び知的障がい者を対象とした通所・入所支援、グループホーム施設として虹の里がございます。

また、近隣においても就労継続支援B型以外に、就労移行支援や就労継続支援A型など、

個々の障害を考慮した上で、本人の就労希望を反映できる支援施設等もあり、本村から利用されている方もございます。

今後とも相談事業を通しまして、それぞれの身体状況や生活状況に応じた障害福祉サービスやサービス事業所についての情報等の提供をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁とします。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） ただいまの説明、理解をするところでありますけれども、例えば、身体的な障がい者の方が、十分に作業できるような方が、作業したいというような形で申し出たときの対応はどのようになるのか、お伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほどもお答えの中で申しましたけれども、現作業所におきましては、規程の中にですね、今現在人員の問題とか、中身、仕事の問題とかありまして、実際に知的障がい者の方の受け入れのみということになっており、なかなかその他の障害をお持ちの方を今の作業所になかなか受け入れるという状況は、非常に困難な状況となっております。

そういうことを踏まえまして、各近隣も含めたところで村内の状況、先ほども申しましたけれども、コナンさんとか虹の里さんとかありますので、または本当に就業状況、例えば身体障がい者の方なんかは、障害の状況によりまして、もっと高度な作業ができる方もおられると思います。そういう方々もおりますし、または本当に作業の困難な方もおります。近隣のいろいろな事業所等々も含めて相談をしながらですね、どういうところがあって、どういうところに行けば、こういうことができるというような相談事業を通して、今後ご要望に応じていけるような情報の提供をしていければなと思っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） ただいま障がい者等の中で、知的障害のみの受け入れしか規定上できないというようなことであります。

その辺についてはですね、ぜひ今後その辺をですね、規定をですね、できるだけ直して、仕事をしたいという人には、仕事ができるような取り組みが今後必要かと思えます。その辺をやっていくのかやっついていかないのか、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これは、今後人員の問題、今現在ですね、専門員がやっぱり不足しております。できれば、今後本当は、先ほどもお答えの中でご説明をしましたがけれども、生活介護支援事業というのもございまして、そういう事業も含めましてこの生活支援というのは、例えば宿泊



を伴ったシェアハウスのようなものも含めまして、できればですね、受け入れ態勢をしっかりとできるようにしていきたいと考えております。

これにもやはり財政の問題、やはり今の状況の中におきますと、財政のほうのですね、事業の運営費としてのやはり財政まだ安定しておりませんので、ここできればもう数年ですね、中の見直しをしながら、できれば、全ての障害を持った方々を受け入れられるような体制を構築できるように検討をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） ぜひ早足で進めてほしいというふうに思いますけれども。

就労継続支援B型になって、国の費用負担が2分の1あって安定的な財源を確保しているとは思いますが、サービスに応じて利用者からの原則1割費用負担などあるようですけども、その辺はどのようにになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、お答えいたします。最初に、本村の就労継続支援B型の財政状況でございますが、独立採算制移行後ですね、利用の状況に応じて、国民健康保険連合会からの障害者自立支援給付費収入と事業収入で全体の事業活動が賄われております。

これは、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1の負担で、参考までに27年度の予算は、2,700万円となっております。

次に、利用負担状況についてでございますが、下村議員のご質問のとおり、原則サービス量と所得状況によりまして、利用料の1割を負担いただくことになっておりますが、負担算定には所得に応じて4区分の負担上限額が基準として示されております。

本事業所利用は、低所得者という区分に属し、自己負担上限額がゼロであるため、サービス利用料につきましては全て公費で賄われており、実質負担はいただいております。センターもおかげさまで、開所以来1年が過ぎ、人的配置や財政基盤の安定、作業の見直しなど、まだ課題もある中において、来年度も利用者の希望があり、受け入れの予定も考えているところでございます。

今後もさらなる事業所の能率化を図りまして、よりよい体制づくりに努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 働く意欲のある障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活をしていくことができるように、今後もさらなる支援をお願いをして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了いたします。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番、岡沢です。質問通告書に沿って質問します。

最初の質問は、障害者総合支援法に基づく移動支援についてです。

障害をお持ちの方は、さまざまな理由で外出の制限を余儀なくされている状況で、楽しみや生きがいがないという声が届けられました。外出によって文化・芸術に触れる。あるいは買い物も含めて余暇を楽しむという要求をかなえたいという思いが伝わります。そのような要望を制度として実現するのが障害者総合支援法と考えます。

障害者総合支援法に基づく福祉医療給付の一貫として、市町村と都道府県が実施する地域生活支援事業があります。地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、市区町村や都道府県が柔軟に行う事業とされています。

多くの事業は市区町村が実施するもので、事業の内容として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、その他の六つの事業が挙げられます。なお、申し述べておきますが、障がい者には、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の区分がありますが、今回の質問は主に身体障がい者への移動支援という観点での質問とさせていただきます。決してほかの障害をお持ちの方々の要望をなおざりにするわけではありませんが、このたびの質問は、身体障がい方々からの要望を受けての質問という前提ですので、最初にその点をお伝えさせていただきます。

1点目の移動支援の対象者についてですが、障がい者・障がい児の方で、市区町村が外出時に支援の必要を認めた人となるわけですが、具体的に支援の必要を認める対象者とは、どのような範囲で判断されるのか。わかりやすく言えば、どのような方が対象となるのか。また、支援の対象となる方々について、担当部署で把握されているのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問の1点目としてですが、移動支援の対象者は、村内に居住する障がい者及び難病の患者の方となりますが、身体介護を伴わない場合と、身体介護を伴う場合の二つの支援形態がございます。

まず一つ目の、身体介護を伴わない場合につきましては、障害者総合支援法第4条の障害支援区分におきまして、区分1に相当する、相当以上の障害を持ち、心身状態の生活状況を鑑みた上で、外出時の移動に支援が必要であると認められる方が対象となります。

二つ目の身体介護を伴う場合は、さきに述べた障害支援区分において、区分2相当以上であり、さらに日常生活においても、食事や着脱衣、排泄等の身体介護を必要とする方が対象となります。

次に、支援の対象者の把握についてでございますが、申請により利用決定を受けた方や日常的に行っている障害福祉サービスの調査等の中で相談を受けた方につきましては、把握をしております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 2点目の支援の内容についてですが、まず、支援の対象となる外出の目的についてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問の2点目ですけれども、支援の対象となる外出目的としては、役所等の公共機関での手続等や生活用品の買い物など、社会生活上不可欠な外出のほか、文化施設や公園などへのスポーツやイベント参加のための余暇活動と社会参加が目的となっております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、支援の形態として、厚生労働省が三つの形態を示しています。一つが個別的支援型、つまりマンツーマンでの支援。二つ目がグループ支援型、複数の障がい者への同時支援や、屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの複数人、同時参加への支援。そして、三つ目が車両移送型。

福祉バスなどの車両の巡回による送迎や、公共施設・駅・福祉センターなどへの経路を決めての運行。各種行事への随時運行などの支援となっています。それらの三つの形態での支援の内容を具体的にお答えください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、支援の形態については、ご質問のとおり3種類ございますが、本村における形態としては、個別に支援が必要な利用者1名に対してヘルパー1名が付き添う個別支援型を実施しております。

なお、岡沢議員のご質問のとおり、一般的にグループ支援型は複数の障がい者に対する同時支援や同一目的地へのグループでの同時参加の支援等であり、車両移送型は福祉車両での巡回等による送迎など、車両を使用した送迎支援でございます。地域の特性や利用者の状況に応じて実施主体により異なっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） ただいまの答弁に対して再質問させていただきます。

移動支援の3形態のうち、なぜ個別支援型のみなのか。他の二つの形態での支援が実施できない理由があれば教えていただきたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、なぜ個別支援型のみなのかということでございますけれども、お答えします。

三つの形態の中でマンツーマン体制での個別支援型が最も個々の利用者に柔軟に対応で

きる形態であると考えております。既に述べたとおり、グループ支援型では、複数の利用者に対する同時支援であり、車両移送型は、車両を利用した循環等による送迎支援でございます。これに対して個別支援型は、障がい者一人一人の安全な移動に配慮することができますし、この支援を利用することにより、介助を必要とする障がい者の方々が、独居の場合であってもタクシーやバス、電車等を利用して外出に出向き、出向いた先でもマンツーマンで支援を受けることが可能となります。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、サービス費用の1割の本人負担についてですが、サービス内容別の単価があって、本人負担もその費用ごとの1割なのでしょうか、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問で、サービス費用の本人負担についてでございますが、ご質問のとおり、身体介護を伴わない場合と伴う場合での単価が異なっております。また、利用時間によって、30分単位で異なっております。参考までに、1時間以上1時間半までの利用時間で比べてみますと、身体介護を伴わない場合は2,250円、伴っている場合は5,800円となっております。以上のように差が出ております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、サービス実施契約事業所について、主に介護保険事業で契約している事業者と重なるのか。違うのであれば、事業者名をお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、移動支援の契約事業所についてでございますけれども、介護保険事業については、村と事業者が契約を交わすことはありませんので、ご質問との相違があるかと思えますけれども、移動支援の契約事業所は、障害福祉サービスの指定事業所や介護保険適用の訪問介護及び居宅介護事業所等がありますので、重なる場合も重なる事業所もあると考えられます。

参考までに、現在美浦村で契約をしている事業者をご紹介します。契約事業者においては6事業者ございまして、一つ目は、社会福祉法人河内厚生会ひだまり、2番目に、美浦村社会福祉協議会、3番目に訪問介護事業所オーシャン、4番目に、介護支援センターアモール、5番目で、あしたば訪問介護事業所、そして社会福祉法人慶育会となっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、移動支援に含まれるサービスについてお聞きします。移動

支援とは、言葉は乱暴かもしれませんが、単にある場所に運んであげるということのみでなく、外出時の介護または介助を伴うものと考えられます。車の乗りおりや外出先での排泄、食事等の介護または介助、その他外出に伴い必要と認められる身の回りの世話などが想定されます。それらの介護または介助について、どのような支援が受けられるのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、移動支援のサービスの内容についてお答え申し上げます。

まず、本村で実施している個別支援型移動支援とは、移動の手段を提供するものではなく、外出の際の移動につき添い、移動中の必要な介助及び介護を行うサービスでございます。したがって、支援の内容としては、障がい者等の危険回避のための誘導や必要な情報の伝達行為・行動の介助、本人の指示による代行・代筆などがございます。

食事や着脱衣、排泄等の身体介護につきましては、先ほど1点目の質問でお答えしたとおりであり、日常生活においてそれらの介護を必要とする方に対して行われているものでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、移動支援を受けられる回数や、1回の支援に当たっての時間の制限があるのか。さらに、移動支援を受けるに当たって本人負担が発生するのであれば、その負担額についてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問にお答えします。

ご質問の回数や時間の制限についてでございますが、1日の範囲内でのご利用であれば、時間制限、利用回数の制限については特段、現状では設けておりません。

また、本人負担についてでございますが、原則としてサービス費用の1割負担となっておりますが、生活保護世帯や住民税非課税世帯の方においては、全額公費負担となっております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、移動支援従事者及び移動支援従事者資格についてお聞きします。

実際に移動支援を行うのは誰なのか、あるいはどの部署が行うのか。

さらに、移動支援に従事する人については、移動支援に従事するに当たっての何らかの資格の取得または研修等が必要とされるものなのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問の中で、移動支援従事者とその資格に

ついてでございますが、本村は、障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所、これは居宅介護、重度訪問介護、同行援護・行動援護とありますけれども、と委託契約を結んでおり、実際に支援に従事する者は、当該事業所の介護福祉士または居宅介護従事者養成研修、訪問介護員養成研修、視覚障害者移動介護従事者養成研修課程等を修了した者となっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、支援を受けるための手続についてお聞きします。

支援を受ける都度、どのような申請が必要なのか、そして、それら個別の支援の決定がなされるまでのプロセスについてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、支援を受けるための手続についてでございますが、最初に、役場の福祉介護課窓口で地域活動支援事業の利用申請を行っていただきます。次に、審査により利用が決定した方に対して利用者証が交付されますので、交付を受けた方は、先ほど申し上げた事業所の中から選定した上で、利用者本人が直接、日時等を依頼し、サービスの提供を受ける流れとなっております。

これによりまして、最初は相談をいただきまして、申請や利用の方法について説明を差し上げた上でご利用いただければなと思っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、過去3年間の支援の実績についてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問で、過去3年間の利用実績についてご説明を申し上げます。

最初は平成24年ですけれども、実利用者3人で利用回数70回、公費負担合計25万6,125円。利用者が負担する合計としまして、1,875円。

次に、平成25年は、実利用者6人で利用回数89回、公費負担合計37万55円です。利用者負担合計が3,305円。

最後に26年では、実利用者7人で利用回数132回、公費負担合計が57万800円。利用者負担合計が4,350円となっております。

なお、参考までにですね、昨年度の利用者の障害をお持ちの方の内訳ですけれども、身体が3人、知的が2人、精神が1人、難病の方が1人となっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 最後に、移動支援実施要綱は作成されているのかについてお聞き

します。このたび一般質問をするに先立って、移動支援とはどのようなものなのか事前の知識を得るに当たって、他の自治体の例を参考にしようとしたところ、神戸市の移動支援事業実施要綱であるとか、札幌市の移動支援の概要といったものが非常に参考になりました。

移動実施要綱のようなものが作成され、かつ住民に周知されていれば、支援を必要とする障がい者の方、またはその家族にも喜ばれると考えたわけですが、本村では、そのようなものが作成されているのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、本村において移動支援事業の実施においては、単独での実施要綱としては示しておらず、美浦村地域生活支援事業の実施要綱の中で、実施に必要な対象者要件や利用に当たっての費用等について、内容を明記しているところでございます。

近隣市町村の状況を調査してみますと、本村同様に、地域生活支援事業全体の中に実施に関する内容が示されている市と、この移動支援事業単独での要綱として作成されている市町とがあります。それぞれの示し方に違いがありますが、利用者にわかりやすい事業を展開していくことを考えますと、個別に作成したほうがはっきり、わかりやすく詳細まで設定できますので、判断しやすいことを考慮し、今後、本村でも単独に作成している町村を参考に、要綱を策定し直したいと考えております。

参考までに、今後実施内容をよく精査しまして、12月1日までに美浦村移動支援実施要綱として策定をすることとしたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君の一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。2時25分再開といたします。

午後2時13分休憩

---

午後2時25分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 続いて、次の高校卒業までの医療費の無料化についての質問に移らせていただきます。この件につきましては、平成26年第4回定例会の一般質問で取り上げました。保健福祉部長からは、平成26年10月から県のマル福制度の対象年齢が拡大されたのに伴う本村のマル福・マル美実施に係る負担の軽減額と、新たに高校卒業までの医療費の無料化を実施するための財政支出についての試算額についての答弁をいただきました。

試算によれば、県のマル福拡充による本村の負担軽減額が約70万円、高校生年代までの

医療費の無料化を実施した場合の村の新たな負担額は約550万円とのことでした。単純計算すれば480万円の歳出増ということになります。また、村の財政負担もあるので、今後、関係各課と検討するとの答弁であったと認識しています。

さらに村長の答弁は、要約すれば、まず、先進的に実施している県内3市町の1年後の成果を確認した上で導入を将来的に予算計上もしながら、できるかどうかの判断材料として、先進的に実施しているところを調査していくとの内容であったと認識しています。そういった経過を踏まえた上で、現在の検討状況についてお聞かせください。

実施するに当たっての新たな財政負担の試算額に変更があるのか、他の自治体の先行事例を調査、比較検討した上で、現時点で何らかの判断材料となるものがあるのか。また、他の先行事例を調査する上では、実施後1年を経過していない例もあるかもしれませんが、県内の事例のみにこだわることなく、他県の先行事例を参考にすることも可能かと思われます。これまで検討された中には諸課題も浮かび上がっているかもしれません。そういった現時点での課題も含めて、検討状況をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問にお答えします。

議員がおっしゃるように、先般のご説明で本村のマル福・マル美実施における中での高校生までの医療費の助成についてご説明を差し上げ、今後の課題等を挙げながらも、近隣の動向などを継続して調査してまいりました。

最初に県内の状況では、中学生まで全額無料としている団体は5市町村、高校まで全額無料は太子町のみ、一部負担は8市町となっております。近隣で高校生までの一部助成を実施していたのは稲敷市でございまして、実施から4カ月で397万8,000円、月額にしますと約100万円の状況となっております。

本村の試算としましては、医療費負担、これは国保のみでございまして、直近の2年間で25年度が98万901円、26年度は96万203円となっており、単純に社保を含めた場合の試算といたしましては、以前においてもお示した額とほぼ同じくらいの約500万円強ほどになると試算いたします。

以前ご説明させていただきましたが、岡沢議員ご存じのとおり、本村での高校生相当の子どもたちに対しての医療費の助成については、県からの補助金はございませんので、全額自己負担となっております。近年におきましては、財源不足により基金を取り崩している状況が続いており、今後もこの状況が続くものと思われまますので、検討、精査しているところ、さらなる医療費の助成については非常に難しい状況にあると言わざるを得ません。

なお、中学生までの医療費助成については、所得の有無にかかわらず全額、村負担で行っているところで、県内では美浦村を含め6市町村のみの実施にとどまっております。ただし、子どもの医療費については、今後、国や県の助成拡充の動きがあるかどうかを見ながら、村としてその方向性をさらに検討していきたいと考えております。



現段階での調査を含めた検証については、現在、以上のような検討状況となっておりますので、ご報告を含めましてご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 村長の考えをお聞かせください。これまでの答弁と重なることもあるかもしれませんが、今考えていることを率直にお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 高校生まで医療費の無料化ということで、以前、26年第4回定例会とね。これについてはですね、高校生まで今やって、今実施しているのは大子町だけということで、あとは8市町村が一部、隣の稲敷市でも一部負担をしているということで、中学生までも6市町村しか、44市町村の中でやっているのではないということで、美浦村が当時やったときは、意外と早目によそよりは取り上げて実施したというふうに思っております。

そういう意味でも中学生よりも高校生までだと、岡沢議員が試算したとおり約480万円ぐらいが負担になるだろうというふうに試算をされておりますけれども、実は岡沢議員もご存じだと思うんですが、今、村の中でコミュニティ施設、子ども・子育て支援の部分を今、地区計画の中で立ち上げようというふうにしてございます。

これについて、どのぐらいの規模のサービスを含めて年間、どのぐらい費用的に出るだろうかということも、今つくっている状態でございます。これは新たに発生する部分が出てくるかと思えます、費用的な部分は。ですから、その部分も含めて高校生の医療費も大事かもしれませんが、その手前の少子化の子どもたちの充実した部分をどのように村として位置づけて、また、子育て支援の負担が年間どのぐらい必要なかという部分を試算した上で、高校生までのやつはちょっとその後の検討としたいなというふうに思っております。

やらないという意味じゃなくてですね、現在進められている村の地区計画の中の子ども・子育て支援の部分の立ち上げがもう明確に進んできておりますので、その辺を、まず立ち上げる部分に費用が充てられないということでは、支援センターの部分ができなくなってしまうので、まずそこを先に検討させていただいて、その後にはずらせていただければなというふうには考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） ただいまの村長答弁に対して再質問させていただきます。

今、役場周辺地区計画で上がっている子育て支援施設も含めた地域交流拠点。村長は、子育て支援施設と言われましたけれども、今企画されているのは、子育て支援施設じゃなくて地域交流拠点施設です。それには、子ども・子育て支援に係るもの、あるいは交流拠点となるもの、あるいは物産館事業も含めて、さきの全員協議会で四つの性格・目的を持

ってきたと言われておりますから、その中で、ただいま村長答弁で示されたとおり、子ども・子育て支援施設でどれだけかかるのかと言われても、単独の子ども・子育て支援施設の建物をつくるわけじゃなくて、全体の事業費であり、また全体の事業費といっても、私は単年度の事業、単年度会計で済むとは思われません。

となると、村長が今言われた子ども・子育て支援施設の経費はどれだけかかるのかと、比較して判断させていただきますと言われても、少し理解がいかないわけです。さらに今計画されている地域交流拠点施設、これは5年も10年も先のことではなくて、当然同僚議員の皆さんも知っておられますが、2年以内にはもうできているという前提で、となりますと、そのための予算づけをするについても、来年度中には予算づけ、その方向性ができていると考えます。

ということから推測しますと、ただいまの村長の答弁では、少なくとも来年度ぐらいにはもう高校生卒業までの無料化に関しては、480万円とか500万円とか試算は出ています。前回質問した時点でも今回のこの質問でも、ほとんど金額は変わっていません。となると、来年度中あたりにはどれだけかかるのか、地域交流拠点施設の建設が。

ということで、来年度中では、高校卒業までの無料化に要する新たな財政支出と地域交流拠点施設の建設にかかわる新たな経費の比較検討を判断された上で、高校卒業までの医療費の無料化を実現するかどうか判断していただけるのでしょうか、その点をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 交流拠点、要するに物産館も含めた高齢者のシェアルームも含めた、多目的には少しなってくるだろうというふうに思いますけれども、総額的な部分になると、結構お金がかかるということで、建設費だけでも坪80万円で見ると400坪というところ3億2,000万円。これはハード面の部分なんですかね。

ソフト面でそういう交流拠点の物産館の部分とか、それから子ども・子育て支援の部分と含めて、今それぞれの部分で積み上げをやっております。その年間の経費がどのぐらいかかるか。できるだけ物産館は担っていただく団体を探して、それから高齢者の部分はどこに担っていただくか。

子育て支援は当然村も主体的にやらなければならないというふうに思っておりますので、その辺は商業施設と、民間の施設と行政が一体となったような取り組みは、多分茨城県の中では美浦村が初めての取り組みではないのかなというふうに思っております。そういう意味では、まち・ひと・しごとの創生に一番かなう部分なのかなというふうに思っております。そういうことも踏まえて、来年度予算にはその数字がある程度反映ができるものだと思います。

そういう意味で、それを生かしてですね、岡沢議員のおっしゃる、今は大子町しか全額は負担しておりませんが、大子町に続いて美浦村ができるようになっていければいい

いのかな。480万円ですることができるかできないか。町の人口からいけば、大子町のほうが多いんですけども、出生率からみたら美浦村のほうがはるかに多いと。大子町さんの人口は約2万人を切りましたけれども、出生数は80人ぐらいというふうに聞いております。まだ美浦村は130人近くおりますので、その辺の逆転はいずれかわってくる時があるんだろうなというふうに思います。

一度やって、途中でこの制度は廃止というわけにもなかなかいきませんので、その辺も踏まえて、まず育てやすい環境を村の中で立ち上げて、その後、高校生まで手厚く、という部分を実施していければいいのかなというふうには思っております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） いずれにしても、前回質問した際の村長答弁で、高校卒業までの医療費の無料化を美浦村が実施したら、多分4番目になるだろうという答弁をされておりましたので、これは早い時期の実現だなと考えていたわけですが、きょうもお尋ねしましたが、それぞれ諸課題があるだろうということで、お聞きしていますと、一番の諸課題は財政的なものと推測します。法令の壁があるとかということではなくて、財政の問題ということですから、その面でもよく検討していただいて、実現可能であればなるべく早く実現されることを望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了します。

次に、椎名利夫君の一问一答方式での一般質問を許します。

椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 9番、椎名です。通告書に従い、質問いたします。

最初に、大谷周辺地区、役場周辺地区、地区計画について伺います。

役場周辺地区、大谷周辺地区計画は、現在どのような進捗状況にあるのか、そしてトラブルなどは起きていないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 椎名議員のご質問にお答えいたします。

地区計画につきましては、ご案内のとおりですね、地権者の皆様、地域の皆様、そして関係団体のご理解、ご協力によりまして平成27年、本年の5月1日付で無事都市計画法に基づく都市計画決定をすることができました。この間ですね、議員の皆様におかれましては、貴重なご助言、そしてご支援をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

さて、椎名議員のご質問、大谷地区計画そして役場周辺地区の地区計画の進捗状況はどうなっているんだと。また、それを進めていくに当たってトラブルはないのか、というようなご質問でございますけれども、地区計画もですね、特に村が現在進めております役場周辺地区の交流地区、これが村がこのエリアの中で事業を進めておりますけれども、その中の事業の進捗状況、これに絞りましたお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、地域交流地区のインフラ整備事業としまして村道3路線、それと公共下水道の整備を進めております。

村道3路線につきましては、既に用地の取得、測量を終わらせております。現在国道125号大谷バイパスの交差点部分につきましては、竜ヶ崎工事事務所、そして茨城県の警察本部のほうと交差点協議というのが必要になってまいりまして、この協議を現在進めているところでございます。これにつきましても、年内には協議を終了させて、年内に工事のほうを発注したいということで考えております。

次に、公共下水道事業につきましては、地域交流地区を含む形で公共下水道の計画区域、これを拡大する都市計画というものを、本年の7月9日付で決定をしております。今後は、さきに申し上げました村道整備事業とあわせまして、この公共下水道のほうの管渠のほうを入れていくということで予定をしております。

次に、地域交流地区に進出を予定しております民間商業施設事業者との協議の状況を申し上げます。民間事業者につきましては、これまでも議会全員協議会でも説明してまいりましたように、三つの業者と出店に向けた協議を進めております。

一つの業者とは、出店に係る基本合意書を結びまして、順調に協議が進んでおります。

残る二つの業者とは、出店に係る初期投資の問題、あるいは昨今の消費の動向、それから建築費の高騰等々の問題がございまして、出店の確約をいただけないということで、現在協議を続けているという状況でございます。

続いて、地域交流地区の重要なアクセス道路となります国道125号大谷バイパスの整備の状況について申し上げます。

国道125号大谷バイパスの関連工事としましては、大谷地区の墓地の近くに橋がかかります。この橋梁の橋桁部分の工事が本年度事業として現在行われております。しかしながら、平成27年度当初予算におきまして、竜ヶ崎工事事務所のほうで本年度事業として予定をしていた事業、これに十分な予算がついていないというのが現状でございます。この予算づけに関しましては、村長そして村議会の議長連名で、県議会議長そして県土木部長宛てに予算要望書を提出したところでございます。

また、バイパス事業を進めるに当たりまして、用地交渉の問題がございまして、既に個人の所有者の用地買収は全て終了しております。現在、大谷公民館近くに共有地、これが未買収で残っておりまして、この用地交渉を現在進めているということでございます。進捗としましては、約8割の方の承諾をいただきまして、残りの方については、竜ヶ崎工事事務所、そして村のほうで協働しまして、了解をいただくように鋭意努力をしているというところでございます。

最後に、地域交流地区に整備をしております物産館を含めた地域交流館の進捗状況について申し上げます。

地域交流館につきましては、物産館の建設に向け立ち上げました。物産館建設検討委員

会におきまして検討いただきました。これまで延べ4回ほど委員会の開催を行っております。4回目の本年4月23日の開催の委員会におきまして、物産館の建設の基本構想というものの了解をいただきました。これを受けまして、今回の定例議会の補正予算に美浦村交流拠点物産館建設工事実施設計業務委託料としまして、2,764万8,000円を計上させていただいております。本年度、設計を終了させ、平成28年度、建設工事を進めることを予定しております。以上、進捗状況を申し上げます。

次に、地区計画のほうを進めていく中でトラブルはないのかということでございますけれども、トラブルといたしますか、先ほど進捗状況の中でも申し上げましたように、3点ほど問題点、課題が出てきております。

1点目でございますけれども、民間商業施設事業者との出店に係る件、二つ目が国道125号大谷バイパスの整備事業に係る予算づけの問題。そして3点目として、同じく国道125号バイパスの用地の取得、未買収となっている共有地の部分の問題、以上が問題といたしますか解決をしなければならない課題として残ってきております。

これまで、問題点、課題につきましては村としましても全力で解決に向けて努力をしてきたところでございますが、議員の皆様におかれましても、今後ご支援とご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 今お聞きしましたように、三つのトラブルですか、事業予算の獲得、共有地の用地買収、民間商業施設事業者との出店交渉、どれ一つ取っても非常に難しいと思います。ですが、みんなで協力して頑張らなければ先に進めませんので、みんなで頑張っていこうと思います。

次に、物産館と交流施設の計画はどのように進んでいるのかお伺いたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答えいたします。物産館を含めました地域交流施設の計画はどのようになっているんだということでございますけれども、地域交流館につきましては、さきの質問の中でもその進捗状況、27年度実施設計、28年度建設ということで、概略については触れさせていただいたんですけども、その構想、計画の内容も含めまして、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

まず、地域交流館の設置場所としましては、役場周辺地区計画の交流地域に民間の商業施設と隣り合わせる形で建設をする予定としております。機能としましては、特産物の直売所と加工施設、子育て支援施設、情報発信施設、交流施設というようなことで、四つの機能を持たせるということで考えております。

規模としましては、約400坪ということで、重量鉄骨のALCというコンクリート板ですけれども、そういうつくりで現在計画をしております。

また、運営につきましては、物産館についてはJA茨城かすみ、それとJA稲敷、村、

三者による運営検討委員会を立ち上げ、協議を現在進めているところでございます。

さらに物産館の立ち上げ、運営に関しましては品目・品揃え、経営・営業等に関する法令、生産・加工、販売等の人材育成、管理運営の仕組み等々、計画準備をしなければならないことから、経験、専門知識のあるコンサルに協議に加わっていただくということで、今回の議会の補正予算に美浦村交流拠点物産館運営コンサル業務委託料302万4,000円を計上させていただいているところでございます。

スケジュールとしましては、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本年度実施設計、平成28年度建築ということで進めております。

物産館の設計につきましては、さきに説明をさせていただいた四つの機能・規模を基本に検討設計を進めますが、適宜、議会のほうに途中経過等を説明させていただきまして、よりよい施設をつくっていききたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 答弁、ありがとうございました。概略は理解できたのですが、それぞれの施設の使用坪数、有効坪数ですか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 先ほどの答弁で建物ですね、全体の規模、これについては、約400坪を予定しているということで説明をさせていただきました。

さらにですね、機能別にその面積をもう少し詳しくということでございますので、機能別にですね、それぞれの施設の面積につきまして申し上げたいと思います。

特産物直売所及び加工施設と情報発信機能、これを合わせまして340平米、子育て支援機能として500平米、交流や体験イベントの機能として140平米、それと、廊下・階段等の供用施設の部分ですけれども、これが350平米。合計で1,330平米を予定をしております。

なお、それぞれの機能別面積なんですけれども、基本構想段階での面積となっておりますので、今後、実施設計を含めまして施設の詳細設計を進めていく中で、若干の面積の異同が出てくると思います。今申し上げましたのは、基本構想の段階でのそれぞれの機能別の面積ということでございます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ありがとうございます。私が知りたかったのは、会議、研修室のスペースですか。村長が今まで何度も言っていますように、くつろげるような空間、お茶やコーヒーを、例えば私たち年代の者はどっちかといえば年寄りですけれども、くつろげるような場所を提供したいということ。

それがあれば自然と交流が深まりまして、前にもありました健康寿命関係、そっちを延ばすためにも非常に有効なのではないかということで、そのようなことを聞いたんですが、交流拠点としての役割を140平米ですか、大体40坪ぐらいですか、坪数でいくと。喫茶ス

ペースからそこら辺の何ができるかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 本日の午前中ですね、質問の中で村長答弁がありまして、高齢者も含めて子どもたち、そして一般の方がくつろげるような施設と。サロンのようなものというような考え方も示されております。

先ほど挙げました四つの機能の中にはですね、そういうサロンという機能という言葉は直接出てこないんですけども、特産物の直売所、当然その中では、その場で食べられるようなものも販売をいたします。そういうことで、特産物の販売所と同じスペースの中で、そういうエリアも考えたいと思います。

それから、交流や体験イベントで140平米というお話をしました。そういう中ででもですね、そういう機能を持たせたようなコーナーができないかどうかというようなことも考えていきたいと思います。

ということで、先ほど申し上げました機能・面積につきましては、あくまでも基本構想段階のことですので、今後詳細に実施設計を進めていく中で、具体的にですね、そういう子どもたち、一般の方、高齢者を含めて交流館に来られたときにみんなでくつろげるようなスペース、これについてはきちっと確保をして、ある程度、案がまとまった段階で議会のほうにも示していきたいということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 前向きに理解させていただきます。期待しております。

次の質問に移ります。

県道稲敷阿見線の道路補修についてお尋ねします。

土屋地区の県道において下水道工事完了後、補修はされておるんですが、時間が経過するにつれ段差が生じ、住宅への振動が激しく健康を害するとの苦情がいっぱい出ております。村としてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 椎名議員ご質問の県道稲敷阿見線の道路の件でございます。上下水道課では、平成22年度より土屋地区の下水道整備を進めているところでございます。県道稲敷阿見線、栗山スタンドからセブンイレブンの区間におきましても、もともと道路の舗装が悪い中に下水道工事により設置しましたマンホール及び各家庭への取り出し跡により段差が生じまして、振動が発生しているという状況であります。下水道工事も一つの原因であるわけですが、そもそも道路の経年劣化によるということも大きな要因となっております。

こうしたことから、道路の管理者であります茨城県竜ヶ崎工事事務所に、早期全面復旧のお願いに伺いましたところ、竜ヶ崎工事事務所も、この場所の舗装の状況が悪いということは把握していると。修繕工事は行うという返事をいただいているところでございます。

ただし、この区間は道路の拡幅の工事を行っております。用地買収後に全面復旧を考えていると。また、修繕工事については、予算の関係もあるので、時期については、いつやりますということは答えられませんというような回答でありました。今後、竜ヶ崎工事事務所に強く要望を行い、早期の修繕をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 個人的に、以前に竜ヶ崎工事事務所にも全面復旧を要望しました。そのとき、これは用地方の話だったんですけれども、2年以内には復旧工事を行うとの回答でした。ですが、もう2年近く経過しますが、何の音沙汰もいただけないというような状況です。

村に頼むと、工事は行いますの返事はいただきますが、やっぱり、いつという返事はいつになってもいただけません。というか、もう住民たちはほとんど限界に近くて、私は顔を合わせるたびに文句を言われるような状況です。ですから、どうか早急な対策を、竜ヶ崎工事事務所にしろ村にしろやってほしい。何かの手段というか工事をやっていただければ、住民の方も納得すると思いますので、その辺、具体的な工事の予定とかをちょっとお示しいただければと思います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 椎名議員の再質問についてお答えいたします。

以前ですね、平成25年にスーパー「カンダ」ですね、今閉店になっておりますけれども、カンダのところから君山の十字路の間で、今回と……。

〔「君島だ」と呼ぶ者あり〕

君島の十字路の間で今回と同様の要望がございまして、竜ヶ崎工事事務所にそのことを伝えまして、補修工事を行って改善されたということはございました。

今回の修繕要望の件につきましては、本年の6月に実は椎名議員のほうから一度、地区の方々が大変困っているんだというような要望を受けまして、早急に竜ヶ崎工事事務所にその状況を伝え、改善を要望したという経緯でございまして、これは1回目の答弁で申し上げたことがそのこととございます。

いずれにしてもですね、周辺住民の方が非常に困っているという状況は、大変よくわかりました。6月の時点ですでね、竜ヶ崎工事事務所のほうには修繕を要望しまして、対応する旨の回答はいただいているところなんですけど、再度ですね、現場のほうを確認させていただきまして、特に状況のひどいところ、そういうものを特定してですね、再度、今回の村議会のほうで地元の議員さんから強い要望があったということもあわせて伝えまして、早期の修繕をしていただくように再度竜ヶ崎工事事務所のほうに要望いたします。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 前向きな答弁、ありがとうございます。期待して待っています。

以上で、私の質問終わります。



○議長（沼崎光芳君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、美浦村動物愛護条例制定についてを質問させていただきます。

毎年9月は動物愛護月間と定められておりまして、国民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日を、さらに動物愛護週間と定めております。

環境省の資料・パンフレット等もありますけれども、国として2013年9月1日、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律、省略をしまして、動物愛護管理法を施行し、迷い犬、迷い猫をなくすための身元を示す迷い札の励行や、より適切な取り扱いの義務、さらには、愛護動物に対して適切な飼養を怠ったり、遺棄した場合の罰則金を50万円以下から100万円以下に引き上げております。

環境省資料のパンフレットの6ページ・7ページのほうに提示している内容に関連するわけなんですけれども、美浦村においても犬猫等の動物を飼い、家族の一員として動物愛護をされている方がふえております。しかしながら、動物を飼う飼い主の動物愛護と管理責任に対する認識不足により、近隣の方々に被害や不快感を与えている事案がふえているのも現状であります。

狂犬病など動物由来の伝染病などの担当部署はあったとしても、動物愛護は所管業務となっておりません。住民に最も身近な自治体で、動物愛護の精神啓発や譲渡活動を目に見える形で推進する意味において、動物愛護条例の制定をし、人と動物にやさしいまちづくりをすべきと考えております。そこで、現在の美浦村の現状とあわせて、どのようにお考えか質問をさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答えいたします。

9月現在で美浦村の人口が1万6,456人でございまして、犬の登録数が1,400匹余りとなっております。また、登録制度がない猫を加えると、相当数の犬猫が飼われているという状況です。そういう状況の中で、林議員ご指摘のとおり全ての飼い主がマナーを守っていただいて、地域で愛されるペットということにはなっていないという部分があるというのは、十分認識をしているところでございます。

動物愛護の法体系としては、動物の愛護及び管理に関する法律及び規則と、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例及び規則が制定をされております。狂犬病予防に関しては、狂犬病予防法があり、事業が執行されています。なお県内では、阿見町・牛久市・守谷市が独自の条例を制定し、県条例で定められていない一時預かりの制度あるいは災害時の体制等を定めております。

先ほどご指摘があったんですけれども、美浦村では動物愛護に係る業務は、狂犬病予防業務と一緒に、生活環境課の生活環境係が担ってまいりました。さまざまな苦情や広報活動、動物愛護週間における啓発業務等を日々行ってきております。

苦情等の状況なんですけれども、平成26年度、犬にかかわる件数が36件、それから猫が10件、その他を含め計56件で、本年度は9月8日現在で、犬で8件、猫で1件、その他で1件、計10件ということになっております。

また、迷子犬については、平成26年度21件、本年度4件で、4件のうち3件については飼い主が見つかって飼い主に返されております。

苦情として生活環境課に寄せられる事案として特筆すべきものとして、野良猫の問題がございます。犬と違い、猫の習性として、首輪をつけての散歩やおりでの飼育がされることはほとんどありません。また、行政として、飼い猫と野良猫の区別をすることは困難であり、対応を難しくしております。野良猫への餌やりについても、直ちに違反行為とは判断できませんが、現在では餌を与えた人が当該猫の飼い主と見なされる、ということで村では判断をいたしまして対応を行っているところでございます。

都市部におきましては、地域猫という概念もありまして、地域で餌を与え、避妊手術を行うなど、個体の増加をコントロールしております。この場合でも、地域でリーダーがいらっしゃり、実質的な飼い主代表者となっているようでございます。

野良猫や野良犬を保護し、里親探しができれば理想とは思いますが、休日を含め、保護している期間の対応等が困難であり、村が難しいということもございます。県の動物愛護センターと連携し、処分される犬猫の数を減らすように努力をしてまいりたいと考えます。

いずれにしましても、法で野良猫の対応をすることは困難であり、今後におきましても、地道な啓発活動を行いまして、飼い主のマナーの向上を図っていくことに尽きるかと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま、実際の相談件数等をお示しいただきまして、それを比較いたしますと、苦情件数は減ってきているのかなということが推し量られるわけなんですけれども、実際に登録されている犬だけでも1,400匹。そうすると猫はもっといるということ推測されますと、日常の担当課の日ごろの苦情に対する対応がいかに大変で、また、それに対して実際に対応されて、その効果としてあらわれている評価に値する数字ではないのかなというふうに評価させていただきます。

そこでですね、犬猫の苦情内容と対応を具体的にどのようにされているかということをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 生活環境課のほうで対応しております犬猫に関する苦情の内容、その対応でございますけれども、犬につきましては、犬のふん尿ですね、それと

鳴き声、これに対する苦情というものが多くなっております。

ふん尿につきましては、マナーに関する看板、これが生活環境課のほうにございますので、これらの看板を立てていただくというようなことで対応しております。また、鳴き声につきましては、飼い主の方にですね、強制力がない中でのお願いということになるわけで、ご近所の方が鳴き声で困っていますので、ということでその犬の鳴き声ですね、これは犬に鳴くなと言ってもなかなか難しい話なんですけれども、そういうことで飼い主の方をお願いをしているというのが現状でございます。

猫のほうなんですけれども、猫につきましては、これもふん尿と、野良猫だから捕獲をしてくださいという相談が主となっております。猫については、先ほども申し上げたんですけれども、動物愛護法の精神に基づきまして、県条例においても、原則室内で飼いましょうということまでは条例ができていますけれども、これも努力義務ということにして、強制ができないという仕組みになっております。こうしたことから、猫のふん尿については猫が入ってこないように、その手だてとしまして猫の忌避剤ですね、これを使ってくださいというようなお願いをしております。

捕獲につきましては、これは野良猫か飼い猫かという区別がなかなかつきません。猫については、捕獲は基本的にはいけませんという愛護法の決まり、法体系になっていますので、これについては捕獲ということは、依頼はされるんですけれども、村のほうではできませんというようなことでお断りしております。

餌等を与えないようにしてくださいというようなことで、猫がうちの周りをうろつかないようにしていただく、忌避剤を使っていただくというようなことをお願いしているのが現状でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 本当に現状、大変な対応をされているのも、私自身も何度も要望に行ったほうですので目の当たりにしていますので、本当に大変な橋渡しをされながら説得をしていただいている場面も伺っておりますし、また、犬の散歩をしながら、ふんを拾っていかない方がいることで、地域の方も異臭が漂い、大変な思いをしているところに、多くの看板を立てていただいたことも実際、即対応していただいていることで本当に感謝を申し上げる次第であります。本当に今の現状を伺いますと、飼い主としての飼育する当たり前のマナーが守られていないということがうかがえます。飼い主のモラルの向上が必要ではないでしょうか。

先ほど冒頭で申しました動物愛護管理法案の改正のほかにも、ただいま部長のほうからお示しいただきましたけれども、茨城県が制定している茨城県動物の愛護及び管理に関する条例も定期的に改正をされておまして、今お示しいただいた内容が、このようにチラシの配布も「猫は屋内で飼いましょう」ということで、新しいチラシも改正になるたびに県のほうからこういうチラシも来ているのも、現状であります。

このような努力をしているのも、その背景の一つには、本県の犬の殺処分件数が過去8年連続で、全国ワースト1を記録したということがあり、県としての取り組みが余り進んでいない実態があるようでございます。そのことを住民に周知する必要があると考えます。このようにチラシが配られたとしても、どなたがこのチラシに記憶力を持っているか。私自身も、広報等で来たときにも見たことがございますけれども、意外とすぐに置いてしまうというのが現状ではないでしょうか。

猫は屋内で飼いましょうというところでは、うちも猫を飼っておりますけれども、聞くところによると、生まれてすぐの猫は、一度も外に出さなければ、特別にストレスは感じないそうです。ですので、わざわざストレスを感じるといけないから、外で飼いましょうというような飼い方はする必要はないですので、室内で飼っていればずっとストレスなく室内で飼えるという環境がありますので、そういう意味では、やはり猫の習性とか犬の習性をしっかりと知った上で飼っていくという飼い主の知っていく努力も必要ではないのかなということを実感しております。

先ほど言われたように、ふん尿やいたずらによる近隣トラブルがこのことによって避けられるわけでありまして、所要の札を下げるというか明示する、飼い主の住所を明示するとか、または猫であっても首輪できますね。猫の首輪も売っておりますので、できれば飼い猫に関しては首輪をするということをお勧めさせることも大切な、飼い猫と迷い猫の差別をつけるのには有効であるかと思うので、そういうようなことを周知するというのも大切になってくるのではないのかなと思います。

もう一つのチラシは、多頭飼い届け出制度に猫が加わったというチラシです。これは意外と知られていないのかなというふうに思うんですけれども、今までは犬だけが届け出の義務があったのですけれども、猫も加わり、猫と犬合わせて10匹以上になった場合には、1軒で10匹以上飼うときにはこういう届け出制度があるということも、意外と知られていない。やっぱりそれだけ飼う人もこういう義務があるんだと、やっぱり飼い主としての義務があるということもやっぱりどんどん周知していかなければいけないのかなというふうに実感している昨今でございます。

そこでですね、野良犬や野良猫減少のためにも里親探し等のホームページの活用やお知らせチラシの全戸配布というのにはできないものかお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員の質問の中で、茨城県が犬・猫の殺処分の数ワーストワンが8年間続いたというお話もございました。村のホームページのほうなんですけれども、飼い方のマナーとしまして、県の収容犬公示情報、これへのリンクは行っております。県の動物指導センターのほうのホームページを見ますと、県のほうでは犬の譲渡会ですね。いわゆる里親制度、林議員おっしゃるような里親制度、このことも県の動物指導センターのほうで行われているようでございます。

村としましては、その一時預かりで、保管のこととかその間の飼育の問題等がありますので、なかなか村として里親制度を実施していくというのは、今の状況の中では難しいわけございまして、県のほうが進めている犬の譲渡会、里親制度、これをですね、村のホームページのほうにリンクを張りまして、動物指導センターのほうでそういうことをやっていますというようなことをですね、広く広報しまして、犬・猫の殺処分の数ですね、1頭でも少なくなるように村のほうでも県のほうの事業に協力して、そのようなことに努めてまいりたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま部長がお示しいただいた収容犬公示情報へのリンクというものもね、意外とホームページを見てもわかりにくいようなふうに認識しておりますので、とてもいいことですのでね、ぜひこういう、周知する意味でもホームページのトップページとか、わかりやすく見やすい場所に張りつけをしていただけたらよろしいのかなと思いますので、その部分のご努力をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

犬の散歩時のマナーと、野良猫・野良犬減少により苦情は減ることは確実ですので、冒頭でも述べていただきましたけれども、このような県の動きに合わせて自治体独自で条例制定の動きが出てきているのも、切実な思いでできていることだと思います。その効果が如実に出ているということで、少し参考程度にお話をしたいと思うんですけども、資料が今、画面に出ておりますけれども、ちょっと県の資料ですので小さくて見にくいかなと思うんですけども。

先ほど言われた条例が制定されている牛久市・守谷市・阿見町・美浦村の4市町村をちょっと対比して見てみたいと思うのですが、人口比率割合からすると、牛久市は美浦村の約5倍の人口の自治体です。守谷市は美浦村の約4倍の人口です。阿見町は美浦村の約3倍の人口があります。

ですので、それだけ美浦村よりも多い人口の自治体で条例を制定していて、実際の取り引き、捕獲、殺処分ですね。そういうような犬と猫がどれぐらいの件数なのかというところを対比して見ますと、美浦村の5倍ある人口の牛久市ではですね、引き取り・捕獲合わせて犬が13匹、年間ですね。猫が19匹。守谷市では犬が9匹、猫が5匹。阿見町が犬が1匹、猫13匹。それに対して、美浦村は犬が21匹、猫23匹。

一般的に県内を見るとそんなに大きな数字には見受けられなかったのですが、人口比率からしますと、これだけの差が出てきているということは、牛久市・守谷市・阿見町においても、現実すごく大変で困られていて、条例を制定をし、制定した後にいろいろな里親を探したりとか、殺処分しないようにということでいろいろ努力をされている、そういう意味で成果が出ているいい実例だと思うんですけど、その中で特化して守谷市の条例をちょっと紹介させていただきたいと思うんですけどね。

守谷市の動物愛護条例はどのような経緯でできたかといいますと、動物愛護団体の方を中心に、議員の有志と獣医師とボランティアの方12名で、動物愛護協会を発足させたんですね。それでそのメンバーで2年間かけて条例をつくり上げて、本年の4月に施行されたということなんですけれども。

その本年4月に施行した守谷市は、先ほどの数字では去年の数字ですのでね、犬9匹、猫5匹。それがこの4月制定した後は、ゼロになっているんです。ですので、これはすごい大きな成果だと思います。その守谷市で、この条例を重視した点が2点ほどありまして、条例の2ページ目にありますけれども、第8条のところで、繁殖力の強い猫は基本的に室内で飼うように求め、やむを得ず屋外で行動できる飼育方法の場合には、飼い主に不妊・去勢手術を講じるように求めたということに力を入れたそうです。

もう1点目は、第9条、参考で3ページ目に9条がありますけれども、これは何を重視したかという、ここ市の一時預かり期間……。

○議長（沼崎光芳君） 林議員に申し上げます。傍聴者が聞こえないというので、もう少し大きな声でよろしくお願いします。

○11番（林 昌子君） はい。2点目は9条の第3項なんですけれども、一時預かりのことが規定されているのですけれども、そこに明記されていない、規則で定めていることが一つの大きな要因で、一般的に一時預かり期間が4日間だったところを7日間に延長して、その7日間に延長したことによって何をしたかという、飼い主探しや里親探しの期間としてあてがったわけなんです。

ですので、当初、この守谷市においても、何でこんな条例をつくるんだ、つくる必要があるのかという、県と同じような条例を制定する必要があるのかという批判も一部あったようなんですけれども、野良犬や猫などが生まれる現場というのは、市町村のこの地、美浦村のこの地で実際に生まれているわけですから、実際の現場が動かなければ問題は解決しないとの強い信念で実現した条例だということでございます。地域住民の意識啓発によって飼い主のモラル向上が図られた事例ではないでしょうか。

改めて村長にお尋ねをいたします。美浦村でも聞こえてこない部分も含めて、困っている人や被害をこうむっている人はたくさんいらっしゃいます。美浦村としても条例制定をし、人と動物にやさしいまちづくりを望むことが、この近隣の成果を見ても大だと思えますので、村長としてどのようにお考えか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、動物愛護条例ということで、先進地、守谷市・牛久市・阿見町というところを捉えて、ペットに対する部分についてはですね、美浦村の中でも環境美化条例というのをつくらせていただきました。それについては、動物のいろいろなふんだけではなくですね、全てのものに関しての環境美化条例という、その中に散歩のときにですね結構、うちには前はいたんですけども、今はいませんで、散

歩のときに何の処理するスコープも袋も持たないで、うまくしつけをしている犬は大丈夫なんでしょうけれども、そうじゃない犬はですね、やっぱり散歩のときに結構、外でしてしまう犬もいるみたいで、私も朝早く結構歩くんですけども、なるべくそのような道は歩かないようにして、違う道を歩いています。ちょっと暗いうちに歩くと危ないので。

これについては、やはり飼い主のマナーですね。モラルで、やっぱり飼うにはその動物に対する愛情もあるでしょうけれども、そういう環境も含めた部分で飼い主はモラルをきちんと、マナーを守ってもらうという部分を、今、県のほうからもいろいろなパンフレットを出して、多頭飼いは登録しなくちゃいかんというふうな部分もできてきております。

まず、茨城県では愛護条例がつくってありますし、県のほうのね、井出さんでしたっけかね、県議会のほうでも動物愛護の部分をやっておられました。そういう意味でも、まずは村のほうでこれをつくるというよりも、そういうパンフレットを持ったり、ホームページで周知をさせていっていただいて、飼い主のマナーアップを図りたいなというふうに思っております。

散歩をしないと、朝結構早い時間から、早く散歩をさせろというような犬が結構鳴いている部分も聞いております。そういう意味でも、ペットを飼う飼い主のマナーをぜひ促していきたい。そのためには、先進地の愛護条例をつくった守谷市・牛久市・阿見町もそうですけれども、県のまず条例を村としてそれを巡視するように、まだ飼い主のところそういう周知が届いていないという部分が多いんだと思います。

ぜひ、飼っている方は、「光と風の丘公園にドッグランのね、そういう部分をつくってください」と言いますけれども、光と風の丘公園のところに来て、ふんは始末していかないというふうな方もおります。まずは飼い主のマナーをきちっと守っていただくようなものがきちんとできれば、いろいろなところに子どもたちと犬と猫と、いろいろな部分で一緒に競合できるような場所もできるんだらうというふうには思います。まずは、いろいろな面で迷惑となるような鳴き声とか、それから犬のふんについては、生活環境課のほうでも立て札を立てて、飼い主のマナーアップを図っていきたい。

それと同時に、先ほども言いましたように、ホームページは若い人は見ますけれども、お年寄りの方については、飼っている方は大体わかりますので、そこにパンフレットを配布させていただいて、呼びかけをするという部分で村のほうとしてはまず周知をさせていきたいというふうに思っております。

それをやっても、全然改善がされない、では村のほうである程度、行政の処分ができるような制度も独自に、県の制度以外にですね、つくらないと守れないという部分は、林議員おっしゃるように村のほうでも対応をせざるを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま村長のほうからも前向きにお話しただけのような気

がいたします。というか、条例に関しては前向きではないんですけれども。

まず、広報紙とかホームページの有効活用、またしっかりと周知していくということ。また、それでも無理な場合は村でも独自でというようなところを言っていただけましたのでね、何とか村内に浸透しますように。また、動物愛護精神あふれる条例制定ができる地域づくりに、まずは地域住民を巻き込んだ条例制定に向けての下準備ができるといいのかなというふうに思います。

先ほどのパンフレットにありました、「捨てず、ふやさず、飼うなら一生」というこれが一つの合い言葉になって、美浦村の中も動物も人も豊かにやさしく生活できるような地域づくりとなることが、一つは、子育てにも影響します、情操教育にも。豊かにそだちますので、まずそういう部分でぜひ今後も啓発活動をさらに進めていただきたいということを要望いたしまして、次の質問にさせていただきます。

続きまして、第2件目は認知症対策についてです。

厚生労働省の発表によりますと、2025年には、65歳以上の高齢者のうち認知症の人は約700万人、これは5人に1人、に増加すると予測をされています。過去に何度か認知症対策について、私自身も一般質問をさせていただいてまいりましたけれども、認知症は誰でもかかり得る病気であります。ですので、恥ずかしいことでも、おかしいことでも何でもございませぬ。村内においても老々介護や認々介護で大変なご苦勞をされている方が年々ふえております。発症してからでは介護が大変な病気でございます。認知症は、症状の進行を一定期間防ぐ薬はあるものの、根本的な治療薬はいまだ開発中でございます。ですが、最近の研究で軽度、軽い認知障害、認知症ではないんですね。軽い軽度の認知障害、これを略してMC Iと呼んでおりますけれども、軽度認知障害の段階で適切な予防や治療を行えば、認知症の発症を防いだり、おくらせることができるとの研究結果が出ております。

そこで、血液検査で簡単に認知症の程度のわかるMC Iスクリーニング検査というのがあるんですけれども、その費用の公費助成ができないかということのを伺うわけなんですけれども、まず初めにですね、本村において把握されている認知症の方の人数について、まずお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 申し上げます。林 昌子君の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。3時55分再開といたします。

午後3時45分休憩

---

午後3時57分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 先ほどの林議員のご質問にお答えいたします。

最初に、認知症の現状を見てみますと、平成26年度茨城県の65歳以上の人口が75万



7,000人、認知症高齢者数は11万4,000人で、高齢者人口の約15%となっております。

本村の状況を見ますと、65歳以上の人口が4,158人で、認知症高齢者数は351人で、高齢者人口の約8.4%が認知症を発症しております。

認知症患者数におきましては、的確に把握することは非常に困難でありまして、この数においては、介護認定を受けている方で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方を今回お示ししてございます。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 答弁いただきましてありがとうございます。まず、訂正をさせていただきます。通告書に誤字がございましたので訂正しておわびを申し上げます。

認知症対策についての「軽度認知障害」を、認知症の「症」を書いてしまいまして、軽度認知「障害」なので、障がい者の「障」にかえていただきたいと思います。訂正しておわびを申し上げます。どうもありがとうございます。

ただいまの答弁で、介護認定を受けている方のみの方の人数だけでもすごい人数ですね。それを考えますと、認知症予備軍というのは何十倍もいらっしゃるというふうに推しはかれるわけですので、本当に大変な人数の方が予備軍、今後いろいろなことで悩まされる対象者となっていると考えますと、そのかわるご家族の方のご苦労とかを想像しますと、本当に負担が過重であると思います。

そこでですね、認知症対策を進めていくためにも、支援サポーターをふやすことが急務と考えますけれども、認知症サポーター養成講座等を行っているかと思いますが、ここ5年間でのサポーター数の推移と活動状況をお尋ねさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、ここで認知症サポーターとは何かということですが、認知症の基本的な知識を、養成講座を通しましてしっかり理解し、認知症本人を初め、その家族を温かく見守る応援者であり、地域を中心とした見守り活動を行っている方々のことをいいます。これまでも認知症サポーター養成講座を老人クラブの方々や民生委員の方、ボランティアの方、食生活改善推進員の方々などにご協力をいただきまして実施をしております。

これまでのサポーターの数の推移ですが、過去5年間での数字を申し上げます。平成23年度は、老人クラブの方やボランティアの方に対し、42名。平成24年度は、同じく老人クラブの方に対し、26名。平成25年度は、食生活改善推進員と引き続き老人クラブの方々を対象に30名、平成26年度は老人クラブ、それからボランティア大空の会で41名。それで、ことしは民生委員、児童委員さんの方々に対しまして26名のそれぞれの方々に毎年ご協力いただき、養成を行っております。

活動については、これまで養成をしていただいた方々に地区の中で、特に老人クラブのところもございまして、方々にその見守り活動とか、家族、近所の方々等々での相

談なんかも時には携わっているようで、特に多くの方が、まず認知症の知識を得ていただいた上で、地域の中に入って時あるごとに見守り活動をしていただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） この5年間で今お示しいただいた数字を足しますと、165名の方がサポーター養成講座に参加されているとの報告でしたが、認知症に対する理解者が着実にふえたということで評価をさせていただきたいと思います。今後もさらに強力で推進していただきたいことを念願する次第であります。

そこでですね、個人で簡単にできるチェックリストが近年各自治体で参考にされているようです。このチェックリストを、ホームページや携帯電話などで利用できるようなことや、健康体操や講座等で周知ができないかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、認知症を発症する前の段階としまして、まさに予防がキーワードとなっております。林議員がおっしゃるとおり、近年では全国の自治体の中では、現在の自分の状態を確認するためにも、簡単な質問形式を基本としたチェックリストが作成されてきているようでございます。よく、ストレスチェック自己診断法としてホームページなどに掲載し、簡単に判断できるものは利用されております。現に本村でもホームページ上に掲載し、利用されていると思います。

そこで認知症チェックリストの利用手段として、ホームページ掲載や携帯端末等を活用する方法は利便性が高いし、簡単に自己状況の目安として確認ができますので、まさに有効な手段であることは確かだと認識しております。この通信手段等を活用した方法については、今後、数々の参考事例を調査、研究し、今後努力してまいりたいと考えております。

また、周知の方法としましては、パンフレット等による周知として、講座や運動教室、老人クラブなどの団体等を通して紙ベースによる周知は行えるものと考えておりますので、今後進めていけるものについては推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） どうもありがとうございます。紙ベースもちゃんと考えていただいて、また、いろいろな角度でいろいろな方に周知できるご努力をしていただけるということで感謝を申し上げます。

それでですね、だんだん時間もなくなってまいりましたので、本来細かく伺う予定でございましたが、MC Iのスクリーニング検査のことをちょっとご説明しようと思ったんですが、この4段階、この電子黒板のほうにありますけれども、この検査がですね、10ccの血液検査、採血をして、あといろいろな相談を、記憶検査というものを15分ぐらいして、20分ぐらいで終わる検査の内容なんです、その血液検査のA・B・C・D段階をこのよ

うな形で分けまして、遺伝であれば全然問題ないというような検査でございまして、大体その検査と相談を入れて3万円前後ぐらいの検査であります。

ですけれども、実際ですね、今度村長にお願いすることをお話ししたいんですけれども、その前にですね、資料の、済みません、部長、割愛させていただきますが、最後の資料で、筑波大学の朝田 隆教授が北海道新聞に掲載された記事をちょっと提出させていただきますが、これはMC I研究の第一人者なんですけれども、認知症の前兆、対応を早くすれば治るということで、実際にですね、MC I 軽度認知障害の方が何もしないで4年間過しますと、その中の半数の方が4年以内には発症するという、ちょっと怖い数字が出てきております。

ですけれども、ちょっと安心する部分は、一番上の段の「年をとると人の名前を忘れるなど物忘れをするようになります」、これは私も物忘れをしております。人の名前を忘れる程度なら良性健忘なので気にしないでいいですと、これはとても安心材料でございました。

ただ、例としましてですね、2段目に入りまして、例えば先週結婚式に出席した料理がおいしかったとします。出された料理が洋食か和食か忘れるのはいいけれども、結婚式に出たこと自体を忘れてしまう。このように記憶が一部分スポッと抜けるというのが、認知症ということになるそうですので、そういう部分をいろいろ判断基準を教えていただけるという、早期の段階で検査ができるということでは、とても有効なMC Iスクリーニング検査なんですけれども、村長のほうにですね最後に、こういう公費助成、結構高額ですのでね、皆さん受けていただきたくてもなかなか受けられないということになったときに、公費助成ができないのか。

また、あとはいろいろ周知する意味で、一般集団検診とか人間ドックとかそういうようなところのオプションとして、このMC Iスクリーニング検査というものをつけられないかどうかということをお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 認知症ということで、軽度認知症ね。林議員、65歳以上、700万人とちょっと軽く5人に1人と言っておりますけれども、何か聞いたところによると、4人に1人はその症状があるんですよなんていう、テレビなんかでも話は聞いております。そういう意味でもですね、きょう65歳以上はここにも4人に1人か5人に1人はいるのかなというふうに思うと、でも、今回議員の皆さんにはね、そういう軽度認知症にご縁のない方がいるということだろうというふうに思います。

MC Iスクリーニング、これは本当に、血液の中で判断ができるというのはすばらしいことだなというふうに思います。まだ全国どこでもこれを取り入れて、一部助成もしていないということで、今、大学の先生のこういうMC Iについての評価が林議員のほうからも示されておりますけれども、ちょっと私もきのうの新聞をちょっと見てみたらですね、

稲敷警察署が、要するに徘徊の高齢者が結構、警察でも問題になっていて認知症のサポーター養成講座を署内で開いたということで、まずは本人の部分が一番大事なんでしょうけれども、それに携わるサポーターとなる方もこれは必要だろうなというふうに思います。

ぜひ美浦村のほうでも、160人ですか受けたような話を聞いておりますけれども、いろいろな部分で将来、自分で認知症だとわかっている人は認知症じゃございませんので、わからないから認知症ということで、食べた物はわかるけれども、結婚式に出たのを忘れるなんていうことはもう大分進んでいる方だろうというふうに思います。

ぜひ、そういう意味でも血液検査でわかるのであれば、いろいろな検査をしたときにですね、一緒に血液を分析していただいて判断をしてもらうということは、定期検査のときにですね、それも取り入れてもらうという部分を、国としてね、一緒にやってくれるのならば、国でもこのぐらい持ちますよというふうにしてもらうのが、一番認知症の部分を減らす、早目に予防ができるという部分では、このMC Iが一番いい取り組みだろうというふうに思っております。

ぜひ今、国でもどこでもまだ取り組んでいないということで、いち早くやるのが一番いいのかもしれませんが、林議員おっしゃるように3万円がかかるという部分は、美浦村のほうでもかなり高齢者がもう4,000人を超えている部分がありますから、その手前の美浦村としても認知症のサポーターをまずは、講座の部分をもう少しふやして、認知症に対する配慮の仕方も、一般のサポーターもぜひつくっていききたい。その上でですね、抑止力というふうになれば、このMC Iスクリーニングも本当に効果的だという部分で、まずどのぐらいの部分で助成をするとどうなるか、参加するのもしないのか、そういう部分も必要だろうと思います。

ぜひ今、50代ぐらいから、もうこの検査をやりたいと思っている人もかなりいると思うんですね。65歳を過ぎてからではもう遅いということで、そうなるとかかなりの人数が想定されるだろうというふうに思います。まずは保健福祉部のほうでいろいろな調査を踏まえて、サポーター養成講座の中でまずこういうMC Iのスクリーニングをやるとこうですよという部分も踏まえて周知をしながら、村としてもやらないということではなく、そういうものが有効ですよということを発信しながら、ある程度年齢になれば、自分でこういうMC Iを、血液検査をやって、自分で防止しようという考え方もできるかもしれません。

ぜひその辺も、いろいろな部分で周知をさせていきながら、村から発信をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 村長、若年性というのは大体もう40代から結構発症する人が出てくるということで、本当に自覚症状は全然、最初はないんですよ。その自覚症状のない時期にこの検査をすることで、自分の程度が今どこら辺にあるのかというのを認識しながら、注意をした食生活だとか運動だとか、その改善をすることが早期にできるという

ころでとても有効な検査でありますので、こういう検査があるということも、できれば美浦村から発信していただくのもよろしいのかなというふうに思います。

あとですね、保健福祉部長、先ほど割愛させていただきましたが、認知症ケアパスという取り組みをしていただけるということでしたので、それを最後にちょっとお尋ねをさせていただくんですけれども、多分時間がなくなると思いますので、先に私お話をさせていただいて、できればですね、先ほど村長も言いましたが、全国どこもやっていない、どこもやっていないからこそ価値があるというふうに私は思うんです。いろいろなところがやったからこそ、後から続くというよりも、こういう小さい村だからこそ、そういうところに敏感に反応して、美浦村の皆様が元気で長生きできるためのこの検査を実施することによって、もしかしたらですね、この検査を実施することで、介護保険料や医療費の削減に大きく貢献し、挑戦をした自治体美浦村というところで、健康長寿の美浦村というところも、大きな美浦村のPRになれば、また、角度を変えてみると、人口減少の歯どめにもつながってくるのではないかなというふうに考えておりますので、できればですね、早期の実現ができますその道筋を、これからぜひ担当課とあわせて推進していただけたらということを強く要望して、私は終わらせていただくんですが、最後に保健福祉部長、順番が逆になって申しわけございませんが、認知症ケアパスという新しい事業の取り組みをしていただくというお話もありましたので、ぜひこれもすばらしいので、お示しいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問の中で、認知症ケアパスというお話が出てきました。これは実はですね、ケアパス、どういうことかと言いますと、まず簡単に言いますと、ケアパスというのは、個人個人の状態に応じた適切なサービスの提供の流れをお示ししていくと、いろいろな家族に対してですね。どういったことができるかという、例えば機能障害の状態に合わせて、医療、介護サービスの内容をあらかじめ、家族や本人に示すための啓発をするための作成資料ということになっております。

これはですね、実は厚生労働省のほうでも、認知症対策の今後の方向性についてということで、概要の中にですね、一つの方策としてうたっております。これは、これからですね、平成29年に総合事業ということで、福祉介護課のほうでも地域ケアシステムを中心に進めていく中にですね、この作業を取り入れるということで現在考えております。これは当然そういう普及活動として今後非常に重要になってくると思いますので、いずれにしてもこれはですね、早急に何らかの形で地域の状況を見ながら全体の市町村を参考にしながら、ケアパスという、こういう作業を今後取り入れていきたいなと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

次に、塚本光司君の一问一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 5番、塚本でございます。最後になりましたので、おつき合いいただければと思います。それでは、通告書に従いまして、数点質問をさせていただきます。まず、美浦村内のごみ集積所とごみ出しモラルについて質問したいと思います。まず村内のごみ集積所の数をひとつお示してください。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 村内のごみ集積所の数でございますけれども、4月現在で620カ所となっております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 今、620カ所ということで、美浦村全体が6,800戸の戸数として考えますと、10軒に1だと680ですから、一つの集積所に対して10軒まで満たないぐらいに密度が濃いのかなというふうに判断したところなんですけど、それは、その年内でいろいろと増減はあることと多分認識はしております。

また、平均で何軒で一つの集積所を使う云々というのではないでしょうから、実際にはいろいろ村内を回ってみますと3、4軒で一つの集積所を使っていたりですとか、そういうところもどうも見受けられるようでした。

そこでですね、集積所ですね、大体のところ何戸数で、利用者何人で一つの集積所という形である程度考えている部分があると思うんですが、そういった目安というのはあるんですかね。今、私が申し上げましたとおり、一つについて10軒は、これは8か9軒ぐらいになりますでしょうかね、割りますと。いかがでしょう。

○議長（沼崎光芳君） 生活環境課長北出 攻君。

○生活環境課長（北出 攻君） 戸数でございますけれども、衛生土木のほうで規定がございますまして、原則ですね、15軒というようなことで設置をしております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ありがとうございます。15軒ということは、これを割るとかなり、一つの集積所に対して美浦村の場合は、使っている方は密度が濃いということで判断していいのかなと考えました。

それではですね、続いて、集積所の近隣ですね、ボランティア活動等の方々というのは何人ぐらいいらっしゃるのか、その辺は把握されていますでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 集積所の近隣で、その集積所の清掃をやっていただいている方の数なんですけれども、平成26年6月から美浦村指定ゴミ袋現物給付事業というのを開始しております。1歳未満のお子さんがある世帯、それと介護等でオムツを使用している世帯へのごみ袋の給付ということと、あわせまして、集積所の清掃をさせていただいて

いるボランティアの方にもそのごみ袋の支給をしております。

この事業を利用している方が6名おります。ただ、各地区のですね、集積所の状況を見てもみると、多くのところがですね、大変きれいに管理をされていると。ちょっと管理の悪いところもございますけれども、大半のところが大変よくきれいに管理をされているということで認識をしております。

そういうことを考えますと、村のほうでその実数というのを把握できていないんですけれども、多くの方が地区で輪番制、あるいは個人の方がきちっと自分たちの使う集積所のほうは自分たちで管理をしていただいているという状況にあるのかなということで承知しております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ありがとうございます。

基本的にはそういった厚意でボランティア的な形で活動、行動してくださっている方というのは、そういった申請があつて初めて、今回6名様ということなんですが、例えば紙オムツが1歳未満であるとか、それ以外の申請も含めて、申請があつて初めて、じゃ、ボランティアであろうという判断ということでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答えいたします。

このごみ袋の支給事業のほうなんですけれども、これにつきましてはあくまでも申請主義ということになっていきますので、昨日でしたか決算審査特別委員会の中でも、オムツを使っていらっしゃる方へのごみ袋の支給の事業があるというようなお知らせというものがもうちょっと丁寧にやっていったら、というお話もございました。

このボランティアで集積所の清掃をやっている方につきましても、この事業がスタートした段階ではその制度のお知らせはしているんですけれども、きのうの決算審査特別委員会での指摘もありました制度の周知のほうをですね、もう少し丁寧に図っていきたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ありがとうございます。確かに決算審査特別委員会のほうでもありましたですね。その辺、周知を徹底していただければ、もっとそういった形を利用する方もふえるのかなというふうに判断しました。

実際に輪番制であったりとか当番制ですか、地区ごとに任せているというのが実情のようなんです、実際に、最終的にどうしても、皆さんも多分そういった機会があると思うんですが、集積所のすぐ横にお住まいの方等々がやっているのが実際実情なんです。本当にポイッポイ、ポイッポイ、やる人はめったに今は少なくなりましたけれども、最後ちょっと、見てちょっと汚らしいなというと、どうしてもそれを近所の方とかそういった方が善意で動いてくださっているというのが現実のようでございます。

それでは、ごみ出しのモラルでですね、苦情の出ている集積所はございますか。特に1回出て、数年もうしばらくとかじゃなくて、まめに出るところとか、頻繁に出るといふか、そういった集積所があればお答えください。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） ごみ出しのモラルの件で苦情が出ている集積所はあるのかというご質問でございますけれども、本年度、生活環境課に寄せられている相談では、現在のところ4件ございました。うち2件についてはまだ未解決ということになっております。

対応ですね、生活環境課のほうでその対応が困難な事例としましては、人の入れかわりの激しいですね、アパートの集積所、それと先ほど来の飯田議員のご質問にもありましたけれども、通りの激しい道路での、ふだんは区域外の人がそこに捨てていってしまうというような案件については、なかなか解決が難しいということになっております。

それで、村に寄せられましたそれらのごみ出しのモラルに関する苦情としまして、生活環境課のほうでの対応の仕方なんですけれども、集積所ですね、に看板等、例えば「ごみは決められた日に出しましょう」とか、あるいは「ごみは分別して出しましょう」というような看板につきましては、これは個別に利用者のほうから相談があった場合ではですね、生活環境課のほうでそれに合ったような看板をつくりまして、相談を寄せられた方にその看板を設置してくださいというようなこともしております。

これも犬・猫の問題と同じでありまして、モラルに訴える部分でございまして、利用される方がきちっとした利用の仕方、きれいに使っていただくということを周知していくと、お願いしていくということが一番大事であって、また、そういう対応しかないのかなということ考えております。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ありがとうございます。

先ほどの同僚議員からの一般質問のほうにも、たまたま大山スロープのほうの話が出ましたけれども、この後ちょっと、そこまで進みますけれども、今、答弁の中で、やはり人の入れかわりが多いアパート界隈の集積所であったりとか、通りの激しい道路、そういったところに面した集積所ですと、どうしてもそういった地域、域外からポーンと捨てていくような方とかがいらっちゃって、どうしてもその集積所を利用されている方々からのクレーム等々の苦情が来るところのようでございますが、ちなみに今、苦情の出ているそういった集積所が4件ありまして、2件未解決といふか落ち着いていないといふような今、答弁が返ってきましたけれども、それを今継続中で解決のために動いているということなんでしょうかね。はい、じゃ、結構でございます。今継続中で尽力を尽くしているところでございますので、それは結構です。

じゃ、次に進みまして、実は、今回この集積所の質問をしようと思ったのは、私、江戸



崎地方衛生土木組合議員のほうに先輩議員と二人でちょっと推選されたもので、ごみのことに非常に興味がありまして、このことに着目したんですが、特に先ほどの同僚議員と話を申しあげましたが、大山のスロープのところの2042番地、そこの横のごみの集積所の現状がすごい状況になっているということを伺いまして、たまたま私の柔道の先輩とかいろいろ関係がありまして、そういう場所が1カ所あるんですが。

先ほどの話で、多分経済建設部長のほうにも通っていると思うんですが、集積所へ投げ込んだごみからですね、ガスボンベというか……。

〔「カセットボンベだ」と呼ぶ者あり〕

カセットですね。要はカセットボンベというか、バーベキューをやった後のいろいろな生ごみであるとかカセットボンベであるとかフライパンであるとか、そういうものがドーンと大きく、特にこの夏場、土曜日にやって、その夜、捨てる、日曜日にバーベキューをやって、夜、捨てる、というイメージで、湖岸線に黒い炭が先ほど同僚議員のあれでありましたが、そういう状況で、実際その方もボランティアとして登録しているかどうかわかりませんが、自分で、これはまずいんですが、燃やしちゃって、それで自分で整理してきちんと出しているというような状況だというようなことをちょっと伺ったものですから。そのときにカセットボンベが爆発したので、けがはなかったんですけども、そういうような状況の場所が実際にはあるわけなんですね。

これはもう、本当に通りの激しいようなところへポーンと捨てていくのもいけませんけれども、下手すると本当に大けがをするもとでもありますし、先ほど経済建設部長のほうから、メインの通りよりも一本奥の通りのほうへ持って行って、目立たないところにやるというように進めたりもしているということを答弁で伺いました。

それも一つの方法なんですが、私としましては、今経済建設部長がおっしゃったように看板ですね。実はあそこにはメガソーラーが、美浦村でやっているメガソーラーのところに、某団体が二つ、ごみは持ち帰りましょうということで善意でやっております。看板をつくりました。

そういうような感じで、なるべく早目にあの辺にちょっと、それ以外でもそうです。それ以外の場所でも、国道125号バイパス沿いで捨てていかれる、投げていかれるような場所もあるようなので、看板をぜひともちょっと早目につけていただけるような検討はできないものでしょうか、どうでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 集積所へのごみの、ふだんの利用者以外の方がごみを捨てていくということで、対応策の一つとして今、看板の設置ということを申しあげました。

それで、大山地区の件については、基本的にはその一本奥の通りに集積所を移すということで今動いているわけなんですけれども、実際、移す先の場所がなかなか見つけれないということもございますので、それまでの応急の対策として何らかの捨てられないよう

な看板ですね、それは考えて、早急に設置はしたいと思います。

あわせて、今申し上げたように、適当な場所があれば集積所自体を移してしまうということが一番根本的な解決になりますので、それもあわせて行っていきたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ありがとうございます。あくまでもそういった特定の1カ所ということではなく、同じような感じで対処しないといけない場所が多分数カ所あるのかなと思います。

特に目立っていて、そういったちょっとした爆発があったというようなことで伺っていたものですから、あえてそこに私としては目が行きがちだったんですが、それ以外の場所でも、そういうような、かなりクレームが出るというかそういった場所には、なるだけそういったことをしないようにというような形を促せるようなもので、そういった形で看板なりを早急にひとつ設置できるようにお願いできればなと思います。

それでは続きまして、一般県道の新田木原線の地区標示について伺いたいと思います。

一般県道新田木原線というのは、ちょうど木原の浜のほうから最近結ばれましたけれども、馬掛の公園がありまして、あそこからバイパス的にずっとこう、木原のほうに向かってくるあの道路のことです。皆様方はもちろん、都市計画マスタープラン等々でも、あそこは周辺都市連絡道路として、先ほどの松村議員のあれだったですかね、出ていましたので、もちろんわかっているわけなんですけど、あの道路が、各地区に入る入り口等々の標示が全くないわけなんです。全くないというか、何カ所かありましたでしょうかね。

実際には県道ですので、村としてそれについての対応というか、難しい部分はかなりあるであろうというのは重々承知でございます。ただし、どこから入ると自分が行きたいという目的地へ行けるのだろうかというような、よそからいらっしゃった方。なお、状況によっては国道125号線を走ってきて、そこまでは迎えに行っているような状況が実はあります。

私らはふだん生活道路である境界は走っていますし、目をつぶっても、もうどの辺走っているんだなというイメージが湧くんですが、よそからいらっしゃるとそうはいかないものですから、その辺の看板等設置の要望をできればしたいということです。いかがでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

一般県道新田木原線でございますけれども、これは本村北東部の大山地内から木原地内までの区間にある路線でございます。この区間には大山地区、馬掛地区、牛込地区、根火地区、八井田地区、山内地区、大塚地区、大須賀津地区及び木原地区、計9の地区がございます。現状では新田木原線のバイパス上には、「ここは美浦村どこどこ」というような地区が標示された案内板が全ての地区ということではございませんが、設置をされて

おります。

タブレットのほうをごらんいただきたいんですけども、この①ですね、「120根火」というような看板の写真がございますけれども、こういうものが上新田木原線には、現在設置をされております。

議員お尋ねの、地区の入り口の進入路を案内するような看板としましては、国道125号バイパス、布佐地区に設置をしてあります「舟子入口」、それから「布佐入口」ということで、地区への進入方向を示す矢印を標記した案内がございます。これが、タブレットのほうの写真で見ますと、②の看板になってきます。

資料のほうで示しましたこうした案内標識は、道路管理者が設置をするということになっております。一般県道上新田木原線の道路管理者は、竜ヶ崎工事事務所ということになっておりますので、竜ヶ崎工事事務所のほうに設置をお願いするということになってまいります。また、どんな看板をつくるかということによりまして、警察との協議も必要になってくるようでございます。

このようにですね、村が一方向的に地区入り口の案内のための標識、これを設置することができないという仕組みになっておりますので、設置に向けまして竜ヶ崎工事事務所のほうと協議をしてまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ぜひとも協議はもちろんしていただきたいわけなんですけど、実際に、道路管理者である竜ヶ崎工事事務所となりますと、どうしても美浦村となると、国道125号バイパスの今の地区計画のところ、最初にポーンと頭に入ってくるものですから、それ以外の地区の道路は、同じ県道でも優先順位、順番的にはどうしても後回しになってしまうのかなというイメージはちょっと払拭できないところがあるんですけども、どちらにしましても、村としてそれに対応してやっていくとなると、独自に村がつくるというような形で、予算を引っ張り出してくるしかないということでしょうから、まず基本は、今言ってくださったような形で、竜ヶ崎工事事務所のほうに一度かけ合っていただくという形で、もしそれがいい方向にいかないというような場合には、村としてもその辺について検討していただければ非常にありがたいかなと思います。

まして看板もいろいろな種類、これを見ますと牛込あたりは本当に何か、これは本当に、これは美浦村でつくったものですね。きっと、これは。でも、こういったものでもひとつ、ちょっと目立たなくなっちゃっていますけれども。

色に関してもいろいろとこういった、例えば「舟子入口」ですとか、「美浦村根火」であるとか。色についてもバランス的なものはいろいろ制約があるようなことを聞いたんですが、予算的にこの県道120号、茨城県根火というような、中が白いあれにああいう文字ですね。逆に、舟子入口等々は白文字抜きということで、予算がいろいろと違うんでしょうが、その辺どうでしょう。これは「美浦村」という、下の丸のほうの牛込とかその辺。

幾らしたのかというのはちょっと、かなり前のころの話でしょうから、もしお答えいただけるのであれば、どうでしょう。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答えいたします。資料で示しました③のこの「牛込」という看板なんですけれども、これについてはどういう経緯で設置になっているかというのはちょっとわからない状況でして、いずれにしても①、②のようなですね、標識を立てる場合には、これについては道路管理者である竜ヶ崎工事事務所のほうにきちっとお願いをしなければ立てられないという状況になります。

それから、③のような看板もですね、これは設置をする場所は道路の路肩になりますから、道路の路肩に看板を立てる際には、竜ヶ崎工事事務所のほうに、道路の占用ということで出すしかありません。しかも、看板の風に対する抵抗とかそういうものを計算したもので、書類を出してきちっと認めていただいて設置をするということになってまいりますので、まずはですね、竜ヶ崎工事事務所のほう、道路管理者として、道路の標識として立てていただくことをお願いしたいと思います。

それから今、上新田木原線については、木原郵便局のところに接道すべくですね、竜ヶ崎工事事務所のほうで、用地買収とか交渉を進めておりまして、そんなに遠くない将来、木原郵便局のところまで開通をするというようなことを聞いております。そうしたときにはですね、竜ヶ崎工事事務所のほうでどういう判断をされるかは別としまして、木原郵便局のほうまでつながった際には、当然その地区の入り口の標示の看板というのは必要になってくると思いますから、そのころまでには例えば竜ヶ崎工事事務所でできない場合には、村が設置を考えるというふうなことも含めてですね、考えてまいりたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） ありがとうございます。ちょっと近い将来になるのか、遠い将来になるのか、ちょっと期待をしたいところなんですけれども、ぜひ、この地区の入り口に関しては、今、経済建設部長おっしゃるには、さきの木原郵便局のほうに抜ける計画が、結局何年後になるか。そのとき一緒にという形に多分なっちゃおうと思うので、これは本当に、例えば国道125号バイパスの後の1年後2年後というのはちょっと難しいのかなという気もしないではないんですが、なるべくとにかく竜ヶ崎工事事務所のほうにかけ合っていて、それが先になるよということであれば、ひとつ、村としてもちょっと考えていただければ非常にありがたいです。

これで終わりたいと思います。ありがとうございます。済みませんでした。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了します。

以上で、通告のありました一般質問は、全て終了いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労さまでした。

午後4時53分散会

平成27年第3回  
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成27年9月18日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第3号 美浦村個人情報保護条例の一部を改正する条例  
議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例  
議案第5号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
議案第6号 平成27年度美浦村一般会計補正予算(第2号)  
議案第7号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第8号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第9号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第10号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第11号 平成27年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

- 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件  
議案第13号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件  
議案第14号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件  
議案第15号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件  
議案第16号 平成26年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件  
議案第17号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件  
議案第18号 平成26年度美浦村水道事業会計決算認定の件  
議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 松村広志君 | 2番 | 竹部澄雄君 |
| 3番 | 葉梨公一君 | 4番 | 小泉嘉忠君 |
| 5番 | 塚本光司君 | 6番 | 岡沢清君  |

7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	門脇	厚司君
総	務	岡田	守君
保	健	松葉	博昭君
経	済	増尾	嘉一君
教	育	石橋	喜和君
総	務	飯塚	尚央君
企	画	平野	芳弘君
税	務	増尾	利治君
住	民	武田	すみ江君
福	祉	秦野	一男君
健	康	石神	真司君
国	保	松葉	時男君
都	市	青野	道生君
経	済	中澤	真一君
生	活	北出	攻君
上	下	山口	栄美君
学	校	堀越	文恵君
生	涯	埜口	哲雄君
木	原	湯原	千恵子君
保	育		
所	長		

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	木	鉛	昌	夫
書					記	浅	野	洋	子
書					記	糸	賀	一	志

午前10時01分開議

○議長（沼崎光芳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成27年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

国保年金課松葉係長が出席をしております。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第3号 美浦村個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。



本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第5号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第6号 平成27年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 議案書の46ページ47ページで、タブレットのページですと、失礼しました。タブレットが動いてしまいました。議案書の50、51ページ、タブレットですと40ページからになると思います。

教育費の中学校費、学校管理費で地方債、主な財源として3,010万円、これは中学校の学校改善事業に係るもので、具体的には武道館の天井と体育館外壁の補修というものですけれども、この310万円というのは同じ一般会計……。

○議長（沼崎光芳君） 3,000、3,000ね。

○6番（岡沢 清君） 3,010万円というのは、失礼しました。同じ一般会計補正予算の中で地方債の補正と同額になります。財源は全国防災事業債ということで、これまで学校関係の改修とかいうことだと、よく教育施設等整備事業債というのを使っていたんですけれども、このたびこの全国防災事業債というのを目にしまして、ちょっと今までとは違うのでちょっとお聞きしたいんですけれども。

それで、この全国防災事業債というのは、復興特別会計計上事業ですけれども、同じ全国防災事業債といっても、四つのパターンがあるようです。

まず、地震補強で、地震特措法に係るもので、Is値0.3未満のもの、この場合は国庫補助金が3分の2、残りが全て地方債で、それでその場合は実質的な地方負担が6.7%になると。四つのパターンがあって、例えば国庫補助金が3分の2であったり、2分の1であったりもするわけなんですけれども、この美浦中学校環境改善事業については、非構造部材の耐震化及び大規模改造というものに当たるということで、国庫補助率が3分の1です。残りは全て地方債、この場合は実質的な地方負担は約13.3%ということになるわけなんですけれども、この議案書に書いてある財源内訳では、地方債の3,010万円のみなんですけど、当然、学校改善事業ですから、例えば学校環境改善交付金であるとか、その場合、3分の1は国庫補助が出ると思うんですが、この美浦中学校の学校環境改善事業費総額に対して国庫補助があるのかないのか、あるとすればどれくらいの金額になるのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 企画財政課長平野芳弘君

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

国庫補助事業ですけれども、当然、国庫補助金が入っていきまして、金額が1,623万1,000円の予定でございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） となりますと、3分の1の国庫補助、つまり交付金と残りの3分の2は地方債充当ということになりますけれども、これまで議案書や予算書、決算書の財源内訳ですと、国・県支出金、これが国からの交付金で、地方債がこのたびは全国防災事業債、その他は該当しませんが、一般財源になるということなんですけれども、議案書の50ページですと、一般財源が財源振り分けでマイナスの3,794万3,000円となりますけれども、この一般財源についてはどのような数字になるのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 企画財政課長平野芳弘君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

この事業の中で対象外経費がありますので、その分が一般財源となっております。事業費5,083万7,000円のうち、対象外経費が916万9,000円と。残りが、これを引きますと対象費が4,166万8,000円と。それで国庫補助金が充てられるものがありまして、起債が100%で3,010万円の起債ということで予定しております。

○議長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

石川 修君。

○13番（石川 修君） それではですね、議案書の49ページ、教育振興費で補助金で美浦中学校教育振興事業費で64万円計上されておりますけれども、これを見ますとですね、全国大会出場補助金、それから関東大会出場補助金ということで、多分部活のことで出て

いると思うんですけれども、この内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、美浦中学校教育振興事業費の負担金補助及び交付金でございます。こちらの全国大会での補助金は、全国陸上競技大会に1名の生徒が札幌市のほうで大会が行われまして、そちらに出場してございます。

それと関東大会の補助金では、ソフトテニス関東大会のほうに生徒8名が参加してございます。それと、陸上競技の全国大会出場にも強化合宿ということで、生徒1名が笠松競技場のほうに出場していますので、それに伴う補助金でございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） ただいまの説明で理解はいたすところでございますけれども、なかなか補正で出てくるのは理解はできますけれども、部活によってはですね、関東大会あるいは全国大会に出るほどの部活でなくても、春休みあるいは夏休み、冬休みには、部活によっては、新潟県へ行ったり群馬県へ行ったり、神奈川県へ行ったりしているわけですが、なかなかお母さん方は大変なことだというふうに聞いてございました。いちいちそれに補助金を出すというわけにはいかないでしょうけれども、やっぱりこれもある程度の子育て支援の中にも入るのかなとは思っているんですけれども、そういうことで、ある程度の部活に対しての補助なんかは考えておられないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

きのうの一般質問等々でもお話し申し上げたんですけれども、かなり財政的に厳しい状況もございますので、今後いろいろな各方面からそういうことを検討しながら進めてまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） わかりました。それとですね、なかなかこれは我が美浦中でも生徒数が少なくなっている中でですね、全国大会に出るほどの選手がいるということは大変素晴らしいことだとは思っておるんですけれども、できればそういうのもあそこの役場のところに、突き当たりの国道に出してありますけれども、その前に我々議会のほうにも、こういうことで全国大会に出ますよ、関東大会に出ますよという報告があってもいいのかなというふうに思っておりますので、今後こういうことがあれば、なるべく早いうちにタブレットで流していただければ幸いです。その辺をお願いを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 答弁はいいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第7号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計  
補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第8号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別  
会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第9号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第10号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第11号 平成27年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件から、日程第17 議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長下村 宏君。

○決算審査特別委員長（下村 宏君） 平成26年度美浦村決算認定の8議案について、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成27年9月9日、本議会において設置され、同日、議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の8議案が、委員会付託となりました。

決算審査特別委員会は、9月9日、9月15日、9月16日の3日間開催をいたしました。9月9日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。指名推薦により、決算審査特別委員長に私、下村 宏、副委員長に石川 修君が選任をされました。

9月15日、9月16日の特別委員会では、議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件8議案について、慎重に審査を行いました。審査の結果、議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件、全8議案は、委員全員の賛成により、認定するものと決定をいたしました。

以上、審査の結果を会議規則第41条第1項の規定によりご報告をいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 委員長報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため省略をいたします。

○議長（沼崎光芳君） これより、日程第10 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第13号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第14号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 議案第15号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 議案第16号 平成26年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 議案第17号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第16 議案第18号 平成26年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。



採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第17 議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第18 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月14日午後1時30分より委員会を開催いたしました。この請願は、提出者茨城県教職員組合、吉田 豊氏ほか52名。紹介議員は山崎幸子議員です。

委員より、これからの教育では、一人一人の子どもに丁寧な対応をとることは時代の流れであり、それに伴い、1学級当たりの学級規模を、1、2年生のみならず各学年に拡充することは各市町村でも推奨されていくであろうという意見が出されました。採決の結果、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより委員長に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第19 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書を議題と  
いたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 先ほどは、教育予算の拡充を求める請願について、満場一致で  
採択されましたことに対して敬意を表します。本当にありがとうございました。

つきましては意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございま  
すので、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに  
決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第20 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成27年第3回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

午前10時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 小泉嘉忠

署名議員 塚本光司

署名議員 岡沢清

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

平成 27 年 9 月 9 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	下村	宏君
副委員長	石川	修君
委員	松村	広志君
〃	葉梨	公一君
〃	小泉	嘉忠君
〃	塚本	光司君
〃	岡沢	清君
〃	飯田	洋司君
〃	山崎	幸子君
〃	椎名	利夫君
〃	林	昌子君
〃	小泉	輝忠君
〃	沼崎	光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	木鉛昌夫
書記	浅野洋子

午後 2 時 06 分開会

○議会事務局長（木鉛昌夫君） それでは、ご苦労さまです。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっ

ております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選までご協力よろしくをお願いいたします。

本日の会議を開きます。

---

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、14人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

---

○臨時委員長（小泉嘉忠君） これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ご異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ご異議なしと認め、下村 宏君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、下村 宏君が委員長に当選されました。

ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

---

○委員長（下村 宏君） それでは、委員会を再開いたします。

これより、決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 指名推選とのことですので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） ご異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） ご異議なしと認め、石川 修君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、石川 修君が副委員長に当選されました。

---

○委員長（下村 宏君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月15日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時10分散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

平成27年9月15日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件
- 2) 議案第13号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件
- 3) 議案第14号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 4) 議案第15号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件
- 5) 議案第16号 平成26年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件
- 6) 議案第17号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 7) 議案第18号 平成26年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件

1. 出席委員

委員長	下村	宏君
副委員長	石川	修君
委員	松村	広志君
〃	竹部	澄雄君
〃	葉梨	公一君
〃	小泉	嘉忠君
〃	塚本	光司君
〃	岡沢	清君
〃	飯田	洋司君
〃	山崎	幸子君
〃	椎名	利夫君
〃	林	昌子君
〃	小泉	輝忠君
〃	沼崎	光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	門 脇 厚	司 君
総 務 部	長	岡 田	守 君
保 健 福 祉 部	長	松 葉 博	昭 君
経 済 建 設 部	長	増 尾 嘉 一	君
教 育 次	長	石 橋 喜 和	君
総 務 課	長	飯 塚 尚 央	君
企 画 財 政 課	長	平 野 芳 弘	君
税 務 課	長	増 尾 利 治	君
収 納 課	長	高 橋 利 夫	君
住 民 課	長	武 田 すみ江	君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	大 竹 美 佐 子	君
福 祉 介 護 課	長	秦 野 一 男	君
健 康 増 進 課	長	石 神 真 司	君
国 保 年 金 課 国 保 係	長	小 泉 昌 浩	君
都 市 建 設 課	長	青 野 道 生	君
経 済 課	長	中 澤 真 一	君
生 活 環 境 課	長	北 出 攻	君
上 下 水 道 課	長	山 口 栄 美	君
学 校 教 育 課	長	堀 越 文 恵	君
生 涯 学 習 課	長	埜 口 哲 雄	君
幼 稚 園	長	鈴 木 美 智 子	君
大 谷 保 育 所	長	小 崎 佐 智 子	君
木 原 保 育 所	長	湯 原 千 恵 子	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 志

午前10時02分開議

○委員長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。決算審査特別委員会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席委員数は14名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。



付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第12号から19号まで、各会計の決算認定8議案となっております。

なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので省略をいたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、決算書ページ数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれましても、明快な答弁をお願いをいたします。

今回、議事の録音をしておりますので、さらにはマイクを使うというようなことでありますので、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用して、はっきりと発言するようお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

---

○委員長（下村 宏君） 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑前に、村長のほうから一言お願いをいたします。

○村長（中島 栄君） 決算審査特別委員会ということで、大変ご苦労さまでございます。

今、決算審査の前にですね、きょう新たに常総市のほうの災害応援ということで、県のほうから指示が来まして、給水車を一応派遣してくださいということで、きょうチームをつくって先導車を立てて行くこととしております。

また、16日からですね、20日までこれは保健師をぜひ支援のほうをお願いしたいということも来ておりますので、これについても一応今、庁内で調整をして、できるだけ要請に応えていきたいというふうに考えております。16日から20日までという5日間の日程となっておりますけれども、庁内の調整を終えた後、きょう午前中ぐらいに報告をしながら、その日程を組まさせていただきたいと思っております。

それからですね、きのう町村会で県のほうで話し合いがされまして、常総市に各町村30万円、境町に10万円、そのほか被災をされた筑西市、板東市とか古河市とか少しずつ、八千代町もあるんですが、そこは町村会としてまとめてやりますので、後でお金を各自自治体1万円から2万円ぐらいを想定をしておりますので、よろしくをお願いをしたいということで連絡がありました。

一応、常総市と境町についてはですね、日程があと少し過ぎて行政が落ち着いてきたら、県南は4町村で一緒にお見舞いに伺うという、そのほうがよろしいでしょうということに、県南町村会の利根町の遠山町長さんのほうから連絡がきょうありましたので、その旨ちょっと議会のほうにもご承知をしておいていただきたいというふうに思います。

○委員長（下村 宏君） ありがとうございます。常総市ですね、災害については、これからも適切な対応をよろしくをお願いをしたいと思います。

---

○委員長（下村 宏君） それでは、議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件というようなことであります。質疑に入りますので、質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の39ページ、学校給食収入なんですけれども、この学校給食のときに、保護者の方に給食同意書で給食費の滞納があった場合には、児童手当より差し引きますというような項目もつけて、それを同意書を書いてもらっていると思うんですけれども、今回はそういった児童手当より差し引いた事案というものはあったのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） おはようございます。山崎委員のご質問にお答えいたします。今回も6月に児童手当が支給されていまして、そこから差し引いておる方が何名かございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それは何名でしょう。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 人数でございますが、確実な人数はちょっとわかりませんが、7、8名だと思っておりますけれども、確実な人数を後でご報告させていただきます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、その人数は後でよろしくお願いたします。

それとですね、昨年の決算のときに、学校給食費滞納金額及び整理状況調書というものをを出していただいたんですけれども、こちらもお願したいんですけれども、よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） これはいいですか。

○委員（山崎幸子君） はい。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 事業報告書の46ページ、福祉タクシーについてなんですけれども。

〔「46ページ」と呼ぶ者多数あり〕

○委員（山崎幸子君） もう質問を始めてよろしいでしょうか。タブレットのほうに送られてきている事業報告書。

○委員（林 昌子君） タブレットページで56ページですか。

○委員（山崎幸子君） はい、タブレットページで56ページです。

この福祉タクシーなんですけれども、これを利用できる人たちが、要介護・要支援高齢者及び重度の障がい者等の負担軽減を図るため、というふうになっているんですけれども、

これは要支援1の人でも申請すればOKなのかということと、これは村内でも使えるのかどうか、よろしくをお願いします。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの山崎委員の質問なんですけれども、こちらについては要綱を定めておまして、その要綱の中で要介護・要支援ということでございますので、利用に関してはできます。

村内で使えるかという質問なんですけれども、村内であれば、できればデマンドタクシーを使っていただければと思っております。利用はできます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、これは要支援1のような軽い方でも利用は可能ということなんですよね。それと、あと、村内だとデマンドタクシーのほうを、そちらをできればということだけでも、個人のあれで、デマンドではなくて、少しお金払ってでも、この福祉タクシーで個人的に乗っていきたいというような使い方でも大丈夫なのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） デマンドタクシーの場合は、自分で乗りおりできるとか、そういった部分でのご利用になっています。福祉タクシーの利用に関しては、通院がほとんどでございます。

村のほうとしては、福祉タクシーは基本料金、初乗り料金ですか、の補助をしております。あとは、ご自身で支払っていただくというようなことになりますので、できれば要支援1であれば、デマンドタクシーのほうの方がよろしいかと思えます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） ほかの委員の方、質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書のほうの57ページ、総務費の財産管理費の18備品購入費の件でお尋ねをさせていただきます。一番下で、18の備品購入費316万4,240円と計上されておりますが、当初予算においてはですね、607万円ということで計上が上がっております。約半額になっていますので、こちらの内訳を教えていただけたらと思うことと、事業報告書ではどちらに記されているかというのをちょっと二つ教えていただきたいと思えます。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） ただいまの林委員のご質問にお答えいたします。

庁内の電話の機械の交換というようなことで行っております。事業報告書のほうはですね、記載はしていないかと思えます。以上です。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 電話の交換ということですが、半額ということで、これは入札差金に当たるのでしょうか、そこだけ教えていただきたい。あと交換台数、済みません、お願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） 入札差金で、台数のほうはちょっと今、手元のほうに資料がないものですから確認させていただきます。後ほど報告させていただきます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の187ページです。款、教育費、項、小学校費、教育振興費の中の扶助費ですが、要保護準要保護児童就学扶助費、これはいわゆる就学援助制度に基づいて実施されているものですが、金額は394万1,810円で、25年度対比ですと約35万8,000円近くふえているわけなんです。まず26年度当初、最初の認定者、援助の対象者の認定者と26年度最後、末の認定者の数を教えていただきたいのと、このふえている金額は、例えば就学援助対象者認定において、生活基準費の対象が1.2倍から1.3倍にふえたことによるものなのか。私の記憶では、その援助の内容、具体的な金額はここ数年変わっていないように思うので、人数の増減を教えてください。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

総体的に人数は59名でございます。これは要保護はおりませんで、全て準要保護でございます。学校ごとに申しますと、木原小学校、22名、大谷小学校、32名、安中小学校、5名でございます。

基準の増によりまして該当になった人数については、ちょっと把握しておりませんので、後ほどこの中の何名が該当になるのかご報告をさせていただきたいと思っております。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） その対象者認定の範囲を拡大したことによる対象者の人数の増減もそうなんです。中には、例えば1.2倍から1.3倍にしたということが要因でなくても、対象家庭がふえた等も考えられますので、先ほどお聞きした26年度当初の人数と、それから26年度末の59名というのは事業報告書で説明されていますので、その報告を比較をしたいのと、あわせて対象者の拡充で何人ふえたか、改めて後ほどお聞かせください。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほどの質問で肝心なことを忘れていました。先ほど私が金額の数字を述べたのは小学校費ですから、その質問に答えられたのは当然なんです。あわせて197ページのほうでも、これは中学校費のほうで、同じように就学援助制度に係る援助費がふえていますので、中学校の分についても同様の質問を、繰り返しません。させていただきますので、後ほど答弁をよろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） ただいまの岡沢委員の質問なんですけれども、堀越学校教育課

長には、今、小学校の部分と中学校の部分調べて、後で報告してくださいということですね。

○委員（岡沢 清君） 小学校費の分についても、現在数字、手元で把握されていないということでしたので、中学校費のほうでも多分同様かと思われますので、同様に後ほど答弁をお願いします。

○委員長（下村 宏君） それでは、後ほどお願いをいたします。

次に質問のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の95ページ、中ほどの04民生委員児童委員協議会費で、民生委員児童委員協議会補助金、これは国からも出ていると思うんですけども、国からがどのくらい、自治体からがどのくらいというのを教えてください。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 補助金なんですけれども、ここに出ているのは村補助金うでございまして、県からの補助金は後ほどお答えさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） じゃ、県補助金については後に報告というようなことで、山崎委員、よろしいですか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、県からのほうは、じゃ、後ほどよろしくをお願いします。

そして、この民生委員児童委員協議会補助金ですが、これは毎年395万円という同じ金額で出ているんですけども、これの内訳みたいなものというのは、社協のほうからもらっているものなのでしょうか。その内訳がわかれば、それを教えてください。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 積算に当たっては、会長幾ら、会員幾らというようなことで積算しての金額となっております。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今、会長幾ら、会員幾らというふうに、ただそれだけではないですね。あとは、研修の費用とかその他もろもろのものが全て含まれて395万円ということですね。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 積算上は1人当たり幾らというような積算でございますので、その中で賄っているという状況でございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、この協議会補助金の決算書がありましたら、それを資料としてお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 後ほど資料のほうは提出したいと思います。

○委員長（下村 宏君） ほかに質問ありましたらお願いをいたします。

執行部の皆さんにお願いをします。ある程度、議員も内容をわかっているので、その先を知りたいということなので、そこらに関する資料はできるだけ把握をするか、ここへ持参して来てほしいなというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、決算書の141ページ、衛生費の環境整備費の03廃棄物対策事業費が119万9,700円と計上されておりました、その報酬なんですけれども、116万2,500円で、当初予算では180万円ということで約70万円の減額になっておりますので、この予算の流れとあと実績ですね。実際に、廃棄物対策管理官の稼働日数の変動ではないかなと予想はされますけれども、その内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） ただいまのですね、林委員のご質問にお答えいたします。

廃棄物対策事業費としまして、管理官のですね報酬、当初180万円ほど見ておりました。こちらにつきましては、当初、勤務形態が決まっていなかったということで180万円ということで計上させていただいております。この管理官1日当たり1万2,500円となっております、26年度中は93日の稼働となっております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 93日ということで、当初144日間見ていましたのでね、その分減ったということで了解はしたわけなんです、実際にですね、稼働されておりましたの実績というか、事案というか、また管理官が配置されたことでの効果的なものがどうだったかという部分だけ教えてくださいたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 対策管理官につきましては、週2日、月曜日と木曜日ということで、各学校区を区切りまして、1日につき大谷地区、安中地区、木原地区というようなことで1日その地区を回っていただくと。また、堤防沿い等々に関しましては不法投棄がないかどうかその辺も見ていただいているというようなところでございます。

また、住民等からですね苦情等、問い合わせ等があった場合には、すぐ飛んで行ってもらって、そこを確認してもらおうというようなことがありまして、26年度中につきましては、大きな不法投棄の事案はなかったということで、対策管理官に関しては一般廃棄物等々のですね、廃棄物の発見をしていただいてその処理というようなところをやっていただいております。

あとはですね、舟子と茂呂と受領地区におきまして産業廃棄物の不法投棄がございました。そちらに関しましては、産業廃棄物になりますので県のほうに通報、また、警察への

通報等を行いまして、こちらについては対策管理官のほうにも入っていただきました。それで、その原因者、警察のほうでも原因者のほうがわからないということもございまして、地主の方、所有者の方に処分をしていただいているというようなところでございます。

もろもろこういうような事案はあったんですが、対策管理官のですね、直接の今のところは大きな事案はなかったというようなところでございます。以上です。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 大きな事案がなかったということはとても喜ばしいことかなと思いまして、そういう意味では廃棄物対策管理官を配置したということは抑止力につながったというふうに、効果があったというふうに認識してよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 広報等にもですね、載せて周知のほうはしてきました。それによりまして、不法投棄、これは一般廃棄物、産業廃棄物、どちらもそうなんです、村の事案としましては、一般廃棄物が担当というかそちらになってくるんですけども、そちらに関してもある程度というか、かなりですね、抑止力にはなっているかと。

不法投棄、こちらに関しては依然としてですね、いたちごっこというようなことで、事案は毎日あるわけですが、量的にはですね、多少減ってきているのではないかというようなことで考えております。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の133ページ中ほどよりちょっと下になります。がん検診推進事業費、それとちょっと同じ予防費の中のあれなので、もう一つ一緒に任意予防接種事業費。このがん検診業務委託料が171万3,609円、これは当初予算では373万8,000円で約200万円の減になっております。これは受診者が見込みよりも大幅に減ったことによるのか、これの当初予算のときの人数というか件数、それとあとは実際に受診をした件数。

あともう一つ、その任意予防接種のほうは、おたふく風邪の予防注射を昨年度から新規として一部助成金を始めたということで、これはおたふく風邪のみのことなのか、それともほかの予防接種も入っているのか。これが当初予算では371万8,000円、それが256万480円になっていて、これもやはり約120万円の減、これも当初予算のときの予定の数と実際の数を教えてください。

○委員長（下村 宏君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） ただいまの山崎委員のご質問にお答えいたします。

まずがん検診推進事業費のほうなんですが、やはり当初見積もりよりは検診を受けた人数が減ったということが大きな要因だとは思いますが、人数・件数、受診件数等、手元にちょっとそこまで把握した資料がございませんので、後ほどご提示したいと思います。

続きまして、任意予防接種事業費の予算に対しての決算額が減っているということでご

ございますが、やはり見込みとしては皆さん多くの方に接種していただくという見積もりを出させていただいての予算としまして、それに対しての実績ということになってしまったのかなと思いますが、これもちょっと内容を検討しまして、またお答えしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、件数は後ほどよろしくをお願いします。

この任意予防接種、これはおたふく風邪の予防注射のみなのか、ほかのものも入っているのか、それも今はわかりませんかでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） 任意予防接種に関しましては、おたふく風邪と子どもインフルエンザと大人の風疹と高齢者肺炎球菌、任意の部分でございますが、その四つが入っております。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 決算書59ページでございまして、真ん中辺です。公用車管理費、13番の委託料、05業務委託料229万4,083円の福祉バス運転業務委託料ですね。こちらの回数ですね、何回ぐらい出て、それと実走距離でどれくらい走っているか。これは、平成25年だと102回、1万3,300キロ走っているようです。実際に26年度の決算だとどれくらい、何回バスを利用して、実走距離はどれくらいか。

この間、バスが壊れたということで、ギアボックス。購入しようかどうなのか、いろいろ悩むところだと思います。今度国交省のほうから、バス料金のはじき方というの莫名其妙になりまして。その辺も引くくめて、ちょっと私は私なりにちょっといろいろと検討したいと思いますので、ちょっと教えてください。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） ただいまの塚本委員のご質問に答えます。26年度の日数ですが、99日です。時間数が754時間。走行距離が1万1,819キロでございます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。実際にそうしますと、平成25年よりも回数、距離にしても減っているということでよろしいわけですね。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） そのとおりでございます。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書59ページの真ん中よりやや上の自動車損害共済保険料、損害保険料ですけれども、これは何台分の内容というか合計ですか。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） 台数までちょっと把握してございませんでしたので、後ほど



お答えさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 57ページの財産管理費の中の、防犯警備委託料、これは庁舎のものだと思うんですけども、何がどのくらいかかっているかという、人件費等も含めて具体的な数字というか内訳は出していただくことは可能でしょうか。

済みません、金額にして464万2,920円の内訳です。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） ただいまのご質問ですが、防犯警備委託ということで、機械警備と、あとはですね、夜間部の警備員の警備というようなことになってございます。これはですね……。

（「庁舎だけか」の声あり）

○総務課長（飯塚尚央君） 庁舎だけでございます。

○委員長（下村 宏君） 松村委員、よろしいですか。

○委員（松村広志君） 結構です。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の108ページ109ページです。民生費、社会福祉費の中の医療福祉費で、まず当初予算に関して、年度途中で743万4,000円の増額補正をしています。決算額を見ますと、不用額合計で742万1,982円となっています。これは医療福祉費全体の数字ですけども。それで、この医療福祉費の中で大きな金額を占めるのは、負担金補助及び交付金で、例えばこども医療費助成、そして、もう一つ大きい扶助費では、医療福祉扶助費で現物扶助費とか現金分の医療費の扶助となっています。年度途中で743万4,000円の増額補正をして、ほぼ同じ金額が不用額となっているんですけども、その都度その都度補正予算が議案として出されたりとかするとき、説明は受けていると思いますが、年度を通してどういう傾向であったのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） 小泉国保係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） お答えしたいと思います。これは補正を行っているものなんですけれども、医療費、こちらの算定というのはなかなか難しいというものがあまして、最終的にはこういう結果になっているのかなと思っております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 例えばこの医療福祉費にかかわる医療費の補正が何月に、あるいは何回にわたって行われたのかちょっと私記憶していないんですけども、年度途中の補正予算ということですから、当初予算とその補正を組む時点での医療費の扶助とか支給実績を持ってこの743万4,000円の増額が必要だと、その時点では見込まれたわけなんですけれども。

ですから、例えば3月での当初予算があって、例えば9月に補正予算が組まれたとすれ

ば、半年間を通してこのくらいの当初予算との実績の差額があるという試算のもとに、年間の必要な金額を、補正を組んだということになるんですが、この補正を組んだ時点での当初予算と、それからその後の実績の預金額にかなり乖離があったという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 小泉国保係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） それでですね、この6月の補正のときに、10月にマル福の制度改正がありまして、こちら10月にですね、改正の前にシステム改修、こちらで129万6,000円の補正、そして3月に10月の医療分が、今度扶助費のほうですね、こちらのほうを620万円補正させていただいてはいたんですけども、見込みとちょっと違ってきたのかなというのが正直なところかなと思っております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 確認させていただきますが、昨年度途中で県のマル福の拡大、拡充というのがありました。今そのことについても触れられていましたけれども。

実は、県のマル福の拡充に伴う、私が高校生までの医療費の無料化を求める質問をした際なんですけど、その際、どれだけ高校生までの医療費を無料化にするために新たな財政支出があるのかということで試算をしていただきまして、それで実際には平成25年度の実績をもとに試算していただいたんですけど、そのときのお答えでは、県のマル福拡充による本村のマル福・マル美の負担額の軽減額は約70万円ですというお答えだったので、それはあくまでも試算ですから。ただ、70万円というお答えからすると、この負担金補助及び交付金の中のこども医療費が282万9,635円とはほど遠いので、それほど県のマル福のこども医療費の拡充による影響が多くを占めていると思えないんですけども、ただおっしゃっているように、マル福の県の助成の拡充も、国でということでこの補助金の282万9,635円は不用額が発生しているということだと思いますけれども、実は、質問した経過からですね、実際に平成26年度の決算で県のマル福の対象者が中学生までになったということで、その分の村負担の軽減額がどのくらいだったのか、金額がわかればいいですけども、今この場でなくても、後ほどでもいいんですけど、答えていただけるといいのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 小泉国保係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） それでは、確認させて、後ほど報告させていただきます。

○委員長（下村 宏君） ここでですね、質疑の途中でありますけれども、暫時休憩したいというふうに思います。

今、皆さんのほうから、執行部のほうから調査する事項がいっぱい出ておりますので、その辺、今から10分まで休みますので、15分休みますので、調査できるものは調査して、次の始まりのときに報告をください。11時10分まで休みとします。

午前10時54分休憩

---

午前11時15分開議

○委員長（下村 宏君） それでは、会議を再開をいたします。

石神健康増進課長がまだ来ておりませんが、今、調べがまだ終わらないみたいなので、来次第ですね、報告をさせていただきたいというふうに思います。

それではですね早速、先ほど執行部からの回答を求めた案件がありますので、漸次進めていきたいと思いますので、挙手をいただき、それぞれ報告をお願いをいたします。

堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 最初に山崎委員さんからご質問のありました給食費の児童手当からの徴収分、徴収人数ということでございました。

先ほど私が申しましたのは、27年の6月の部分でございまして、26年度より児童手当から徴収という形になっておるところでございまして、児童手当、6月と10月と2月の3回支給されていまして、そこから徴収した世帯数と人数を申し上げます。

6月につきましては、17世帯の24人、10月につきましては24世帯、28人、2月につきましては、24世帯28人でございます。

それから、徴収と滞納の状況につきまして、委員様方のお手元にお配りしております表でございます。左の端ですね、26年度当初の過年度の滞納実人数が103名ございました。最終的に未納額が555万69円でございます。下の左側のその下でございますけれども、最終的に101人の未納滞納者と、決算ベースでは滞納者になっておりまして、2名が完済になっているというところでございます。

続いて、岡沢委員さんからご指摘の準要保護の人数でございます。当初の準要保護の認定数でございます。小学校が54人、中学校が34人でございます。

基準の改定によりまして認定になりました方は、小学校では2名、中学校では3名でございます。それで、残りの中で認定になった方が小学校で1名、中学校で1名という内訳でございます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） では、先ほど林委員のほうからご質問ありました、決算書57ページの一番下の備品購入費ということで、電話台数ということで、電話器の一式システムの改修とそれから電話器57台を購入してございます。

それから、松村委員のご質問の59ページの公用車管理費の役務費の06番ですね、損害保険料ということで、これにつきましては16台になります。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 先ほどの山崎委員さんの民児協に関する質問で、県補

助金それから決算書の資料ということで、タブレットのほうに入れさせていただきました。ごらんをいただきたいと思います。

まず、一つ目の県補助金の額でございます。決算書の歳入部分の県交付金の欄に出てございますように……。

○委員（林 昌子君） ページ数をお願いします。

○委員長（下村 宏君） ページ数を示してから言ってください。

秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） これは協議会用の通帳のほうに入りますので、一般会計ではございません。ですから、歳入の部分では入っておりません。

先ほどタブレットのほうに入れたと言いましたけれども、そちらのほうをちょっとごらんをいただきたいと思います。

○委員（石川 修君） 議長、これ同期になっているけれども、幾らか画面が違うだけだね。

○議会事務局長（木鉛昌夫君） 更新しないと。

[タブレット画面の操作]

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長、お願いします。

○福祉介護課長（秦野一男君） では、よろしいでしょうか。

美浦村民生委員児童委員協議会歳入歳出決算書の歳入のほうをごらんをいただきたいと思います。

県補助金ということでございますけれども、歳入の3番目の県交付金の部分でございまして、167万8,480円が県の民児協のほうからの歳入となっております。

2番が村の補助金でございまして、395万円でございます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 済みません、お願いなんですけれども、先ほどのページ数、例えば今の民生委員のことであれば、決算書の95ページとか、説明の最初にそのページ数を言っていたかかないと、もう大分行ったり来たりしておりますので、その部分をお示しいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 回答する課長はですね、先ほどの原点に戻って、何ページで質問を受けたかをきちんと述べてから、お願いをいたします。

小泉国保係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） 岡沢委員から質問があった件について、説明をさせていただきますと思います。決算書の109ページをお願いしたいと思います。

マル福関係なんですけれども、医療福祉費の中で3月にですね、扶助費のほうを、620万円の増額補正をさせていただいた件なんですけれども、医療費のほうは月大体700万円前

後ぐらい支払っていたような形なんですけれども、12月に支払った分、こちらは10月診療分をお支払いしているところなんですけれども、12月ぐらいから医療費のほうがちよっと上がってきたような形で、3月ぐらいまで見ると足りないのかなと、ちょっと予想したものですから、こういった形で補正をさせていただいたんですけれども、結果的には不用額が結構多くなってしまったので、今後はより一層精査して、医療費のほうを算出させていただきたいと思っております。

また、同じく決算書の27ページのほうなんですけれども、県からの補助金の件なんですけれども、こちらは、県から医療費の2分の1を補助金として県のほうから交付されるものなんですけれども、同じく決算書の39ページですね、をごらんください。雑入の真ん中ぐらいに、医療福祉雑入ということで高額療養費返納金、第三者行為返納金、医療費過誤未調整による返納金、こちらの3項目があると思うんですけれども、こちらは補助を交付申請するときに、実際の医療費からこちらの三つを合わせた金額を引いたものを交付して、その2分の1が補助対象となるような仕組みになっております。

また、今のところですね、交付されているものが3,789万7,000円なんですけれども、こちらというのは4月から10月分までの医療費をもとに、11月から3月の医療費を想定して出している、あくまで概算払いという形でいただいております。今後ですね、まだ収入としては入ってきていないんですけれども、12月ぐらいに確定しまして96万円、約100万円ぐらいの補助が追加で交付される見込みになっております。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 石神健康増進課長。

○健康増進課長（石神真司君） 先ほどの山崎委員からのご質問に。

○委員長（下村 宏君） ページ数を。

○健康増進課長（石神真司君） 決算書133ページをお開きください。

06のがん検診推進事業費につきましてのご質問の中で、まず、がん検診推進事業というのは、2分の1の国庫補助事業でございまして、無料クーポン券を配布して村民の皆様に検診を受けて、また受けやすくして、受けてもらうというようなことの事業でございまして、これは年齢を設定しまして、クーポン券を配るというものでございます。

まず、検診内容としましては、大腸がん、子宮頸がん、乳がんとの三つの検診種類がございまして、大腸がんに関しましてはほぼ例年どおりの実績でありました。しかしながら、子宮頸がんと乳がんにつきましては、平成21年度から5年間の期間をもちました推進事業でございまして、26年度につきましては、その5年間のクーポン送付者の二次診査に対しまして再度クーポン券を送って、受診を促すということを行いました。

予算上は当然、受けていない方の対象者を全部挙げまして予算を計上したところでございますが、どうしても受けない人はやはり受けなかったのかなという部分でちょっと見積もりよりは下がってしまったのかなと思います。

続きまして、同じ133ページの08任意予防接種事業費につきましてなんですが、山崎委員さんがおっしゃったように、26年度はおたふく風邪の予防接種が初年度でございまして、1歳から6歳という広い幅の接種年齢が設定されております。

その中で初年度ということで、やはり実績がないものですので多くの高い見積もり額を上げざるを得なかったということで、接種人数に関しましては、子どもインフルエンザが1,537人で風疹が5人、おたふく風邪が151人、高齢者肺炎球菌が118人ということで、おたふく風邪につきまして見積もり対象者数が361人をもって予算していたんですが、接種人数が半分以下の151人ということで、減った原因はそこに多くあるのかなとは思いますが、いずれにしても見積もり、予算等は、村民の皆様により多く接種をしていただきたいということで高めに設定して計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 回答のほうは済みました。

皆さんのほうから質疑のほうをよろしく願いをいたします。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ただいま国保の医療福祉費について答弁をいただきましたが、休憩前の質問の中で、不用額が発生した一因として、平成26年度途中で県のマル福の拡充があった結果、一般質問で平成25年度実績から試算すると、その村の軽減額は約70万円という答弁をいただいたということで、実際にその平成26年度決算額からいう県のマル福拡充に伴う負担軽減額は、もし数字があれば、そのこともお聞かせ願えますかと質問させていただいたわけなんですけれども、数字がなければ、あえて調べてくださいとかそういうことは言いませんが、もし、今、休憩時間の中で調べていただいている数字があれば、お答え願いたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 小泉国保係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） ほかにもちょっと質問があったので、時間もちょっと限られていたものですから、ちょっとまだ正直なところまでそこまで調べていません。

出すことが可能であれば、午後から回答させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 資料の提出、ありがとうございます。給食費の滞納者名簿のほうなんですけれども、滞納者の人数が平成24年で18名だったものが、25年で2名にかなり減って、せっかくここでかなり減ったんですけれども、26年度でまた戻ってしまったという、これの要因としては何か考えられることはありますでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 山崎委員のご質問でございまして、そこまでは精査してございませんので、お時間をいただかないとちょっとわからない状態でございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それはちょっと、できれば調査していただいて、せっかくここ25年で2名に減ったんですから、それを維持できるような何か原因があるとすれば、そこを調査していただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 今の山崎委員のご質問でございますが、精査をして、未納をなくすような努力をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） それでは、松村委員。

○委員（松村広志君） 済みません、今の学校給食費の件なんですけれども、小学校・中学校のそれぞれの1人当たりの単価というのは幾らなのでしょう、済みません、お願いします。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） お答えいたします。小学校におきましては、1人当たり4,400円、中学校では4,700円でございます。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 今の答弁につけ加えさせていただきます。

教師分につきましても同額となっております。

○委員（松村広志君） 済みません、納得できました。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑ありませんか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の65ページ、10番の定住促進事業費、負担金補助及び交付金が298万1,647円、平成25年度の決算では157万182円になって、およそ倍になっておりますけれども、この平成25年度と26年度の件数を教えてください。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 山崎委員のご質問にご回答します。

26年度分については、事業報告書の21ページから22ページにつきまして記載しております。申しわけありません、25年度の数字については、今把握しておりませんので、後ほど調べましてご回答をさせていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 今の質問で、件数と交付額、平成26年度分について申し上げます。

まず、申請が56件で、申請額が300万5,947円、交付55件で298万1,647円と。不交付が1件ありましたので、非交付の金額が2万4,300円となります。

25年度の数字については、先ほど申しましたとおり、確認しまして後ほどご報告させていただきます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） では、次の質問をさせていただきます。

決算書の209ページの下のほうなんですけれども、09地区公民館補助事業費、地区公民館等修繕等補助金、これは、26年度はどこの地区で何を修繕したのかお聞きします。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいま山崎委員のご質問にご回答いたします。

26年度の地区公民館補助事業につきましては、下舟子コミュニティセンターで照明設備の修繕工事と上舟子公民館で外階段の改修工事、受領地区公民館で基礎部分の土どめ補修工事について補助のほうを交付しております。以上です。

○委員（林 昌子君） もう一度お願いできますか。

○委員長（下村 宏君） もう一度ということですので、それに、できれば金額が入っていれば金額も入れて報告ください。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） わかりました。下舟子コミュニティセンター、照明設備のほうの修繕につきましては19万2,500円、上舟子公民館外階段改修工事につきましては、24万円、受領地区公民館基礎部分の土どめ補修工事につきましては3万5,000円、それぞれ補助率がかかった修繕費の3分の1未満、以内となっております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 質疑ありませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の238ページ239ページです。公債費、支出済みが4億4,540万383円なんですけれども、これは総額なので、内訳を聞きたいんですけれども、この中で臨時財政対策債の償還分なんですけど、平成26年度分の地方交付税算定台帳にこの臨時財政対策債の償還分で算定されている金額があるはずなんですけれども、それと実際に公債費の支出済額の中で臨時財政対策債の償還分の支出は幾らだったのか、その差額は、もしあるのであればどのくらいなのかお聞きします。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 公債費の内訳について、大変申しわけございません。ここに、手元に資料がございません。今の償還分についてもちょっと手元に資料がないものですから、確認させていただいてご報告させていただきたいと思います。

質問の確認なんですけれども、公債費の中で臨時財政対策債、この分で平成26年度の償還分について、交付税との差異、実際の額ということになりますか。わかりました。じゃ、大変申しわけありませんが、調べまして後ほどご報告いたします。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 例えば公債費でも緊急防災・減債事業債とかいったものに関しては、国の補助率が例えば元利償還金で80%とかいろいろありますけれども、臨時財政対策債については原則全額国が後年度以降の地方交付税で面倒を見るということになっている



んですが、あるレポートを見ると、その中には一定の理論値が含まれるということですので、地方の財政を見るに当たっては、そこら辺を注意して見なければならぬということですので、その理論値に基づく実際の交付税算定額と実質の償還額で差があるのであれば、どのくらい違うのかお聞きしたいという趣旨ですので、よろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） では、平野企画財政課長には後で報告をお願いをいたします。次に質問のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の63ページから65ページにかけてなんですけれども、63ページの下寄りのほうの08企業誘致事業費、これの中のその次の65ページに入った不動産鑑定業務委託料、これがこの項目というのは平成25年度の決算のときにはなかったと思うんですけれども、26年度にこの項目が出てきたということは、実際、企業誘致事業の具体的なものがあったのか。そしてまた、どういったことをその鑑定の内容、それをお聞かせください。

○委員長（下村 宏君） 青野都市建設課長。

○都市建設課長（青野道生君） 山崎委員のご質問にお答えをいたします。

企業誘致事業費の委託料につきましては、当初予算について未計上だったと思います。このたびの委託料28万800円につきましては、現在進めております地区計画内の土地について、一部美浦村のほうで購入をしております。その購入に当たっての不動産鑑定ということをさせていただきました。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） お昼も間近になってきましたので、ちょっと簡単な質問をさせていただきます。事業報告書のほうの28ページ、タブレットだと38ページになりますけれども、ここにですね、デマンドタクシーのことが、高齢者運転免許自主返納支援事業の内訳が書いてありまして、自主返納件数が3件ということで、その自主返納された方への補助としてね、デマンドタクシーの登録料とか利用券を補助していただいていることはすごくありがたいことなんですけど、ここですね、デマンドタクシーの登録件数が2件で、利用券が3件ということで、件数が違っておりますけれども、これはデマンドタクシーの返納する前にもう登録されている方がいたのかどうなのかそこら辺を教えていただきたいと思っております。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、委員おっしゃるとおりでございます。返納される前に登録をされていたということで、その方が1人で、登録料が2件となっております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。高齢者になりましてね、ちょっと運転も危なくなったりとか、事故に遭わないために自主返納していただいていますのでね、その方にこういう還元は必要かと思うんですけれども、この登録料に関して、事前に登録されていたということは素晴らしいことなんですけれども、ほかの方と同じような条件でね、この金額を負担してあげるようなふうにはできなかったのかなというふうに思うんですよね。

確かに事前登録してある方は、それはそれで時期がずれているから改めてということにはいかないんでしょうけれども、何か補助的な形でその方にも同じ条件で補助してあげるということのは考えられないものかお尋ねをさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） この支援事業でございますけれども、要綱をつくってございまして、その中で規定をされてしまっているということで、委員おっしゃるのは、多分9,000円分だけではなく2,000円をプラスして1万1,000円で補助ができないかというようなところかと思っておりますけれども、現時点ではですね、その要綱どおりにさせていただいているというところでございますので、ご了解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 26年度に対しては了解をするわけなんですけれども、今後こういう事案があった場合にですね、やはり公平性ということを考えますと、今後もその規約の部分ですね、ちょっと公平な規約変更の検討をお願いできたらということをお願いさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。その件はいかがでしょう。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 本年度はですね、もう始まっておりますので、内部でちょっと検討させていただきまして、27年度以降ですね、考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（下村 宏君） それでは、ここです、昼食のため暫時休憩といたします。

1時再開というようなことでよろしくお願ひします。

また、先ほど回答を求められた件については、それぞれの課のほうで調査をしていただいて、1時の始まりのときに説明をお願いしたいというふうに思ひます。

暫時休憩といたします。

午前 1 時 5 3 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分開議

○委員長（下村 宏君） それでは、会議を再開をいたします。

なお、葉梨委員が退席をされております。

午前に引き続いて、回答のほうを執行部のほうで順次お願ひをしたいというふうに思ひ

ますので、手を挙げて報告をしてください。

平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） それでは、先ほど山崎委員のほうからありました定住促進関係の事業ですね、平成25年度の件数ということでありましたので、平成25年度の数字を申し上げます。

平成25年度は、申請件数が33件、金額で177万23円ということで、実際の交付が31件で157万182円、不交付が2件ありまして、19万9,841円が不交付と。これで交付が31件ありましたので、平成25年度が31件、平成25年度から事業も始まっておりますので、最低3年間補助金が出ますので、当然この31件プラス平成26年度新たに交付を受けた方を合わせて、先ほど申しましたとおり平成26年度には55件交付していますので、24件が新たにふえております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、じゃあ前年、25年度に申請した人たちもまた26年度でも交付するからということで、それで申請の件数がふえていくということですね。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） そのとおりでございます。3年間は申請したら出ますので、あとお子さんがいる方は5年間になりますので、3年過ぎて、またそこで交付が終わる人と残る人、あるいは新しく申請がある方がいると思いますので、そういうことをご理解ください。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） それでは、引き続き岡沢委員のご質問にありました平成26年度の起債の償還額の内訳ですね。こちらは掲示板のほうに載せてあるということなので、そちらの資料を見ていただいてもよろしいでしょうか。

ちょっと細かい表なんですけれども、その地方債の現在高の状況ということで、その表の真ん中辺に、上の数字、(4)(5)(6)というところをごらんいただくと、ここが平成26年度の起債の元利償還額となります。そのところの上から公共事業等債からずっと入っているんですけれども、先ほどご質問にあった臨時財政対策債、それが左の項目では、25、この数字のところを見ていただくと臨時財政対策債の償還額となります。それで、先ほどの(4)(5)(6)の欄を見ていただくと、千円単位ですので、元金が1億5,520万8,000円、利子が3,490万円、合わせて1億9,010万8,000円、平成26年度に臨時財政対策債の償還をしております。

これがですね、交付税のほうにどういうふうに見てあるのかというご質問でしたが、それについては、実際償還は1億9,000万円ほどなんですけれども、計算上、大体2億円の交付税算入があります。計算上ですね、この2億円が全て交付税のほうには算入されているということになるということでございます。2億円そのまま算入されているので、交付さ

れているという理解になります。よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私の考えていたのと全然違う結論でして、私が考えていたのは、実際の償還額と地方交付税に算定される金額というのは、まるっきり、原則は国が全額面倒を見るということですが、実際には地方交付税で算定された臨時財政対策債償還分が満額充当されているとは限らないという資料というレポートを見ましたので、実際のことを聞いたんですけれども、約1億9,000万円の26年度の実際の償還額に対して地方交付税で算定されたのは2億円と聞いてびっくりしているんですけれども、それを聞きますとさらに疑問が湧くんですが、これは例年そういった傾向で地方交付税に算定される金額というのは、例えば1億9,000万円に対して2億円とかという幅を持った算定になっているのか、それとも年度によってはその逆の現象も起きているのか、参考までにわかれば教えていただきたいんですが。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 大変申しわけありません。例年どのような計算をしているかちょっと私も現在わからないんですけれども、先ほどの2億円については、当然、岡沢委員が言われたように償還額イコール歳入額というのがわかりやすいんですけれども、国の計算というか交付税の計算がありまして、その中で係数がありまして、それが先ほど言ったように2億円ぐらいになっていると。

この内容なんですけれども、担当のほうに聞きましたら、詳しいのがちょっとまだわからなかったんですけれども、借りるときのその市場の金利だとかどこから借りるか、そういうのも国では計算しているのかなと。ですから、その借りるところ、年度によって国の見方が違うので、こちらのほうが高くなっているのかなというのとはちょっと聞いたんですけれども、詳しい内容についてはちょっと私も後ほど勉強させていただいてご回答できればと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 午前中その傾向については質問していなかったのですが、今もしそれを参考までにお聞かせ願えればという欲をかけたことですので、一資料とか数字をもとにしてこうですというご回答をいただくつもりはありません。

ただ、臨時財政対策債というのは平成13年から開始して、本村は14年から毎年数億円規模で組んでいるので、その実際の償還額と地方交付税の算定額にもし乖離があるとすれば、問題があるのかなと思ったわけですが、ただいまのご回答をいただきますと、1億9,000万円に対して2億円というご回答でしたので、傾向としては心配するほどではないかなという考えを持つに至りましたので、なおさら調べていただいてご回答をいただくという必要はないと考えますので、ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） 小泉国保係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） それでは、午前中、岡沢委員のほうから質問を受けた件についてお答えさせていただきたいと思います。

医療福祉、県のマル福のほうの補助の関係でございますが、補助のほうが26年10月から拡大されたという経緯があるんですけども、補助のほうが拡大によってどう試算をするというのは、出すのはちょっと困難なものですから、また、医療費等は毎月ちょっと波があるので、拡大によって金額を出すというのはちょっと難しいということになります。よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 執行部のほう、回答はこれでよろしいですか。

いいですね。

〔給食費は後で、滞納額というのは〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） わからないんでしょう、要は。出ないよね。調べないとわからないでしょう。

それでは、委員の方の質問をお願いをいたします。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 総務費のことでちょっとお聞きしたいんですけども、63ページの05番、美浦馬G1制覇PR事業費という項目で44万2,260円、この内訳というのはどのようなになっているんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 竹部委員のご質問にお答えします。事業報告書の25ページを参考に見ていただきたいと思います。

現在美浦村では、中央競馬会のG1レースに美浦トレーニング・センター所属の馬が優勝した場合には、役場と中学校の間の陸橋にですね、その勝ったことをたたえまして横断幕をしております。この経費については消耗品で、その横断幕の費用ということでございます。平成26年度については25ページの資料にありますとおり、中山グランドジャンプでアポロマーベリック号、皐月賞でイスラボニータ号、天皇賞春でフェノーメノ号、オークスでヌーヴォレコルト号、スプリンターズステークスでスノードラゴン号、天皇賞秋でスピルバーグ号、阪神ジュベナイルフィリーズでショウナンアデラ号、朝日杯フューチュリティステークスでダノンプラチナ号が優勝しましたので、その8回分の横断幕の費用で44万2,260円ということになっております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） これは横断幕だけなんです。広報なんか写真入りで出ているやつは入っていないということ。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 広報紙は村で毎月出している経費に入っておりますので、特に広報紙のほうには予算は使ってございません。あくまでも横断幕の費用ということで

ございます。

○委員（竹部澄雄君） わかりました。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） この横断幕というのは、やっぱり入札で決まっているんですか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 期間がどうしても、例えば金曜日に発走が決まって、日曜日にレースがあって、早ければ日曜日から月曜日につくっていただくということもありますので、実際には入札じゃなくて、今の横断幕は布地というか、テント地に名前だけを張っている状況でございます。ですから、次の馬が勝った場合には、前のシールを剥がして、次の勝った馬を張るという作業になっていますので、現在、最初にテントのシートをつくった業者さんに随時お願いしております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） もう一つなんですけれども、同じく総務費なんですけれども、これは07番の美浦ステークス事業費で報償費、要するに54万3,254円、この内訳というのはどのような形になっているんですか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） この報償費は、美浦ステークスに勝った馬というか馬主さん、調教師さん、騎手、厩務員さんにそれぞれ記念品を贈っております。あと、米もですね、贈っておりますので、その優勝した方々への記念品ということでございます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） あくまでも優勝馬のみですね。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 優勝馬のみです。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の39ページ、下のほうの雑入の中の8番ゴミ収集指定袋販売代、これはどういう形で販売して、そしてその販売代がどこから入ってくるのか。

それとあともう一つ、ちょっとごみ袋関連で事業報告書の90ページ、タブレット番号では100ページになりますけれども、この中で、紙オムツを使用している高齢者及び身体障がい者のいる世帯と1歳未満の乳児がいる世帯、それとごみ集積所をボランティアで管理する人、この人たちにごみ袋を給付しておりますけれども、これはどのくらいの枚数で給付するのかと、これを給付してもらうための申請はどのようになっているのかお尋ねします。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 39ページのですね、8番ゴミ収集指定袋販売代でございますけれども、こちらですね、ゴミ袋の燃えるごみの大、1箱ずつなんですけど、2箱を売っているわけでございますけれども、こちら村内のですね、商店の方からですね、袋単位なので、ちょっと買いに行ったらなかったというようなところで、村のほうに売ってほしいということでまいりました。ふだんですと、村からはですね、売っていないんですが、特別にということで1箱単位で小売店と同じ値段で売っております。こちらは2箱分になります。

それから、この3種類のですね、ゴミ袋の支給でございますけれども、生活環境課のほうの窓口に来ていただきまして申請書を書いていただきます。こちらに関しましては申請をしていただいて、その中でですね、村税等の滞納のない方ということで、村税等の滞納関係に関しては調べさせていただくということで同意書をいただいております。

それでですね、紙オムツ等を使用している高齢者、身体障がい者のいる世帯の方につきましては、一月間で燃やすごみ用の大きい袋、こちらを一月10枚で年間120枚、それから1歳未満乳児のいる世帯の方につきましては、一月5枚で燃やすごみ用の大きい袋ですね、こちらを年間で60枚、それから個人的なボランティアでゴミ集積所等の清掃管理を行っている方につきましては、燃やすごみ用の小さい袋がですね、こちら年間108枚、燃えないごみ用の金属類ですね、こちらは大きい袋になりますが、年間で36枚、それから燃えないごみ用のビン・ガラス類がこちら年間で12枚。紙製容器包装の用が大袋で24枚、プラスチック製容器包装の大きい袋ですね、こちらが24枚を年間で支給しております。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ごみ収集指定袋販売代、これは村内の商店で品切れの際に、村で二箱分を販売したということなんですよ。これは商店全てが品切れということはあるんでしょうか。そして、どういう方に販売をしたのか。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 生活環境課のほうにですね、来られた方に関しては、全部は回っていないと思うんですが、1カ所、近いところに行って買いに行ったということで、なかったというようなところのようでございます。

それでちょっと聞いてみますと、村のほうで買えば原価のほうで買えるんじゃないかというようなことで来たらしいんですが、そういうことであれば原価というか、売値であれば分けてあげましょうよということで、特別にですね、分けたところでございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それは、じゃあ販売価格は、普通の商店で売っている、商店とかスーパー、ヨークベニマル等で、そういったところで売っている販売価格と一緒に価格で

販売したんですよね。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） そうです、小売価格と同等です。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） じゃ、村で販売したということに関しては、了解しました。

それと、ごみ袋を給付するという、これは広報等で知らせているのでしょうか。こういった世帯には年間これだけの枚数を給付しますよというようなことは、お願いします。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） これにつきましては、「広報みほ」のほうですね、1ページを使いまして、美浦村指定のごみ袋を支給しますということで広報のほうに載せてございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） その広報は年に数回掲載しているのでしょうか。年に1回くらいだと、ちょっと忘れてきたとか、そのときに該当しないようなことだと、うっかり見過ごしているとか。私も一回くらいは見たことあるような気がするんですけども、年に数回掲載しているのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 現在のところですね、1回でございましてけれども、年間、年度で切りますので、紙オムツをしている障がい者とか高齢者の方につきましては、もし4月から3月までで120枚なんですけど、もし6月からだと10カ月なので100枚ということで、毎年申請をしてもらおうというようなことになっております。それに4月の当初にですね、間に合うような形で広報をさせていただいたというようなところでございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 対象者の方、障がいを持っている家庭とか、あとは乳児のいる家庭、そういった対象者は絞られてくると思うんですけども、その対象者にはそういったことは何か、例えば乳児だったら母子手帳、そういったものをもらいに来たときにそういうことは知らせているのでしょうか。

ちょっと私の知っている人が赤ちゃんを産んだばかりの人が、そういうごみ袋をもらえるんだよという話をしたら、知らなかったと言う人がいたものですから。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 1歳未満の方に関しては、住民登録とかそういうところにあつた場合には、上に上がってきてもらっております。

それから、高齢者、障がい者等の方に関しましては、広報のみで知らせているというような、あとボランティアの方ですね、こちらに関しても申し出があつた方のみになってまいりますので、全員に対してはしていないというようなところが現状かと思えます。



○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） その1歳未満の乳児に限定して言うと、そうするとその子どもが生まれたときに出生届を出しますよね。そのときにそういう知らせというか、こういったものがありますよというのは言ってあげているのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 今のところはですね、済みません、そういう制度がありますよということでの知らせはしていないというところでございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 障がい者を持っている家庭の方とか、子どもが生まれた家庭なんかは何かほかの形での申請があると思いますので、そういったときに必ずこういう制度も今、美浦村ではやっていますよということを知らせてあげてほしいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） それでは、住民課等々ですね、関係課とも連携をとりまして、出生届なりそのときにですね、説明をしてもらう、パンフレットをですね、見せていただいて、生活環境課のほうにですね、上がっていただくとかそういうふうな形をとっていきたいと思っております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 先ほどの質問にちょっと補足なんですけれども、この美浦ステークス事業費の59万4,541円に対して。

○委員長（下村 宏君） ページ数をちょっと。

○委員（竹部澄雄君） 63ページです、済みません。その美浦ステークス事業費、07番ですけれども、59万4,541円に対し、報償費が54万3,254円なんですけれども、この差額の5万1,287円というのは何なんでしょう。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 63ページの07美浦ステークス事業費というのは、この美浦ステークス事業の全体の経費になっております。その下の報償費54万3,254円については、報償費のみの金額になっております。その差額は、以下需用費、役務費、使用料及び賃借料の合計ということになっておりますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） じゃ、それが5万1,287円ということですか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） はい、そういうことでございます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） じゃ、わかりました。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の169ページ、消防費の目の2 消防施設費の02消防施設管理費の中の19負担金補助及び交付金で、火の見櫓撤去工事補助金が出ておりますけれども、この場所はどこなのかということと、あと、今、火の見櫓があと何カ所あるのか、もうないのかということとをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） この火の見櫓のですね、ことにつきましては、解体補助ということで、これは第1分団ですが、木原の浜の火の見櫓の撤去でございます。

火の見櫓数については、ちょっと手元のほうにございませんので、後ほど調べまして回答させていただくということによろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をさせていただきました。結局何カ所あるかによって、また今後も撤去費用が今後も見込まれてくるのかなということが予想されますのでちょっとお尋ねをさせていただきました。

続きましてですね、その下の目の3 水防費、02水防事業費の中の需用費なんですけれども、実はこの消耗品費の内訳を知りたいところなんですけれども、実は、前に避難所運営ゲームのHUGのゲームを購入したということを伺っているんですけれども、実際にその事業が27年度になっても全然行われている形跡が見られないことと、実際に買ったのはどこで消耗しているのかというのをあわせてお尋ねをさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 以前、林委員さんのほうからの要望ということで、HUGゲームのセットを福祉介護課のほうで購入してあるんですけれども、現在まだ使用にはいたっておりません。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 申しわけございません。今ね、水防費のほうで聞いてしまったんですが、実際は災害対策費かなと思って、171ページの聞き方をちょっと間違えてしまいました。171ページの災害対策のほうで購入したかと思ったら、福祉介護課のほうで購入したということですが、その支出は、じゃ、どこのほうで支出されているか、何ページかお示しいただけたらと思います。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 去年、25年だったかと思います。林委員さんの一般質問を受けてだったかと記憶しているんですけれども。

実際買ったのは、日本赤十字関係で防災というか災害を含めての話でしたので、そちらのほうで支出しておりますので、決算書のほうには出てきておりません。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 済みません、私の記憶違いで。

私は、26年度で支出しているとはっきり思っていましたので、25年度で支出したというのであれば、逆に26年度で何の事業もなされていないということはいかななものか、今、27年度です。

ですので、その計画のほうはどのようにお考えかお尋ねをさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、私は総務課にいたときにですね、保健福祉部のほうで購入したということは聞いております。それを実は利用しようとして、昨年ですか、講座のほうで防災士の方を呼んで、計画を練りました。それでいろいろな人を講座の中で取り込んで、HUGの研修を含めた防災の講座を開こうと思いました。いや、実際に開こうと思って、募集をかけました。実際にですね、募集をかけたんですが、人がちょっと集まらなかったものですから、公民館の講座の中に入れていただいて、定員に満たなかったものですから、実際、実現はできなかったという事実がございます。

ですから、本当はもう一度やりたかったんですけれども一応、なかなか実際講座の中で集まらないという事実があったので、もう少しちょっと、その後考えながら、検証しながら、またやりたいなと思ってはおりましたので、今後そういうのも含めて、当然購入しておりますから、防災の、そういう避難所の運営のところでもね大変必要になるし、かなり有効だと思いますので、今後そういうのを実際に使ってみるような、また、講座とか研修をもし開ければですね、実施していきたいなと思っております。

経過については、以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただいまの報告は了解をいたしました。浅野保健福祉部長が購入されてということは理解はしたわけなんですけれども、また、講座も応募した講座に広報紙のほうできちっと公募したことも理解はしております。

ですが、1度で終わっているというのももったいないことですので、また、あれは周知する時間が意外と短いんですよ。夏、8月末ぐらいに公募をかけて10月ぐらいから開講みたいな内容でしたので、すごくその夏休み期間というのは意外と皆さん、広報紙を若い方も意外と見られていまして、知らなかった方も結構多かったように認識しておりますので、今後も時期等を考えていただいて、また再度公募をかけていただけたらなというふうに、これは要望でございます。ありがとうございます。

ところが、実際問題といたしまして、災害対策内容ですのでね、これは消防費の中で捻出すべき内容ではないのかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 林委員のご質問にお答えを申し上げます。

確かにですね、HUGゲームという、私もまだそれに携わっていないので、ゲーム内容がちょっとよくわからないんですけども、多分そういう形で避難所を開設したときに、有効なゲームだということはちょっと聞いております。そういった意味からも当然、災害対策のほうでそれを実施をするというのが本来の意味であるのかなと思います。

そういったところからですね、私どものほうもなかなか本来であれば私も今度の土曜日に防災士のほうに、それを受けてくるというようなことで考えていたんですけども、何か今いろいろな、常総市のほうがそういう状況になっておりますので、県のほうの防災課のほうもそこまでちょっと開講するのは難しいといったところで中止という形になってしまいましたが、なかなか防災士の資格を取るのが難しいといった中で、今後はやっぱり村のほうでもそういう研修だとか講習だとかを行ってですね、村の認定みたいなものを出せばいいのかなということをごちゃごちゃと考えてございます。

そういったところで、その中でHUGゲームのほうもぜひとも取り入れてやっていこうというようなことで、今後そういう形で取り組ませていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 担当部局が異動とかいろいろとあるかと思いますが、やはりその管理する担当部局がいろいろな予算化をして事業を運営するというのを、もう一度ちょっと庁内で精査していただいて、申しわけございませんが、今後は総務課のほうできちんと管理していただけるのがベストなのかなというふうに思いますので、そこら辺を28年度からはそのようにお願いしたいと思います。

今、奇しくも常総市の話も出ましたけれども、いろいろなところで今、予想外の災害ばかりですよね。予想外です。想定していませんでしたという表明ばかり聞きます。ですので、美浦村の中でも高橋川のこともありますけれども、土砂崩れとか崖崩れ、いろいろありますけれども、美浦村は安定しているから大丈夫だろうというところの認識が、村内結構充満していると思うんですね。ですけども、今後も想定外の災害があったときに同対処するかというと、やはり日ごろから訓練して、体を動かして体で覚えていないと、いざというとき対応できない。また、今、常総市でも避難所、大変な運営をされていますけれども、なかなか避難所で中心者となっていていろいろな役割分担とか、指示してくださる方が少ないと大変掌握しにくいんですね。そういう意味でこういうHUGとか避難所運営ゲームとか、いろいろなところでシミュレーションをして防災意識を高めていく事業は、今後は強めていかないと遅いのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、27年度はもう無理な計画でしょうから、28年度はね、ぜひ実践をし、先ほど総務部長が言われたように、また飯田委員も前に一般質問でしてございましたけれども、美浦村独自でいろいろなそういう防災講座とか、美浦村独自で行ったものに参加した人に何がしかの称号じゃないんです

けれどもね、何かそういう役割を与えていくというか、意識啓発を図っていく上では、ただ講座に参加したというよりも、参加して何か資格を得られるとか、何か認められるというところにやりがいというか、参加しがいがあるのかなというふうに思いますので、そこもあわせて企画力をちょっと充実をさせていただいて、今後HUGの避難所運営ゲームのほうも充実していただけたらなというふうに再度要望をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（下村 宏君） HUGについて、1期生、2期生も一部わからない人がいると思いますので、簡単に説明のほうをお願いをします。

松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 今、HUGについてのご説明ということでしたので、私もわかっている範囲でご説明したいと思うんですが、「ハグ」、まさに「HUG」という略した文字で表現してHUGと読んでいますけれども、これは日本語の意味で、避難所のH、運営のU、ゲームのGです。避難所運営ゲームというゲームがありまして、実際に避難所の中で誰がどのように運営するに当たってどういう役割でどういうことをするのかというのを訓練するゲームなんです。ゲーム形式で避難所、例えば体育館とかそういうのを、その避難所の運営のエリアを想定して、図面上で、卓上で行うゲームです。

ゲームとして、実際に、例えばけがをされた人がそこに運ばれてきたときに、どの場所にどういう人が張りついてどうしようかというようなことができる、動けるようにするための事前の訓練をするためのゲーム。ゲーム形式で行う、HUGと呼んでいるようなそういうものがあります。それを前回買ったわけです。

それがもう事前から本当はやっておけばですね、自然に動けるかということ、それもまた難しいんでしょうけれども、それをやることによって、いろいろな人が協力体制とかできますので、そのHUGというのは有効な手段かなと思っております。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） ありがとうございます。皆さん、よくわかったかと思います。

林委員。

○委員（林 昌子君） こちら委員のほうでもいろいろと質問も出ていますけれども、実際どういうものなのかというのをほとんど見ておりませんので、今度また機会がありましたらお示しいただいて、控室のほうにでもご提示いただけたらありがたいと思います。

見るだけです。カード上ですので、そんな大したあれはないです。

あと、追加ですね。いろいろな、それ以降も私自身も東京の防災会館のほうで、「カエルキャラバン」というのに参加をしてみました。ですので、今後もしろいろな子ども向けとか、いろいろともっとやさしい形でいろいろ啓発活動ができる、講座的にもできるようなものもどんどん情報発信しているところがございますので、そういうのも今後も、私自身も今後もいろいろな一般質問等で今後も検証し続けていきますので、どうぞよろしく

お願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 今のHUGゲームなんですけど、なかなか講座の中でそれをやるといっても、なかなか集まらなくて難しいという話が今出ましたので、来年の2月にですね、防災訓練を実施します。その中で一度そういうものやってみて、どういうものかを知っていただくという意味でもですね、逆に実際それをやってみるといったことで今、考えたんですけども、それはどうでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そのお考えはありがたいことです。いろいろなところで住民の方にもね、お示しいただく機会はあるのかなと思いますけど、基本、それを指導する人が何名いるのか、その参加人数に対して。そんな大人数でやるものではないんですよね。1グループ数名で避難者が来たときに、誰がどこの立ち位置に立って、この人はどこの避難所に誘導するとかね、車が来たらどこにとめるとか、いろいろな具体的なことがいっぱいあるわけですよ。100項目以上あるわけですよ。

ですので逆に言うと、講座に来た数名でも大丈夫なんです。できますので逆に大人数じゃなくてもできますので、講座でも可能だと思います。ただ2月の時点でもお示しいただくのは有効かと思いますので。ただ、それを模擬的に示す側のテクニックはきつと思いますけど、ぜひご努力いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 来年の2月にある防災訓練については、それをちょっとお示しをして、内容がどんなものかというものを展示をするという程度にとどめさせていただいて、実際そういうものを今後の研修だとか講座だとかそういうものの中で、実施をさせていただくようにしたいと思います。以上です。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 済みません、今のHUGについてなんですけれども、名前ぐらいしか私も知らなくて無知で恐縮なんですけれども、ゲームということなんですけど、その内容については、例えばバイタルの確認とかトリアージなんかについて、多少の知識的なものというのを勉強できるものなんでしょうか。あくまでもゲームということで、よく私もわからないので、そういったものが含まれての何かこう、なのんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 私も詳しくは、大変申しわけないんですけど、わからないんですけども、トリアージまでは多分、医療の関係との中で優先度の部分なので、そこまでは実際具体的にはどうなのかちょっとわからないんですけども、その避難所の中での、多分医療のところまで入るかどうかがちょっと私も何ともご説明しようがないんですけども。

とにかく避難してきた方の、いろいろな方がいると思うんですね。お年寄りの方とか障害を持っている方とかおりますので、そういう人たちがみんな普通の健常者と一緒にするというわけにはできませんので、そういう色分けということは悪いんですけども、そういう体の状態によって、場所場所とか、その人に張りつく方とか。例えば看護師さんとか医師も含めてなんでしょうけれども、そういうのを含めて、あとボランティアの方がどこにどう張りついたらいいのか、自分で考えることも含めたものをゲーム上で、ゲーム形式でやっていくということなので、医療関係の詳しいところまで多分やるのかどうかちょっと、私も大変申しわけございません、ご説明、ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、その辺はちょっと申しわけございません。以上です。

○委員長（下村 宏君） 防災関係の話にずっと流れが行ってしまいました。決算審査のほうにまた戻すわけでありませうけれども、ここで暫時休憩をしたいというふうに思います。

15分、休憩をとらせていただきます。この時計で2時10分というようなことでよろしくお願いをいたします。

午後1時53分休憩

---

午後2時10分開議

○委員長（下村 宏君） 委員会を再開いたします。

先ほどの質疑の中で回答が2件ありますので、回答のある方はどうぞ。

堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 先ほど山崎委員さんのほうから、26年度決算ベースの資料の件で、25年度と26年度の状況についてご質問がございました。わかる限りでご回答をさせていただきます。お渡しした資料を見ただけであればと思います。

25年度が2名の人数が残っていて、26年度は14名にふえてしまったということでございます。これにつきまして、27年度の6月にですね、この中の7名については、児童手当の方から支払いをされているようでございます。

残りの方についてはですね、児童手当の支給は福祉介護課の窓口で行っておりました。それで、あと給食費の未納についての徴収は別の会議室で該当者に来ていただいて行っておりました。

前もって児童手当から徴収したい思いますということで、こちらに、どここの部屋にお寄りくださいというような通知を対象者様に差し上げておりました。

が、前年度にですね、やはり児童手当から差し引かれるということで、懸念をされてご通知差し上げていても、寄っていただけなくて、そのままお帰りになってしまうという方が数名いたということで、前はそういう懸念もされなかったようなんですが、2年目となるとやっぱりそういうふうな方もいらっしゃるというようなことで、このような数字になっているところでございます。

今、新聞紙上にもこの間載っておりますけれども、国のほうでも児童手当のほうから市町村がそういう未納の方について引けるような方策をとというようなことで検討に入っているようでございます。結果はまだ出ておりませんが、そういう調査も来ておりますので、その動向なども見ながら、こちらでも引き続き未納に対して真摯に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 次に、飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） 先ほど林委員のほうから、火の見櫓の数ということだったんですが、現在のところ把握はしてございません。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 回答のほうは終わりました。

質問のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書169ページの火の見櫓の件ですけれども、把握をしていないという答弁でしたけれども、今後もうこうやって、1基で20万円かかるものですのでね、今後も推移を見守っていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 先ほどの給食費の滞納者、その未納の方に、帰りにお寄りくださいと言って、それで寄らなかった方が数名ということ。その方はすぐ児童手当のほうから自動的に引くという形をとっているのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 今の件でございますけれども、自動的にということではなく、ご本人の了解、意思に基づいて、児童手当を支給になったときにお支払くださいというような方法で行っているところでございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 本人の了解なんですけれども、これは最初に給食同意書を、じゃ、そういう方はこの給食同意書を書くときに、滞納の場合は児童手当から引きますということでした、それに同意しますというような何か書くところがありますけれども、それには、じゃ、記入とか○とかしていないということなののでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） ただいまの山崎委員の質問ですけれども、同意書に同意はされています。同意はされておるんですが、やはりそこで支給を受けたときに、窓口でもらってそのまま帰っちゃう。学校教育課のほうの給食費の支払いの窓口には寄らないで帰ってしまうというような状況でございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） でも、それは同意をしているということは、引いてもかまいませんと。それでやっぱり払えない人は、またそれを救済する措置というのはあるのでしょうか。



ら、払えるのに払わないというのは、やっぱりある程度、もう少し強く出てもいいんじゃないでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） ただいまの山崎委員の質問ですけれども、同意はいただいておりますが、自動的にそこから、口座から引くとか、現金を抜いちゃうとかということはいかなる状況になっているということでございます。

強く、こちらからは最初は文書で出していますので、この時期にこの金額を児童手当のほうからお支払くださいということで、別の窓口をつくりまして、待っている状況でございます。

そのときは、福祉介護課のほうで児童手当を払っていますので、一緒に払っている。こちらでは給食費をいただくというような状況でやっているんですが、そこですり抜けて行かれてしまうというのが状況でございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ただ、そういうのが噂になって、あんなの来たってそのままとけばどうってことないのよ、というような噂が広まっちゃうと、また滞納者がふえてくるんじゃないでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） ただいまのご質問ですけれども、本年からは児童手当関係、教育委員会のほうに子ども育成室ができましたので、こちらで払っていますので、逃げられないという状況でございます。こちらで払って待っていますので、そういう状況で滞納はだんだん少なくなるのかなというような状況でございます。以上です。

○委員長（下村 宏君） それならいいんだよね。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 給食費の滞納に関連してなんですけれども、給食費の滞納、滞納期間は例えば1カ月2カ月とあったにしても、児童手当の支給額からいただくという方法と、それから就学援助費を支給する際にいただくという方法があると思うんですが、今のお話を聞いてしまいますと、これまでは児童手当を支給する場所とそれから給食費を回収する場所が違っていたので、すり抜けということもあるんですが、念のためお聞きするんですけれども、就学援助のときの一般質問をしたときに、回収はできていますかということをお聞きしましたら、きちんと、そのとき払っていただけていますということだったんですけれども、それは学校で先生から保護者に手当を渡しますから、その場で払っていただくというお答えだったと思うんですが、今の現状ですと、やはり就学援助費を手渡したときに、給食費についてはきちっと全体の方から納めていただいているのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） ただいまの岡沢委員さんからのご質問でございますが、就学援助費は、その所得が限度がございます、それに該当する方が就学援助費の該当者になるわけですが、給食費については全額の補助という形になっておりますので、お支払いいただいているということでございます。

それで、支給については学校長に委託をしているというような状況でございます。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 今の件でちょっと私もあれなんです、よくテレビなんかですね、お金は山ほどあるんだけど払わないと、払わなくて済むんだということで、好きでもないのに食べてるんだらう、何で払うのか、なんてよくテレビで見たりするんですが、今の要するに払えない方とかそういった方というのは、個人情報じゃないですけども、どういう状況の人だとかというのは、役場サイドでは把握というか、そこまで突っ込んではいないんですか。把握しているんですかね。その辺はどうなんでしょうか。本当に貧困で、払える状況じゃないんだとか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 給食費については、最初に申し込みいただいて、学校給食を提供することは決まっておりますので、ただ、提供することを希望しますかという申請書のほうに書いていただいて、それは全員出していただいております。その中で、支払い能力がないとご判断なさった方については、就学援助のほうの申請をしているということでございます。

また、特別支援学級についても、そちらについては2分の1になりますが、そちらも、そちらの学級に入っているお子さんに対しては、希望者に対して支給をしております。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 今のニュアンスでいくと、要は、払えない人はイコール払う能力がちょっと乏しいのかなというふうに受けたんですが、全てそういう人だよということでよろしいですかね。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 今の質問でございますが、中にはですね収入があり、就学援助の対象にならない、かなりの収入を取っている方もおりました。その方については、やはりご家庭の事情で、ちょっと使いが荒い。取っているんだけど、就学援助の該当にはならない以上には収入はあるんだけど、別のほうにお金が、例えば借金ですとか賭け事ですとかそういうふうなことで世帯の中で使ってしまったら、給食費に回すお金がないという方も中にはおるようでございます。

○委員長（下村 宏君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 関連してお答えしますが、中には確信犯のような人もいないとは。児童手当からいただくというようなことをやり始めたのは去年おととしか

らですけれども、その前は、滞納している人たちには教育委員会の責任で税金の滞納整理と同じようなことを給食費についても1件1件回りながら歩いていました。それが一昨年からぐんと減って、今のところやめておりますけれども、まだ払わない人が残るようであれば、また滞納整理のようなものを復活して、1件1件当たっている必要は出てくるのかなというふうに思っておりますけれども、今のところはしばらく様子を見たいというふうに思っております。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 過去にもそういう話が、決算時期にいろいろ出ていたような気もするんですが、やっぱり公平性から言っても、これは取るべきものは取らないといけないということを肝に命じてやっていただければと思います。

続けて質問でいいですか。決算書の31ページの部分でございまして、右のほうの書いてある部分の一番下のほうがわかりやすいですかね。5土地建物売払収入の部分で、1,589万4,538円ということで、これが収入で、競売であったりいろいろな部分で入ったもののかなという気がするんですが、こちらは以前の25年ですとか24年度の決算でいきますと、30万円40万円の世界での収入だったんですが、何か一回にもう、最近世の中かなり不景気になっているのかなと思うほどの額、えらい飛び抜けた額なものですから、何か村のほうで競売なり、それ以外の件も含めまして、これはどういった内容のものなのか。

もし、競売等々で村で押さえたもののような物件があるのであれば、今どういうふうな状況になっているのか。滞納者であるとかいろいろな形でですね。そのちょっと説明を聞かせてください。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 31ページの土地建物売払収入なんですけれども、これは例えば先ほどの滞納者の競売とかそういったものの売払収入じゃなくて、村で使っていないとか、普通財産ですね。何も今使っていないような財産、あるいは一般の方から、ここを譲ってくれというような財産の売払収入でございます。実際に26年度には4件の売り払いをしております。

まず額の大きいものからですね申し上げますと、1件が国道125号バイパス、大谷地内なんですけれども、その土地を竜ヶ崎工事事務所に売却しております。これが金額として853万7,638円。面積がですね435.59平方メートル、単価1平方メートル当たり、これは県とか国の買収単価になるかと思うんですけれども、1万6,800円で売り払っております。さらに、ここに貯水池がありましたので、その補償費として121万9,726円を貯水池補償費としていただいております。

それからもう1件ですね、これは信太地内、通称南原に村の土地、実際にはのり面なんですけれども、のり面だけを所有している土地があります。そこについて、そののりの上を持っている地主さんから、譲ってくれないかと。ここは今、消防署と美浦地内をつなぐ

道路がありますので、そこにも用地協力していただいた地主さんなんですけれども、そのり面を譲ってほしいということで、ここの売払い金額が693万9,000円、面積にして771平方メートル、単価9,000円で売却しております。

それから、額はかなり下がるんですけれども、馬見山地内に村道用地としてある土地なんですけれども、実質新しい道路等があつて、家の前の村道が実際使われていないというようなところがありましたので、そこを30万2,900円で売却しております。ここは面積が30.29平方メートル、単価1平方メートル当たり1万円で売却しております。

それからもう1件なんですけれども、こちらは興津地内の土地なんですけれども、土地の地目としては畑となっていたんですけれども、村の土地がありまして、形状から見ると昔、水路か何か通っていたのかなど。非常に幅の狭い、畑に隣接した土地がありまして、ここを11万5,000円で売り払っております。面積が23平方メートル、1平方メートル当たり5,000円ということで売却しております。

以上、4件なんですけれども、例年に比べて先ほどバイパスの用地、あるいは売っていただきたいというような物がありましたので売却しております。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。私はてっきり競売で、随分この物件がと思ったものですから、あれーと思って、大変失礼しました。ありがとうございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の149ページです。農林水産業費の農業費、農業総務費の中の委託料で、業務委託料、物産館整備基本構想策定業務委託料ということになっていますが、194万4,000円。

昨今の動向をお聞きしますと、これまでは検討委員会なり、あるいはこの業務委託によって今後の物産館の方向性を定めていくという経過だったと思うんですが、今定例会の補正予算には、委託料として、美浦村交流拠点物産館運営コンサル業務委託料として302万4,000円が上げられています。

それで、全協のときにもお聞きしたんですが、これまでは、言葉では実地前で自分たちで企画、運営を行っていくことを想定していたものが、やはり自前ではちょっと無理があるということで方向転換されたような経過だったと思うんですが、この決算額の194万4,000円の物産館整備基本構想策定業務委託料というのは、委託した結果、その構想案というか企画案というか、そういうものができているのではないかと思うんですけれども、それは全て今後に生かされるものなのでしょうか。

それとも、もう新たな交流拠点物産館運営コンサル業務委託料が発生していることによって、ほとんどの内容が破棄されたものと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 中澤経済課長。

○経済課長(中澤真一君) ただいまの岡沢委員のご質問にお答えいたしたいと思います。

決算書に載っております基本構想と申しますのは、必要とする背景、位置であったり導入機能であったり、概要をまとめたものでございます。その中には若干、構想ですので、どのような効果を目指して、というのも載っております。そのようなものをまとめたところでございます。

それに基づきまして、本議会に提案していますのは、建設オープン、営業といいますか、供用開始に向けましてその内容をまとめ上げるものでございます。その中で、検討委員会を立ち上げ、進めておるのは先般申し上げたとおりなんですが、専門家、商売、営業をしている有識者の方を交えたところ、役所的には商売には素人でございます。そのような管理運営、細かい内容まで品ぞろえを初め、食品衛生法の関係初め、いろいろなものを準備検討しなくてはならないと。そのために専門家を入れまして、管理運営の計画をつくっていくものでございます。今までの基本構想がもう一度洗い直すわけではなく、別物でございます。何とぞご理解、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(下村 宏君) 質問ありませんか。

塚本委員。

○委員(塚本光司君) そしたら、決算書41ページの上から10数段目になるかと思ひます。50番村職員派遣負担金の1,770万何がし、これについて、ここだとちょっといろいろ詳しくどうのこうのとなるとあれでしょうから、簡単概要で結構です。どうもこれは2年さかのぼるとやたらと、475万円、980万円、ここへ来て26年度1,700万円というふうな額がついているものですから、簡単に教えていただいて、後でちょっと回っていきますので、詳しく教えていただければなと思ひます。

○委員長(下村 宏君) 飯塚総務課長。

○総務課長(飯塚尚央君) ただいまのご質問にお答えします。現在ですね、昨年も今年度もなんですが、3人ほど職員を派遣してございます。土浦保健所、それから茨城県租税債権管理機構、それから茨城県後期高齢者医療広域連合のほうに派遣してございます。

その給料分がですね、村のほうから支出されている状況にあります。その分を県のほうからですね、逆に負担金ということで、最後の清算でいただいているというようなことで、3名分の人件費がその金額となります。

ちなみに決算書の127ページ、民生費になります。下のところの02番の保健衛生事務費、1枚めくっていただきまして129ページ、真ん中ほどのちょっと下ですね、19負担金補助及び交付金、県職員派遣負担金ということで879万3,099円、これが今、健康増進課のほうにですね、県の職員の方が来ていますが、その分の逆のバージョンになります。

そういうことになります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(下村 宏君) 塚本委員。

○委員(塚本光司君) わかりました。簡潔にわかりましたので、お邪魔するのはやめて

おきます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 69ページの交通安全施設整備事業費の中の工事請負費の中の231万5,736円の中のカーブミラー、交通安全施設と警戒標識などの工事費、これはどのぐらいの箇所でこれだけのあれになるのか、よろしくをお願いします。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） それではですね、事業報告書の28ページをごらんいただきたいと思います。その下のほうのですね、四角の中にあるかと思います。直径800ミリのカーブミラー、シングル、一つのものでですね。片方向だけ見るもの。こちらが3基。それから、直径800ミリのダブルですね、両方向見るもの、こちらが1基でございます。

それから路面標示、「スピード落とせ」とかそういうものでございます。そちらが4カ所、それから標識が2カ所で、合計で107万4,600円となるわけでございます。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） それと、防犯灯と水銀灯もこの中に入るんですけども、それは説明していただけませんか。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） こちらにつきましては、事業報告書のほうにですね、金額のみしか入っておりません。こちらにつきましては防犯灯ですね、27基を設置しております。こちらに関しましては、LEDの防犯灯だけじゃなく支柱ですね、そちらもつけなくちゃならないところ、また電柱にもつけられるようなところであったり、あと、下のですね、アスファルト舗装のところにつける場合とかいろいろありますので、そういうことを全部入れた工事費としまして、27基分で124万1,136円となっております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） では、あとでもいいので、その設置している場所を教えてください。よろしいんですが、よろしくをお願いします。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） それでは、後ほどですね、設置箇所のほうをまとめまして、竹部委員のほうにお持ちしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 事業報告書のほうなんですけれども、24ページ。タブレットページで34ページなんですけれども、地域振興の中で、キの地域づくり、①大好き美浦村ネットワーカー協議会というのがございます。

それで、この中でですね、内容を見ますと国道125号の方面に、スイセン球根植栽を実施したというところがあるんですが、実際どこに植栽したか、ちょっと見はぐっているものですから場所を教えてくださいたいのと、これが通年、ここもスイセンの植栽を行っているのかというのをちょっとお尋ねをさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 球根を植えている場所なんですけれども、ちょうど国道125号バイパスと商工会の間、あの山ののり面というか、ちょっと木が生えていない道路側ですね、ちょうど、高速バスのバス停のちょっと跨道橋、橋のほう側かなど。あの辺一带に植えております。毎年ですね、広報紙でスイセンの球根をいただきたいということでいただいております、毎年1回ですね、植えているんですけれども、例えば昨年植えた場所からことしはちょっと場所をずらして植えるというようなことでやっているんですけれども、なかなかバイパス沿いなので、それで山の斜面になっているのでちょっと見にくいかなというのはあるんですけれども、ちょうどあの橋の下、真っすぐのところをずっと通ってきますので、気にしていないと見えないようなところなんですけれども、ぜひともここ何年か植えていますので、気がついたら見ていただきたいと思います。

それから、球根を提供していただいた方についても、広報紙で名前を載せていいと言う方については、広報紙で「いただきました」ということで掲載しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうしますと、提供していただいているので、決算書の中に支出とかそういう部分はないのでしょうか。済みません。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） あくまでも先ほど申しましたとおり、一般の方からいただく球根ですので、それに関して村の予算、あるいはネットワークのほうでも経費的なものはかかっておりません。あくまでも球根をいただいて、ボランティアというか、ネットワークの皆さんで植えていただいているということでございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 本当に提供していただいてありがたい限りでございます。

その大好き茨城県民運動地域推進員のネットワーク、メンバーというのはどういったメンバーか教えていただけますでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） ここにありますとおり、大好き茨城県民運動という運動がありまして、県で最初、こういう方々に委員さんをお願いしています。その後ですね、委員を離れてからも美浦村で委員だった方々が村のいろいろなことをやっていこうということで、その県民運動に参加された方が、この組織の中に入っておられます。ちょっと

人数等ですね、今手元に資料がないので、後で参考に何人とかそういうのはお知らせしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 名簿等ありましたら、あわせてご提示いただきたいと思います。  
ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） ほかに質問のある方はどうぞ。  
椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 175ページの障がい児関係の障がい児介助員配置事業費、報酬として419万3,140円、これは介助員何人ぐらいとか、あと内容的、どこに配置されているか、その辺を教えてほしいんですが。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） ただいまの件でございます。事業報告書の112ページでございます。Cのところでございます。村立小学校の特別支援学級において学校生活をしている児童で学校生活に困難を生じている児童に、生活の介助を行っているものでございまして、木原小が2名、大谷小が2名、安中小が1名ということでございます。

○委員長（下村 宏君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 実は、以前に障がいのある方から、要するに学校には入れたいんだけど、学校で介助員が、要するに足りないから、引き受けてもらえないという話を聞いたことがあるんですが、その辺の本当のところはどうなっているんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 私、4月からこちらに来ておりまして、今のところはそのような要望等は聞いていない状況でございます。前年度の部分についてはちょっと把握しておりません。

○委員長（下村 宏君） 椎名委員、どうぞ。

○委員（椎名利夫君） 済みません、今、学校関係だったんですが、実は保育所関係も要するに介助員が足りないから入れないと、何人か聞いているんですよ。結局、それでしょうがなくて、土浦市の市立のほうにやっているという話も聞いたことがあるものですから、そこら辺の手配を村でやっているのかどうか、その辺をお聞きします。

○委員長（下村 宏君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） 今年度からですね、保育所関係も教育委員会管轄ということになっております。以前の決算書なんかを見ると、非常勤職員でそういう介助をする方等々も入っております。定かではないんですが、早目に連絡をいただいて募集をして、そういう障がいを持ったお子さんたちが入所になるというようなことであれば、村のほうでも予算化をしまして、そういう非常勤の介助できる方を募集していける方法では考えているというふうに私は認識はしているわけなんですけれども、実際今、椎名委員おっしゃるとお



り、入れなかったというようなお話があったということをお聞きしますので、その辺は精査したいと思っています。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 同じく175ページです。教育総務費の中の事務局費で補助金、枝番10番の最終枝番が15番ですけれども、村教職員資質向上研修会派遣事業とありますが、これは毎年、例えば新任の教職員に研修課程として位置づけてやっているものなののでしょうか。それとも、教職員になって何年目にこの研修を受けることになっているのか等、極端な言い方をしますと、資質の向上を目指すべき教職員が受けるものなのか、そこを説明をお願いします。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） ただいまのご質問でございますが、新人の教員対象ということで聞いております。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 資質向上研修会派遣事業という言葉を見たときに、一定期間の教職員としての期間を経た後、資質の向上を目指すのかなと思ったんですけれども、新任の教職員ですと、採用されて初年度に資質の向上を目指す派遣事業というのは、ちょっとどういう内容のものなのか。村独自でも教職員の養成課程とかいろいろあると思うんですが、内容は一体どのような研修を受けてくるといったものなののでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 事業報告書が来ておりますので、ちょっと手元にないので、確認をしましてご提示させていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） それではですね、ここで暫時休憩といたします。

3時10分というようなことで、最後の休憩になりますのでよろしくお願いします。

午後2時57分休憩

---

午後3時12分開議

○委員長（下村 宏君） それでは、委員会を再開をいたします。

また、先ほど、回答が2件ほどあるというようなことでありますので、それぞれお願いをいたします。

堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 先ほどのご質問でございます。決算書175ページの補助金のほうの村教職員資質向上研修会派遣事業の20万円でございます。

こちらにつきましては、先ほど新人の教員ということで申し上げましたけれども、これは全教職員を対象に支出しているということで、1回、講演会等を開催しておられます。そのほかに、ICTの活用だったり、そのほかの研究成果の共有だったり、授業改善に向

けての情報交換等をしている。そのほかに書籍の紹介・貸し出しなどによって、また教職員の向上を図っている。そのほかには、適応指導教室等の活動も支援して、不登校対応策、対応力を高めているということで、そのための支出ということでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 次に、平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 先ほど林委員から質問がありました、大好き美浦村ネットワーク協議会、メンバーなんですけれども、全部で25名でございます。会長が海道民子さんという方がやっておられまして、総勢25名となります。一般の方の名簿になりますので、名簿の掲示は控えますので、後で見ていただくということでお願いしたいと思えます。よろしく願いします。

○委員長（下村 宏君） 回答のほうが終わりました。

皆さんからの質疑、よろしく願いをいたします。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 教職員の資質の向上、研修に関する私の質問に対して、お答えをいただきました。新任教職員対象じゃなく、全教職員ということでしたけれども、これは、例えば年に何人ほどが対象となって行われるのでしょうか。それと、派遣しているわけですから、図書文献を読んでもらってとかは余り関係ないのかなとは思っていたんですけれども、事業報告書の121ページ、タブレットでは131ページになるんですけれども、安中小学校では、「f 教職員の資質の向上」と書かれていまして、計画的、意図的な研修の推進、校内研修課題、考えたことを自分の言葉で表現し、わかりやすく人に伝える学習指導を目指した計画的な授業研究の推進、訪問指導や授業研究におけるワークショップ型研修の推進と書かれていますが、これも教職員の資質の向上を目指しての研修を含む推進だと思えますけれども、教職員の資質の向上を目指すのは全教職員が対象であれば、ほかの小学校や中学校、幼稚園でもこのような教職員の資質の向上を目指す取り組みというような紹介があると思えますけれども、安中小学校だけ触れられているんですけれども、これは特別、これは例えば安中小学校の校長の考えであるとか、ここに書かれている各小中学校の取り組みとしては、そこの校長の考えであるとかということで、たまたま安中小学校では独自に教職員の資質の向上を目指すということでやっているということなののでしょうか。

繰り返しますけれども、年間この研修に派遣される対象者は何人の先生方なのかということ、事業報告書に書かれている安中小学校の取り組みで、教職員の資質の向上は、特に安中小学校が学校運営として力を入れているということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） ただいまの質問でございますが、この20万円の支出補助の部分なんですけれども、こちらについては今ICTを活用した事例集ですね、情報共有ということでこの資質の向上の中でそういった部分の情報交換のための印刷、作成し印刷

をするということも講演のほかにも含まれておりますし、適応指導教室においてのいろいろな活動の出張の部分についてもこの中に含まれております。そのほかにも、国語関係のですね、書籍を通して情報を共有しているというようなこともされております。

それと安中小学校で挙げました教職員の資質の向上という部分でございますが、当然ほかの学校でもこれは力を入れていることだとは思いますが、特に安中小学校では明記して、ここに記載されたものと思われまます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 教職員の方々なので、全教職員が一度にそろって全員が研修に派遣することは不可能だとは思いますが、冒頭お聞きしましたけれども、年間この20万円という予算の中で研修会派遣事業になっていますので、どのくらいの方が派遣されているのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 派遣といいますか、実際、決算書のほうを見ますと、適応指導教室において研修のためにそういう講習会等に派遣されている実績がございますが、あとは今言ったような使用している全体の講演会の講師謝礼ですとか、そういう活用事例集の作成にかかわった支出ですとか、そういったものに実際的には使われているような報告を受けてございます。

○委員長（下村 宏君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 本来ならば私が細かくその中身を掌握しておくべきことだと思いますけれども、実際はこの予算で何をやるかということについては、指導室長にほぼ任せております。余り細かいことは私は言わないということ。

研修は、これは安中小学校だけじゃなくて、全ての学校で常に研修は目指していろいろなことをやっております。ですから、毎年何名をどこそこに派遣するというような形の使い方はしておりません。

先ほど堀越学校教育課長も申し上げていましたけれども、例えば美浦村で独自に開発したICTの活用のソフトをまとめた冊子をつくることとか。ことしは、美浦村学校教育マニュアルというのをまた印刷物をつくって、それを先生方に配付しながら、その中にあることをしっかりと読んでいただくことで自分の力をつけるというようなことでも使っています。

その中にはことしは、例えば美浦村の先生方はこういうようなことをしてくださいということで、「美浦村教員心得」というのを私が全部原稿を書いたものも4ページ分、その中に改めて入れるというようなこともしております。

ですから、それをどこかに集めて私が説明するというよりも、それを配付したものを丁寧に読んでもらって、日々の授業に生かしていただくと。それが結果としては、教員の力量をアップするということにつながっていくというような考え方で活用させていただいて

おりますというふうにご理解ください。

必ずしもどこかへ何名派遣するというような形のものじゃないということでご了解いただければありがたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 言葉が、研修会派遣事業と書いてあるので、教職員の方向名かがどこかに研修会に派遣されていって、研修を受けてくるのかと思っていたんですが、今お聞きしたら、多分、その講演される方の謝礼といえは報償費になりますけれども、そういったものや印刷費も含めての総額20万円ということで理解いたしました。

○委員長（下村 宏君） ほかに質問のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 151ページの産地確立推進事業費の中の80の農作物販売促進助成金の10万円ですか、これはどのような事業なんですか。お願いします。

○委員長（下村 宏君） 80番は100万円ですね。じゃ、竹部委員、もう一度。

○委員（竹部澄雄君） 151ページの05番産地確立推進事業費の80の農作物販売促進助成金100万円、この事業とはどのようなものなんですか。

○委員長（下村 宏君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問にお答えします。

農産物販売促進助成金でございますが、これは、もとは生産調整の中の一つでございます。美浦村の主なものが水稲、お米でございます。減農薬米に取り組んでおりまして、特別栽培米の販売のための促進活動をしております。

美浦村管内2農協がかかわっております。JA茨城かすみにおきましては、特別栽培米に「美浦そだち」という名前をつけまして販売促進をしております。JA稲敷におきましては、やはり減農薬米特別栽培米「光一点」という名前をつけまして、生産販売促進をしているところでございます。

事業の内容としましては、両農協とも若干の違いはあります。かたや一農協では、田植え体験・稲刈り体験などをやってPR活動をしていたり、イベント活動に参加しましてチラシ、販売活動を行いましたり、全農でやっております「ポケットファームどきどき」などで販売イベントをしたりしております。その販売促進事業の助成金でございます。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） その中は、これは規模的には全国的なんですか、それとも近隣なんですか。

○委員長（下村 宏君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） 全国的とはなかなか言えず、主に近隣、県南地域でございます。あとは、経済課が各種イベント、県外でやるのは、今のところ予定されておるのは、

2件でございます。

その一つが間もなくあります東京でのちょっとPRイベントがあるんですけども、そういうところでは減農薬米のチラシを持って行ってPRはします。

もう1件、福島県のほうで来月行うんですけども、これについては向こうも米産地でございます。余り米のPRはちょっとできないところでございます、行っている事業は近隣が主でございます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 近隣が主な、ということなんですけれども、企業にはそういうものをアピールしているのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問ですが、資料はないんですけども、企業へはこの特別栽培米はしていないと思います。企業ですとやっぱり、おいしい米を安く、ですと、標準的なお米になるところだと聞いております。

私どもは、特別栽培米をやっている農家、大変苦労して、「化学肥料を抑え、美浦村で生産されている堆肥を使い」という条件のもとにやっておられる方の米が通常の買入れ価格より数千円上で売れなくては、つくっている人の覇気がなくなってしまうので、そういうところを応援したいと思っており、企業等への販売には向かないのかなと思っております。そのほかの米で農協は努力するべきと、一緒にやっているとところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 今、ふるさと納税とかというのがありますけれども、そちらのほうに、じゃ、こういうものを回すという形はあるんですか。

○委員長（下村 宏君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ふるさと納税のほうには入っております。何十キロという単位が多いのか少ないかというのはございますが、美浦村の特産物でございますので、それもメニューには入っているところでございます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） そういうことで納得しましたので、これからどんどん売れるように努力してください。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、決算書の117ページ、款3 民生費の目3 保育所費なんですけれども、職員給与関係経費の中で一般職給が約5,000万円で、また一般職非常勤職員の保育士は2,500万円という決算額なんですけれども、実際には当初予算から比較しますと、非常勤のほうは約400万円ほど多くなっていますので、保育士の増員をされたとは理解はするわけなんですけれども、実際の大谷保育所、また木原保育所合わせてですね、一般職の

方の人数と一般非常勤職の人数ですね、その提示をお願いしたいことと、職員の資質向上の研修内容は、どのようにやっていらっしゃるかをお尋ねをさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） ただいまの質問にお答えします。

26年度の大谷保育所の非常勤は11名です。正職員が5名です。それで、未満児クラスが2クラス増員のために、職員がふえました。

○委員長（下村 宏君） 湯原木原保育所長。

○木原保育所長（湯原千恵子君） 木原保育所、26年度非常勤職員は7名、正職員が5名です。資質向上の研修については、県の保育協議会に所属しておりまして、そちらのほうに会費なども払っていきまして、そちらのほうからの研修に年に3、4回参加しているのと、あと、社会福祉協議会からの研修などにも行けるときには参加しております。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） 同じことですがけれども、うちのほうも同じような研修に参加しております。

あと土浦保育士ブロック協議会にも所属していますので、そちらのほうにも毎月1回ずつ研究会のほうに参加して、研修を行っております。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただいま、大谷保育所のほうの、確認ですがけれども、非常勤が11名ですか。非常勤11名、正職5名ということですね。その人数配分の割には、非常勤の報酬額が低く感じてしまうんですけども、その辺、非常勤の方の給料形態もやはり正職の方と同じようにお仕事をされていると思いますので、何とか報酬額も見直しをかけていただけたらありがたいかなというふうに思いますので、そこら辺、村長、いかがでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） そうですね、働く環境は同じなので、林委員がおっしゃるように環境は一緒ということで、そうしたいんですけども、正職員と非常勤の違いという部分もあるので、できるだけ、ことしはですね、非常勤のほうから正職に、27年度、2人ほど採用ということで入れさせていただきました。

正職であるということの安定した働き方もできるということもあろうかと思うので、非常勤の方のある程度、勤務の対応の仕方も含めて、そういう採用の仕方は考えるべきであらうというふうには思っております。

いろいろな自治体で今、民間に委託をしてという部分も含めて、いろいろな自治体で考えております。民間のほうのはるかに手厚い保育の仕方も含めて、あと時間外も含めてですね、対応の部分などもありますけれども、美浦村の中では今のところそこまでなかなか行っていないのが現実でございますので、林委員おっしゃるようないろいろな観点から、

子どもの環境を第一にして考えていきたいというふうには思っております。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 今本当に、先ほど村長の話もありましたが、子どもたちの性格も複雑化しておりますので、ある程度性格が確立するのは乳幼児、幼保の時代だと思いますので、その大切な子どもたちの格が決まるそのときにかかわる先生方の対応によって、子どもたちも右に行ったり左に行ったりする可能性が出てきますので、ぜひすごく大切な年代でありますので、先生方のご苦労は多いかと思っておりますので、その部分も手厚く見てあげていただけたらと思っておりますし、また今ご答弁いただいたように、正職者をね、2名採用していただいたということは本当にありがたい限りでありますので、今後とも正職また非常勤の方にも手厚くいろいろ手を差し延べられるような方策をまたお願いをしたいということは要望させていただきます。

あと、一つ関連なんですけれども、実際、保育所にですね、下のお子様が生まれたときに、今入所している方が、一時休園とか退園しないといけないというようなことも伺いますが、その点は、今現在そういう該当になる方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） 今の質問にお答えします。今のところいません、退所は。

○委員長（下村 宏君） 湯原木原保育所長。

○木原保育所長（湯原千恵子君） お答えします。木原保育所でも該当になる方はおりません。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、過去にはいらっしゃいましたか。

○委員長（下村 宏君） 湯原木原保育所長。

○木原保育所長（湯原千恵子君） 私の知っている最近ではちょっとおりません。以前はちょっとわかりませんが、ここ数年はおりません。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） 済みません、私、ちょっと今はっきりしたことはお答えできないので、ちょっと後で調べてお答えしたいと思っておりますので、済みません。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 一応、私の知り合いとか、また関連される方で何名かそういう不満を述べている方が現実にはいらっしゃいました。今まで年長児までの間に入所しているんですけども、下の子ができたときに上の子が退園しないといけないということで、下の子にすごく手がかかっているときに上の子を預かってもらえないのはとても大変なんだというようなお声をいただいていることもあるものですから、そこら辺をちょっとお尋ねしたかったんです。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） お答えします。ちょっと確かではないんですけども、育児休業をとっている間だけはきっと、ちょっと確かではないんですけども、その間の期間かなと思われるんですけども、ちょっと申しわけありませんけれども。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうです、私の勘違いでございました。

お母様が育児休業で仕事をやめたときに、その入所しているお子様を預かれなくなるという制度なんですか、これは国の制度ですかね。ですけども、現実、身ごもったときにすごく大変な中で上の子を自宅ですずっと見なければいけないというのが、すごく負担だということなんですね。

ですの、そういうところも少し美浦村レベルで、ちょっと子育て支援の充実と、また定住促進、若い方が今後も2人、3人と産み育てられやすい環境整備ということで、そういうことも法律に触れるのか、そこはちょっと私はわからないんですが、何とか産休に入った方でも継続して保育してもらえよう道筋はないのでしょうか、その点、お尋ねをいたします。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） お答えします。そういう環境をやっぱりつくってあげなきゃいけない方がたくさんいるのは現実なので、今後やっぱり美浦村としては、そういうところでやさしい子育てを考えていきたいと思います。済みません。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 保育所長からあのように前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ決定権のある村長のご意見も伺いたしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 決定権のあるといってもですね、今、現場のほうがそういう体制がとれる部分でないと幾ら決定してもできないので、現場がそういう調整ができるような環境が整うということであれば、それは考えることも必要だと思いますし、トップダウンでね「やれ」と言っても、現場がそういうふうに調整されていないということになると、かえって保護者にもご迷惑をかけてしまうことになりかねないので、今、小崎大谷保育所長から「積極的にそういう環境を整えば」ということを言っていたので、幾ら私とか小崎大谷保育所長が言っても、現場サイドの預かる保育士の先生が、そこに行っていないといい環境というわけにはいきませんので、その辺を現場サイドでちゃんと保育士の先生と所長と、環境をつくれる状況ということになって、上げていただければ、それは子育てのやさしい環境の部分ができ上がるということであれば、そういう方向で考えることもぜひ、やぶさかではないというふうに思っております。

○委員長（下村 宏君） 林委員。



○委員（林 昌子君） 村長の前向きな答弁、ありがとうございます。

多分、保育所の入所者の人数は変わらないわけなんですよ。特別人数がふえるわけではなく、現状維持なわけです。問題は多分、保育料の件と、結局育休に入ることでのその保護者の収入が変化することでの、そこら辺をちょっと精査しなきゃいけないのかなというところで、ご負担はおかけするかもしれませんが、どうか現状のままで預かれる体制をぜひ28年度からスタートできるように、また体制整備のほうをよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。お願ひです。

---

○委員長（下村 宏君） お諮りいたします。

本日の審査はこれで延会としたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会といたしますので、大変ご苦勞さまでした。

次回の委員会は、あす16日午前10時に開催をいたします。

よろしくお願ひいたします。以上です。

午後3時47分散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 3 号)

平成27年9月16日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計決算認定の件
- 2) 議案第13号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件
- 3) 議案第14号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 4) 議案第15号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件
- 5) 議案第16号 平成26年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件
- 6) 議案第17号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 7) 議案第18号 平成26年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件

1. 出席委員

委員長	下村	宏君
副委員長	石川	修君
委員	松村	広志君
〃	竹部	澄雄君
〃	小泉	嘉忠君
〃	塚本	光司君
〃	岡沢	清君
〃	飯田	洋司君
〃	山崎	幸子君
〃	椎名	利夫君
〃	林	昌子君
〃	小泉	輝忠君
〃	沼崎	光芳君

1. 欠席委員

委員 葉梨公一君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	松 葉 博 昭 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教 育 次 長	石 橋 喜 和 君
総 務 課 長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 竹 美 佐 子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	石 神 真 司 君
国 保 年 金 課 高 齢 医 療 係 長	松 葉 時 男 君
国 保 年 金 課 国 保 係 長	小 泉 昌 浩 君
都 市 建 設 課 長	青 野 道 生 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	北 出 攻 君
上 下 水 道 課 長	山 口 栄 美 君
学 校 教 育 課 長	堀 越 文 恵 君
生 涯 学 習 課 長	埜 口 哲 雄 君
幼 稚 園 長	鈴 木 美 智 子 君
大 谷 保 育 所 長	小 崎 佐 智 子 君
木 原 保 育 所 長	湯 原 千 恵 子 君

#### 1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 志

○議会事務局長（木鉛昌夫君） おはようございます。定刻になりましたが、ちょっと一言、お配りした書類のほうを、村長のほうからご説明がございますので、会議の前に少々お時間いただきます。

村長、お願いいたします。

○村長（中島 栄君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

皆さんもご存じのように、台風18号で大きく被災をした常総市、きょう給水車と、あと救援物資を持って、車3台、人員4人で行っております。6人か。3台で、「そんなに行かなくてもいいって言ったんだけど。4人で十分でしょう」と言ったんだけど、6人行ったんですか。私は「なるべく4人で」というふうに言っておいたんですけども、6人行ったということで報告させていただきます。

それと、あす17日と18日も依頼がありまして、送迎をする8人から10人ぐらい乗る車があったら、乗って8時までに常総市のほうに来てくださいというような、県のほうで立ち上げた災害本部、そちらからの要請もありましたので、あす17、18日も行く予定になっております。

また、皆さんのところにはですね、きょう社協のほうでですね、茨城県共同募金会のほうから、今、役場のほうの住民課のほうにも募金箱を置かさせていただいております。役場のほうにも電話がかかってきまして、ぜひ義援金の取り扱いはどこでやっているのでしょうかという問い合わせもありますし、役場の住民課のところには置かせていただいております。これも社協のほうで取りまとめををしておりますので、領収書がほしい方は、社協のほうで義援金の領収書は発行させていただいております。個人の救援物資は一応とめてくださいというふうになっておりますけれども、義援金については受け付けをしておいてくださいということなので、茨城県の共同募金会のほうで一まとめにして送るということになろうかと思えます。

きょうはそういう義援金の募集要綱が社会福祉協議会のほうでできましたので、議員の皆様と、また管理職全員にはですね、配らせていただいて、ひとつご協力、ご支援をいただければというふうに思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

---

午前10時03分開議

○委員長（下村 宏君） 皆さん、改めましておはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席委員数は13名です。葉梨公一君の1名が欠席となっております。

それでは、ただいまより、決算審査特別委員会を再開いたします。

昨日申し上げましたように、発言の際はですね挙手の上、指名を受けてからマイクを通して発言してくださるようお願いをいたします。

これより、審査に入ります。

きのうの分ですね、回答があるということなので、大谷保育所の小崎所長さん、それから木原保育所の湯原所長さんのほうから回答があるということなのでありますので、それでは小崎所長、お願いをいたします。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） おはようございます。

昨日の林委員さんのご質問の中で職員数を聞かれた際、ちょっと誤った人数を答えてし

まったので、訂正させていただきたいと思います。事業報告書の67ページをごらんください。決算書は117ページです。

非常勤保育士をきのう、11人と報告したんですけれども、12人の誤りですので、訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。済みません。

○委員長（下村 宏君） 湯原木原保育所長。

○木原保育所長（湯原千恵子君） 同じく、昨日、林委員からのご質問があった木原保育所の職員人数について訂正させていただきます。決算書では121ページになります。事業報告書では70ページをごらんください。

昨日、木原保育所は正職員は5人と報告してしまいましたが、実際には7人の誤りで、そのうち1人は育児休業中でした。非常勤職員については7人で、昨日と同じです。

よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 林委員、よろしいですね。

---

○委員長（下村 宏君） それでは、早速ですね、きのうに引き続いて、平成26年度美浦村一般会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） おはようございます。

事業報告書のほうで111ページなんですけれども、農業体験受入れ事業ということで、平成26年度は実施されたと思うんですけれども、27年度については多分実施されていないのかなと思います。もし27年度から実施しないとすれば、原因は何だったのかな。

それともし今後、この事業について今後検討して、どこか受入先があればやっていきたいなということであれば、その件について説明を受けたいと思いますけれども、よろしく願いします。

〔「タブレットページ数でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） タブレットでのページ数ですね。

○委員（小泉輝忠君） タブレットのほうでは101かな。

〔「111」と呼ぶ者あり〕

○委員（小泉輝忠君） 111ね、はい。事業報告書のほうで101ページですね。

○委員長（下村 宏君） 事業報告書のほう、確認できたでしょうか。できましたら、回答のほうお願いをいたします。大丈夫ですか。

中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

26年度の実績報告の中で、農業体験受け入れ事業といたしまして、木原地区におきまして、東京の立教小学校の生徒さん130名ぐらいの対応で、田植え体験、稲刈り体験を行った

ところでございます。数年行っていますその事業の中で、まず、今度できなくなってきたのが、県道のバイパス工事により、その圃場が大きくなってしましまして、そういう体験圃場が確保ができないとの地区からの話がございました。

それと、木原地区の農家の方、対応していただいておりますが、なかなか百何十名ということになると対応がし切れないと、かなり苦慮していたところでございますけれども、そのような中で、できないかなという話になってしまったところでございます。

今後また要望があれば、探す。こちらで、ここでどうだというのはちょっと今のところ、なかなか見つけにくいところでございます。今後の対応はまた検討中というところでございます。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） バイパスのほうの関係で、圃場の確保が難しいという話ですけれども、立教小学校のほうからは、それについてどこか新しい圃場を探して続けてもらいたいというような要望はあるのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） この点につきまして、立教小学校からはございません。昨春秋、終わった後、12月には、向こうの代表者、校長先生のほうへ、次年度からの対応はできないという旨、昨年12月に連絡をとったところでございます。その後、先方さん、立教小学校からはご連絡は入っておりません。以上です。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 立教小学校のほうでこの体験の事業をしてから数年たっていたと思うんですけれども、その間に、じゃ、立教小学校のほうで村のほうから、圃場が確保できないよということで話をしたらば、もうそれ以上ないということは、そんなに体験に対しての効果がなかったのかなというような思いがしちゃうんですけれども、その辺はどうでしょう。

○委員長（下村 宏君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） 検討したわけではございませんが、体験をやっていたときの子どもたちの反応だけを見ますと、農業体験は有効であったと思います。引率の先生方と当時話していても、かなり農業、お米の生産については有効であったと思っております。ただ、学校的に行事化していたのかなとも少しは感じたのもございます。

できていたとき、全然効果がなかったとは言えないと、子どもたちの教育には役に立ったと思っております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 関連して、私のほうから一つコメントさせていただきます。

私、こういうような企画というのは、今までは経済課が窓口でやっていたけれども、

教育委員会は全くタッチしていなかったですね。

去年、立教小学校が見えたときに、私も現場に行って先生方と話をし、その前には東京で私立学校の校長たちの講演会で私が講演を頼まれて行ったときも、立教小学校の校長が来て、毎年お世話になってますというようなお礼を言われたこともあって、できれば近くにある木原小学校と生徒、子ども同士の交流もジョイントしてやったらどうかというようなことを、去年、現場として先生方にも話をした矢先でした。

そのようなことをお願いに、立教小学校に私が行こうと思っていたら、今、中澤経済課長から説明があったとおり、こちらの受け入れをやめたというようなことを聞いたものだから、せっかく続いてきたもろもろ、極めて美浦村にとっては大きな財産だと思っておりましたから、残念だと思って、前に学校教育課におられた清原さんが大々的に農業をやっていますので、清原さんを通して、「あなたが今度、受け入れるようなことを前向きに考えてみてくれませんか」ということを今お願いをしているところです。まだ、清原さんから正式な連絡がないので、私も動けない状態ですけれども、もし前向きに清原さんから「受け入れをします」というような返事をいただけたら、改めて、学校間交流も含めた交渉を試みるつもりはございます。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 今までの数年間のことに関しては効果があったと。今からも続けたいということの話を聞きましたので、できれば、今、教育長が言われましたように、村にとっては学校間の交流とかそういうことも、今はほとんどないと思うんですね。そこにもってきて、農業体験でそういう交流を持っているということは、今からのことを考えれば、当然必要になってくるんじゃないかなという思いをしていますので、早い時期にそういう事業の再開を期待したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の231ページ、教育費の体育施設費04農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費が6,485万4,000円計上されておまして、その中でいろいろなトイレの改修もしていただき、本当にきれいに完成されたことは、本当に敬意を表する次第でございます。

そこで関連なんですけれども、その予算のときに、子育て支援センターとかいろいろな趣味の方々が利用する隣の多目的施設なんですけれども、そちらのトイレもあわせて改修していただけたらという要望をしていた経緯がございます。

本年度も、補正で組まれていない状況ですので、そこら辺の予定を、もし決まっていたら教えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） ただいまの林委員のご質問にお答えしたいと思います。以前です、昨年の新年度予算の審議のときにもそういうお話を受けた議事録を私も拝見しました。

それです、木原地区多目的集会施設、それと安中地区の多目的集会施設、村の施設、両方、地区の地域の集会施設ということで、そちらを同時にトイレ等の改修をしたいというふうには、私、村長のほうとも打ち合わせをしているところでございます。

それです、それにつきましては、宝くじの補助金等々がございますので、そちらのほうに財源の確保というようなことで申請をしたいというふうには思っています。この申請が10月半ばに申請提出期限ということでございますので、それには載せたいというふうには思っているところでございます。そうすると、必然的に28年度の予算に計上するというようなところで今考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただいま明快に28年度新年度予算に、この宝くじの補助金のほうがね、ぜひ通りますように、まずはお願いしたいことと、あとは28年度ということで、先が見えましたので、利用者さん、すごく安心していただけたらと思います。

どうしても子育て支援センターの、配慮していただいて外にあるトイレの鍵も預けていただいているということで、それはありがたいんですが、実際にどうかということを確認したときには、意外と外まで行ってトイレはしないというか。妊婦さんがいて、なかなか和式トイレではということとか、和式を利用したことのないお子様が、どうしてもトイレを我慢して、その分ゆっくり遊ぶことなく早く自宅に帰ってしまうという例も結構発生しておりますので、そういう意味では、28年度早期に工事着工する計画が立ちますことを期待をして質問終わります。どうもありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 申しわけございません。決算書の170、171ページで、教育費のこれはちょっと総括的なことになってしまうんですが、門脇教育長のたつての願いで、SS本部の立ち上げということで、いろいろな委員会等を開いてやっているのかなと思うんですが、会を開いているような予算というのはここに実績があれば教えていただきたいんですけれども。

○委員長（下村 宏君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 予算は全くありません。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 予算がないということは、開いていないということなんですか。



○委員長（下村 宏君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 具体的には、社会福祉協議会の2人、局長とそれから非常勤で1人働いていますので、社協のボランティアセンターとジョイントするというようなことで、不定期的に話をしています。この4月からは定期的にその具体的な進め方について話し合いたいということを行っていますけれども、話を始めようと思ったら、その非常勤で勤めている方が骨折をして、というので先へ延ばしてくださいというようなことで、まだ今年度入ってから正式な話し合いはしておりませんが、いずれ動かしたいと。

これは、私が教育長として、やっぱり今後の美浦村の教育にとっては極めて重要なことだと思っておりますので、何とか先へ進めたいと。できれば、1人非常勤でも結構ですから、SS本部の事務局の仕事をしてくれる人の人件費がとれば、いただければ一番ありがたいと思っておりますけれども、そこまでなかなかいかないものですから、今のところは全く予算なしの段階で、社協と私が一応話し合いを進めながら具体化を考えているところです。議会の協力をいただければ大変ありがたいと思っております。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 大分子育て関係のほうも一括して教育委員会のほうに入りましたしね、体制は少し一歩進んだのかなという気はいたしますが、やはりこれは教育長の念願でもありますのでね、ぜひそれを実現すべく、今、何か動きが全然見えないものですから、どうしているのかなと不安になりまして、ちょっと質問させていただいたんです。

ですが、やっぱり今後の定住促進とか子育て支援、やはり若い方を取り込むには、この体制がきちっと整っていることも一つ、美浦村の大きなPRにもなりますし、また、移住して来てくださる、そういう部分の一つの目玉にもなるのかなという気もいたします。

ですので、何とか教育長在任中、これは念願のSS本部を立ち上げることを念願いたしますが、その点、いかがでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 今、途中経過については先ほど説明したとおりですけれども、一つやっぱり頭の痛い問題は、先ほども一つ触れましたけれども、やっぱり毎日じゃなくとも週2回か3回ぐらい来て、そのための組織化に動いてくれるような人をとって、去年ですかね、ある特定な人を具体的に交渉して、何とか100万円以内の予算を確保できる見通しが去年はあったものですから、それで具体的に交渉したら、その程度の謝金では、90何万ですかね、前の教育次長が算出してくれたわけですけれども、90数万円ではとても今の仕事を放り出してはできません、というようなことで見送らざるを得なかったという経緯があります。

やっぱり少なくともその倍か、ぐらいのお金を用意できれば、その人、あるいはもっと具体的な人を探しながら交渉して動けば、大分前に進めることができるんじゃないかというふうに思っておりますので、議会の協力をお願いできれば、ありがたいと思っております。

ころです。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 教育長の人脈をたどってでもですね、100万円以下でできる方。本当に予算をかけたらしきりはないんですけども、現在、過日もね、全国テストの結果も伺わせていただきましたが、何とか子どもたちの見守りとか、あとは成績向上につながるような体制もその中にきちっと整備をしていただいて、習熟できない子たちにきちっと習熟させられる、そういうようなシステムも盛り込んでいただくとか。

やっぱり昨日も言いましたが、幼少期のときも結構、やっぱり基本的な生活習慣とか人格形成の部分である程度しっかりした骨格ができていない子どもたちは、やっぱり集中力もなければ、何をやってもなかなか頭に入ってこないというのがございます。

ですので、そういうこともいろいろな部分を体験している方、経験されている方をとにかく配置をしていただいて、教育長が一番、全国を歩かれているわけですからわかっているかと思しますので、そこを中心にぜひ体系立てていただきたい。27年度内にある程度見通しができることをぜひ期待したいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。呼ばなくても教育長で大丈夫だと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 言わなくてもいいことかもしれませんが、国もこの8月、ようやく幼児教育に力を入れるということで、立ち上げたというニュースがごく最近、入ってきています。

美浦村は今年度から保育所も教育委員会の管轄に入りましたから、今までは幼稚園から中学生までということで、「社会力育て」ということでやってきておりましたけれども、いよいよ総務省、厚生労働省、文部科学省が一緒になって、その方向で動き始めた。

東京大学にもそのための研究センターを7月1日に設けたというようなことも聞いておりますし、その関係者たちは私の友人たちがほとんどで中心になってやっていることですので、美浦村で煽動的なことをやってみたいとかねがね思っていたんですけども、なかなか先立つものが見つからないということで、なかなか先へ進みませんが、できるだけ前のほうへ進めてみたいというふうに考えているところです。以上です。

○委員長（下村 宏君） ほかの方、おりませんか。

小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書のほうでは99ページ、タブレットのほうは109ページかな。

工業関係で、美浦工業クラブというのには25社が加盟していますよ。美浦村には200社、多くいる企業や事業所が配置されていますということなんですけれども、工業クラブ以外に美浦村で、工業クラブの人たちは定期的に会議を開いたり何かやっているということは前もって聞いているんですけども、その後の100幾つ、200近くの企業間の話し合いを持

ったり、例えば建築業界とか大工さんの組合とかは個々では話し合いを持っているかもしれませんが、その残った200近くの企業の方の話し合いというのか、みんなで集まるような機会というのは持っているのでしょうかね。もしわかれば教えてもらいたい。

○委員長（下村 宏君） 中澤経済課長。

○経済課長（中澤真一君） ただいまの質問で、経済課としましては、商工観光を担当しておりますので、工業クラブの事務局というお手伝いをしているところでございます。

企業関係、法人の登録の関係から200社以上ございますけれども、その200社につきまして会合等はしておりません。工業クラブのほうの研修、その話し合いの場に立ち会ってやっているとあります。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 村が工業用地やいろいろの、必要だなというような話し合いを持たれている中で、200近くの会社や事業所の人が一堂に集まらなくても、そういう話し合いを持つ場がないということは、ただ単に工業クラブの人たちだけなのかなということじゃなくて、ある程度そういう企業の人が集まる機会があったほうがいいんじゃないかなという思いがあったので、今、確認させてもらいました。ないということですので、今後については前向きに検討してもらえればと思います。

それと、新しい企業で諸岡さんというのが、あそこに看板出ておりますけれども、もし会社の概要的なことがちょっとわかっているならば、教えてもらいたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

○委員長（下村 宏君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 諸岡さんなんですけれども、私も直接工場のほうを見せていただいたこともありませんし、内容はちょっとわからないんですけれども、重機の会社だということぐらいしかわかりません。どういう内容で美浦村でどういう業務をやられているのかということは、私も存じ上げておりません。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 今、部長のほうから説明がありましたけれども、花王の入り口のこっちのところに看板が「MOROOKA」と出ております。すると我々は、工場の中にそういう会社が来たなということで、すごくうれしいことなんですけれども、「どういう会社だや」、「何人ぐらい働いてんだや」と聞かれても、ちょっとわかんないというのが現状だったもので、村のほうでもしわかればと思って質問したわけです。もし、後で資料等があればもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） じゃ、私のわかる範囲でちょっと説明をしたいと思っております。

これは、龍ヶ崎市でもともとさく泉をやっていた会社なんですけど、今は環境の要するに機械をつくっているのが主になってきましたけれども、日本で唯一キャタピラーにゴムを

使用した機械をつくって、今では建設機械も土木機械、それから環境のやつが一番伸びているのかな。チップにしたり、そういう部分で環境展、ことしちょっとビッグサイトに行ったんですけれども、いろいろな建設機械、環境に類する機械をつくっている中では日本でも大きな規模の会社に今は育ってきております。

議員も皆さんもご存じかなと思うんですけれども、牛久沼がありますけれども、昔はよくウナギを食べさせるところで有名だったところが、ほとんど今、バイパス的に橋がかかってしまったので、ウナギ屋さんが大分店を閉めた、そのウナギ屋さんの閉めたところをですね、諸岡さんがほぼ、いろいろな展示に置いたりして、そして狭くなってきたもので、そういう物流、流通の部分も含めて、美浦村の住友ベークライトの跡をですね買って、今、配送所にしたり機械のストック場にして使っているということで、まだ美浦村のほうには、挨拶には来ておりますけれども、工業クラブとかそういうところに入るといことは、今のところはないみたいですね。

本社は龍ヶ崎市に所在地を置いています。金額的には、資本金1億円ぐらいの会社なんですけど、売り上げは1,000億円を超えております。結構建設機械の中では、日立、コマツとか、KATOとかいろいろあるんですけれども、ゴムキャタでは多分日本でも一番大きなシェアを持っている会社だというふうには思っております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 決算書の237ページなんですけれども、11の学校給食運営事業費の中で、材料費、食材の購入などに関して、三つの小学校と一つの中学校、同じものを一括で購入するのか、それとも、個々、学校によって献立が違って購入しているのかどうかちょっと知りたいんですけれども。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 竹部委員のご質問にお答えいたします。

給食の献立は一緒でございます。ただ、食材の調達についてはおのこの学校の単独調理場ですので、調達ということになっております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） そうすると三つの小学校と一つの中学校のその日の献立というのは同じということで。

それで、239ページの13学校給食室検討委員会というところで、その献立を決めたりするんですか。違いますか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） 今のご質問にお答えいたします。

今ご指摘の239ページの学校給食施設検討委員会というのは、別の給食施設に関する検討委員会でございますので、運営委員会というものがあまして、調理師さんとそれから栄養士さんで会議を持ちまして、そちらで決定をさせていただいております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） じゃ、この学校給食に関しての美浦村の食材を使う率というのは高いんですか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） ただいまの質問でございますが、1週間の中で米飯給食が一番多いわけですが、お米については美浦村のお米を使っております。それから、野菜とそのほかについては、美浦村の食材とそのほか別の地域のものも使っておりますが、ホームページのほうで、それは毎回どういう食材で、どこの市場、どこの産地かというのは公表をしております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 何かテレビでは、食材、要するに食教育とか、食べ物の教育もあるということなので、その点でもいろいろとご検討なされていると思いますので。学校給食、子どもたちが一番楽しみにしているものもあると思いますが、やはりその給食の献立というのは、生徒の意見とかを重視するんですか、それとも栄養士さんの考えで決めるんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 堀越学校教育課長。

○学校教育課長（堀越文恵君） ただいまの質問でございますが、やはり人気があるものとかというのは、多分学校で子どもたちにアンケートとかを取ってやっていると思うんですけれども、実際にそれが献立の中に取り入れられているかどうかというのは、ちょっと把握してございません。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） わかりました。食べるものですから、残さないように、残らないようなものをつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） 門脇教育長。

○教育長（門脇厚司君） 関連ですけれども、例えば県南教育事務所とかいろいろな研修会で外から来た方々に給食を提供することがあります。このときは、私も食べたときは、小学校は今、269円ですかね。中学校は267円という。その実費をもちろん払って食べるわけですが、美浦村の給食はおいしいというふうに大体の人は、多少のごますりもあるかもしれませんが、悪い評価はないということだけはつけ加えておきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 議会のほうでもね、食事を食べてきましたけれども、まだ皆さんは行っていないと思うので、また、そういう機会を学校教育課のほうです、つくってくれると思います。よろしくお願いします。

そのほかに質疑のある方、どうぞ。

椎名委員。

○委員（椎名利夫君） せっかく竹部委員が学校給食室検討委員会という項目を質問したようですのでついでに、ついでには失礼ですけれども、検討委員会で大谷小が少し難題を突きつけてくれまして、それから頓挫しちゃったようなんですが、その後、どのような進展があったのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○委員長（下村 宏君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） ただいまの椎名委員のご質問にお答えします。

大谷小からのいろいろなことがありまして、そこで頓挫して、今現在ストップしている状況でございます。

○委員長（下村 宏君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 今までさんざん議論を進めてきましたけれども、土地だけが決まればもう決定なわけですから、何かこれは大至急決めてもらって、何も学校敷地に偏らなくてもいいと思いますので、どこか。確かに条件は結構、下水関係とかいろいろ難しい点はあると思いますけれども、みんなで早急に探して給食センターを早くつくってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（下村 宏君） 要望ですね。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 事業報告書ですと10ページです。タブレットのページだと20ページです。この事業報告書の10ページには、まず歳出の状況として、性質別の歳出決算の表があって、その後の説明書きの6行目からなんですけれども、「扶助費では」というところから始まる文ですが、「扶助費では、児童手当が945万5,000円減」となったが、次に「障がい自立支援給付事業費3,234万7,000円増」となっています。

民生費の中で扶助費の項目を数えたら、ものすごい項目になるんですけれども、この事業報告書の中では、あえて障がい自立支援給付事業費3,234万7,000円と書いてあることは、この部分での増額の割合が大きいということを示していると考えerわけですが、決算書で見ますと103ページ、款民生費、項社会福祉費の、目障がい者福祉費になります。今申し上げました障がい自立支援給付事業費という項目は、わかりやすく言えば不用額で言えば、368円というところの右側に載っている金額です。

この障がい自立支援給付事業費の中にもいろいろな項目があるんですが、多分、私が見てみますと、下から10行目ぐらいですか最終枝番10番の障がい福祉サービス費1億5,576万3,374円。これが前年度の数字ですと1億1,780万5,298円で、約3,800万円ほどふえていますから、この部分はその事業報告書で述べられているふえた部分の大半を占めるのではないかと思うんですけれども、この障がい福祉サービス費で3,800万円ぐらいふえているというのは、これは法改正あるいは制度改正によって給付の内容が拡大したとか、あるいは給付の基準額がふえたとかそういったものなのですか。それとも、サービスの量がふえて、これだけ増になったということなんですか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 大半は、昨年「ホープ作業所」というのが開設になったんですけれども、4月・5月分に関しては村経営ということで、地域活動支援センターということで村のほうで賄っていたんですけれども、それが一事業所ということで、ホープ作業所が開設したことに伴いまして、そのサービス料が事業報告書50ページの上のほうで3行目ですか、就労継続支援Bということで、これがホープ作業所分のサービスなんですけれども、大半がそれかと推測されるところでございます。

○委員長（下村 宏君） 推測ではしょうがないんだよな。

はい、どうぞ。

○福祉介護課長（秦野一男君） 失礼しました。ホープ作業所のサービス費でございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 今までですと、老人福祉センターにあった「ホープ作業所」という名前でしたけれども、新しく「就労継続支援B型」に移行して「自立支援センター」という名前に改称になったと思うんですが、これは減っているんですけどあれですけれども、ふえているということは、これまでは他の事業者に委託していたとかいうものが村の事業になったから、サービス費としてふえたという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 以前、地域活動支援センターということで、村の経費でホープ作業所のほうを賄っていたところなんですけれども、去年までは多分、その就労継続支援B型に行っている利用者ですか、そちらが多分少なかったと思うんですよ。今度新しく自立支援センターということで、「就労継続支援B型」事業所となったことに伴いまして、そのサービスの料金になっております。

ですから、村がやっていたものが、今度事業所にかわったことによりまして、サービス料がふえたということでございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 事業報告書のページとは触れませんが、増築したことによって定員が40人規模になったということなんですけど、現在の利用している障がい者の方は、事業報告書は25人とたしか書いてあったと思うんですが、ということは人数がそれほどふえたわけではないんですが、このサービス料がふえたということは、サービスの単価がふえたということ……、つまり村でやっていたものが事業所になったので、村からそのサービス費として支払う量がふえたんでしょうか、単価がふえたんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） ホープ作業所に来ている子どもさんは、何人かはふえているんですけれども、昨年までは就労継続支援B型に通っていた、よその施設に通っていた子どものサービス費しか載ってございません。

今回は、ホープ作業所の分のサービス料がふえたということです。ちなみに去年までは1,000万円弱、950万円ぐらいのサービス料でございました。26年度は3,400万円ということで、自立支援センターにかわったことによりまして、そのサービス費がふえたということでございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） これは済みません、いきなりの数字だったものですがすぐに理解できなかったんですけども、私が事業報告書で三千二百何十万かふえたという部分は、障がい自立支援給付事業費のうちの、決算書103ページでいいますと、枝番10番の障がい福祉サービス費で1億5,576万3,374円という金額に対して、昨年度と同じ障がい福祉サービスは1億1,785万2,098円という数字で、約3,800万円近くふえているので、この部分でふえた理由を教えてくださいということだったんですが、ただいま、昨年度は九百何十万でことしは三千何百万円と言われたんですけども、あくまで私は、26年度決算で1億5,576万3,374円という数字をもとにしているんですが、1億5,576万3,374円、つまり、この金額の障がい福祉サービスは、「自立支援センター」、つまり就労継続支援B型に移行したホープ作業所に対するサービス費として考えてよろしいんですか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 居宅サービスの中には、18項目ほど載せてございますけれども、これは全体でのトータルということでございますけれども、その中で、やっぱり大きなウエイトを占めている部分が、先ほど言いました自立支援センターの部分かなということだと思っております。

○委員長（下村 宏君） いいですか、はい。

ここで、質疑の途中でありますので、暫時休憩いたします。

11時10分に再開をいたします。よろしく申し上げます。

午前10時54分休憩

---

午前11時10分開議

○委員長（下村 宏君） 委員会を再開をいたします。

審議に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

青野都市建設課長。

○都市建設課長（青野道生君） 先ほど小泉委員から、ご質問のありました諸岡さんの概要的な資料があるかというようなご質問をいただいたと思います。

今回、諸岡さんに美浦村に来ていただいた経緯としましては、不動産会社さんが仲介をして、諸岡さんがこちらに来たような状況にあります。うちの企業誘致グループが直接動いたということではないんですが、ということで、直接的な資料はございません。



諸岡さんのインターネット上のホームページには詳しく載っております。美浦工場ということで写真も載っているようです。大変申しわけないんですが、資料の提出はさせていただいていませんので、ホームページのほうをごらんになっていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員、よろしいでしょうか。

○委員（小泉輝忠君） はい。

○委員長（下村 宏君） 質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） それではですね、決算書の95ページ、民生費の中の社会福祉費の1社会福祉総務費の中の04民生委員児童委員協議会費で、昨日、山崎委員のほうから内訳のほうをお尋ねをし、資料の提出をいただき、本当に明快な資料をいただき、ありがとうございました。

その資料に基づいてちょっと質問させていただきたいのですけれども、昨日の提出資料の中で、決算書の中でですね、歳入の中の雑入というところで、参加者負担金が57万4,000円ということでありました。説明の中でも、ひとり暮らし高齢者懇談会に6万1,000円、県外研修38万円、移動定例会が13万5,000円ということで、この三つを合わせると57万6,000円ということで、2,000円の差額はありますが、何か精査しているのかと思いますけれども、これ単純に28名で割ると約2万500円ぐらいになるんですね。会費も払っていて、この懇談会に参加するのに2万円の負担というのはちょっと大きいのかなというふうにちょっと思いましたので、この懇談会のこれは多分1回分なのか2回分なのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。ちょっと負担が大きいかなと思ったものですから、よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問ですけれども、ひとり暮らし高齢者懇談会の雑入の負担金ということでございますけれども、こちらは、ひとり暮らしを招待するに当たりまして、招待される方から1人当たり1,000円ずついただいているものでございます。

それから、県外研修につきましては38万円ということなんですけれども、当日参加していただいた民生委員の方から、その経費の半分程度、1人当たり2万円なんですけれども、それをいただいて研修に当たっているということでございます。

それから、移動定例会につきましては、参加者から1人当たり5,000円をいただいて、これも研修の費用として充てているものでございます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 研修の回数。

○福祉介護課長（秦野一男君） 雑入の部分でのことよろしいでしょうか。定例会的に

は、毎月1回定例会ということでは行っているところです。

それから、ひとり暮らし高齢者の懇談会は1日でございます。県外研修につきましては1泊2日、それから、移動定例会に関しては1日ということでございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうすると、この2万500円というのは、その研修会の1泊2日の費用と、定例会は毎月ですけれども、研修会1回、その負担額と認識してよろしいですか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） これは全体で割ると2万500円ということなんですけれども、全員が全員、当日参加できる方ばかりではないので、欠席の方もいますので、計算するとそういうことになるでしょうけれども、そういうことではないです。申しわけない。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） わかりました。民生委員さんの方も完璧ボランティアでやっていただいていますのでね、負担の軽減をしてあげられるとよろしいのかなと思いますが、遠くまで研修に行きますと、なかなかそうもいかない部分もあるのは重々承知しておりますので、今後なるべく負担のない形で研修ができることをまた希望させていただきます。

このようにひとり暮らしの方の懇談をされたりとか、定例会を毎月1回やられて、結構活動も多岐にわたるのかなというふうに思っておりますけれども、民生委員として実はですね、どうしてもいろいろな個人情報に民生委員さん、かかわる都合上、守秘義務的な情報を多岐にわたり個人的にね、お知りになる機会があるかと思います。

いろいろ村内を歩いていますと、個人情報が今、漏れているところが結構あるんですね。ですので、ちょっと民生委員さんの守秘義務的な部分の、その部分をぜひこういう研修会、定例会等あるかと思いますが、任命いただくときに一度そういうことはね最低限度、守秘義務的なことのお話はされているかと思いますが、ちょっとした井戸端会議とかちょっとお茶しながらとか、いろいろなところでほかの人の目に触れるところでお話しした内容は、例えば本人が話をもらしたという自覚がなくても、耳にする機会というのは結構あるんですね。ほかの方が耳にしてしまう場合があります。

ですので、会議の中でお話しされたこと、相談されたことは、個人的に得た情報は、絶対いろいろな、対外的なところではお話をしないような注意も今後は必要になってくるのかなというふうに思います。やはりいろいろ困られている方は民生委員さんが頼りですのでね、地域のお母様、お父様として相談することで。そこの守秘義務に対する信用度がないと具体的な相談をしてもらえなくなってしまうので、何とかその知り得た情報は一切、対外的なところじゃなくても、本当に民生委員さん同士の会話の中でも、ちょっと個人の、民生委員さんの自宅の中で話す分にはいいんですが、いろいろな方がいるところでのお話、会話のところもちょっと注意していただかないと、きっと本人は自覚がないと

思います。多分一所懸命、守秘義務を守っているつもりでいらっしやると思います。そのご努力は本当に敬意を表しますけれども、気づかないところで漏れているところが結構推察されますので、何とかそういうところのご注意も今後していただけるとありがたいのかなということ、予算に絡めながら関連でありますのでお話しさせていただきます。ぜひ今後ともその守秘義務というところをぜひご注意いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 貴重なご意見ありがとうございました。

当然、民生委員に選ばれる方は、地区での信頼もありますし、それなりの人材の方にやっただいていてるところでございます。

民生委員になるに当たっては、当然そういった研修的なものも行っていますし、今後、定例会などでもう一度引き締めるようにというようなことをお話させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 決算書で169ページでございまして、タブレットの事業報告書だと117ページかな。消防施設費、02消防施設管理費の部分の14番使用料及び賃借料の21番の自動体外式除細動器、AEDですね、リース料、こちら72万5,376円。この次かもしれないです。この26年度ですと、AEDが備えつけられているところが、この一覧で出ておりますが、実は多分去年だったと思うんですが、同僚議員のほうから、夜とか、あいていないようなところへ置いておいても、意味合的にどうなんだろうかと、活用する場合どうなんだろうかということで、24時間のコンビニエンスストアであるとかそういったところに設置をされる向きはないか、ぜひそういうふうに交渉してほしいようなことの一般質問がたしかありました。去年だったような気がするんですが、多分この事業報告書、その後リアクションを起こしたとしても、26年度内には多分それはできなかったのかなと思うんですが、この先、その辺、そういった同僚議員からの一般質問の件も含めまして、どのようなお考えなのかをお聞かせください。

○委員長（下村 宏君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまですね、塚本委員のご質問でございます。

私が今後そちらのほうも、村内のコンビニが何店舗あって、その辺のところに設置をするといったところで検討していきますよという答えをさせていただいたと思います。

今、龍ヶ崎市の一部のコンビニでは、そういう形でAEDを設置をしているといったことがございます。

ということであれば、当然村内の、全体はちょっと難しいのかもわかりませんが、例えばセブンイレブン等では、そういう設置をしているということが、ほかでも見られるといったところがございますので、これについては今後、早い時期にですね、そちらに設

置に向けてですね、交渉を行っていくといったところで考えたいと思います。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 確認の意味も含めまして、去年の一般質問でよかったでしょうか。同僚議員から出た部分では。

その後、もしこの3月、この26年度までにそれがリアクションとして反映されなかったとすれば、その後、動いていなかったということが事実であり、この8月いっぱい、9月のきょうは十何日ですけれども、そこまでは動いていなかったということですね。だから、その辺いかがでしたか、確認の意味でね。ちょっと今、一般質問のやつをひっくり返して見てみたんですが、いつだったかなと思って。同僚議員の中で。

○委員長（下村 宏君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ちょっと大変申しわけないんですが、いつだったかというのはちょっとはっきりしていないんですけれども、それについて「確かに検討する」といったことは確かに私が答えてございます。

その後についてですけれども、一度そういう形で担当のほうにその状況を確認するといったことはございます。そしたら、やはり各店舗というよりも、それを仕切っている上のほうとの協議という話になるというようなことでございました。

そこまで調べたんですけれども、その後についてはですね、まだ交渉はしていないといったような状況でございますので、それについては、交渉を行っていきたいと考えてございます。以上です。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ぜひとも早めにですね、それはもう、パパッとピピッと、ちょっとリアクションを起こしていただければなと思います。

よくコンビニさんだとよく、スポーツ少年団みたいな感じの張り紙とかもありますし、ちょっと種類は違うんでしょうが、頼まれてAED等々、地域のためにも役立つことですから、ぜひそれは早めに、ちょっと行動を起こしていただければなと考えて質問しました。

よろしく願い申し上げます。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方は、どうぞ。

質疑ありませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 事業報告書の18ページです。滞納処分状況について書かれています。件数と取立金額がそれぞれ書かれています。このうち、年金差し押さえ54件、取立金額790万8,000円と書かれているんですけれども、これはその差し押さえ、必要な件数のうち年金、つまり預貯金資産のない方から、年金から取るしかないということだと思っておりますけれども、これに該当する方々が全てこの年金差し押さえで取り立てということがさ

れているのでしょうか。それと、これは年金者の同意は必要なのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 高橋収納課長。

○収納課長（高橋利夫君） 岡沢委員のご質問にお答えをいたします。

ただいまの滞納処分の状況ということで、年金差し押さえのことでご質問がありましたけれども、年金差し押さえにつきましては、滞納されている方との納税相談を行いまして、その滞納者の資産の状況、収入の状況、生活の状況など、客観的な資料を納税者の方に用意していただきまして、それらをもとに今後の納税についてご相談といたしますか、滞納を解消する方法をともに考えていくわけですが、そういうことで滞納者の方との相談の結果、年金をもらっている、その年金から差し押さえしていただいてもいいですということで、2カ月に一遍の年金の支給額のうちから、差し押さえのその金額も考慮いたしまして、全て滞納者の方の同意を取りつけた上で、具体的には書面をいただきまして、それで差し押さえのほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 「差し押さえ」となっていますので、同意なく手続が取られているのかなと思ったんですが、例えば先ほど答えていただいたように、預貯金や不動産等の資産がなく年金のみの収入という方の中で、例えば分割納税であっても年金の中からみずから払っていきますよという、相談の経過ですけれども、年金もらっている中から、これだけの部分で、払えるものは払っていきますというパターンと、それから、こちらから年金差し押さえという手続をとってやっていく方法の二つあるのかと思っておりますが、それぞれ、個別のケースで年金の中から幾ら取れるかというのは決まっていると思いますけれども、その金額に関しても全て同意で行っているということで確認のためお聞きしますが、よろしいですね。

○委員長（下村 宏君） 高橋収納課長。

○収納課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、本来は差し押さえというのは、滞納されている方の同意は必要とはされていないわけですが、できることでしたらば、相談をさせていただいている中で、自主的に納付のことをしていただくようにという、それが望ましいとは考えているところですが、やはりそれでは1年なり、最長でも2年程度で滞納を解消する、そういうことになりますと、なかなか滞納整理が進まない。結局、完納に結びつかないということになりますので、最初は約束ということで、毎月幾らというようなことで納付のほうをしてくださいということで約束をするわけですが、それでもやはり滞納されている方がその約束を守れるかということ、なかなか実際問題として守れないという状況が出てまいります。そういったときのために、年金から引かせていただきますという同意書をあらかじめ取っておくということになります。

ですから、当初の約束が守れない、果たせないといったときに、あらかじめ取っ

た年金差し押さえの同意書、それに基づきまして年金のほうの差し押さえをさせていただくというような順序でやっております。最初から、年金を受けているから年金の差し押さえをするというようなことはやっておりませんので。

考え方によっては、差し押さえ財産があるのに差し押さえをしないのはどうかということもあるかと思いますが、そういうことで滞納者も全く滞納しているわけではなく、一部は納税していただいているわけですから、やはり納税者の一人には変わりがありませんので、早く一般の納税者になっていただけるよう、ということで年金の差し押さえのほうもさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほどお聞きしましたけれども、54件のうちは全て同意ということではよろしいですね。このうち、差し押さえには本来同意がないとおっしゃいますが、それは理解しているんですが、同意がない場合は強制的な差し押さえというのは組まれていないということですね。

となると、本村の場合、年金しか引くところがないという場合に、同意がない場合にはどうなるのでしょうか。最終的には不納欠損扱いになるのもやむを得ないことなのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 済みません、高橋収納課長、答弁は簡潔に、短くお願いをいたします。

○収納課長（高橋利夫君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

年金の差し押さえをする前には、先ほども同意を取ることは必要ないということで申し上げましたが、今、現実的に年金の差し押さえを行っているものにつきましては、全て本人からの同意をいただいた上で、その同意書に基づいて差し押さえをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 事業報告書の47ページ、これはタブレットだと57ページなんですかね。交通弱者対策ということで、デマンドのことが載っているんですけども、ここで利用者数が書いてあるんですけども、2,911人、延べ5,487人というのは、確認なんですけれども、これはどういう形でカウントしているのか、まず教えてもらいたいですけれども。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 登録人数が571人ということでございまして、利用者は2,911人、延べで5,487人ということでございますけれども、1人の人が片道で1回、帰って来て1回というカウントの仕方でございます。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 多分そうかなとは思ったんですけれども。だから、要は行って、呼ばない人もいるから、そうすると単純に倍にはならないよということだと思っただけなんですけれども。

この7年目を迎えて、委託料1,400万円払って、例えば単純に5,487人で1,400万円を割ると、2,551円ぐらいになるんですけれども、この2,550円で村内を利用しようと思ったら、私はタクシーは余り乗らないのでどれぐらい利用できるかわからないんですけれども、その辺の、費用対効果ばかりではないんですけれども、でも、この数字を見ると、もう少し利用者をふやしていかなければいけないのではないのかなと私は思うんですけれども、この点について村のほうではどういうふう考えているのか、まず聞きたいんですけれども。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 委託料として1,400万円ほど払っているんですけれども、回数的には時間、9時からの8便制ということでございます。利用者をふやしても、その委託料の金額は変わらないかと思うので、なるべく利用者に関しては低料金で運行しているものでございますので、もっともっと使っていただければとはこちらでは思っているところでございます。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 当然利用してもらわなくてはいけないと思うので、当然、今後もっと利用しやすいような形には、これでいいんだというんじゃなくて、どんどん毎年改良をしていかなければならない。

一応いつも問題になっているのは、やはりその行ける範囲というのがいつも問題になって来ています。今後予想されるのは、美浦村と稲敷市の連絡道路ができて、稲敷市庁舎が5月に開庁するので、当然村内という縛りがあって、あと、阿見町の東京医科大学茨城医療センターなんですけれども、稲敷市庁舎は美浦村の際にあるので、この今の制度の中では、じゃ、稲敷市庁舎に行ってくれといったときには、何十メートルか何百メートルかわかりませんけれども、その手前までしか行けないということの解釈でいいんですかね。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 委員ご指摘のとおりでございまして、デマンドというのはもう、その区域が決められているものでございまして、美浦村内全域と阿見町の東京医科大学茨城医療センターということでの許可をいただいて運行しているところでございます。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 当然そういうことになると思うんですけれども。

来年5月の開庁ということで、あと幾ばくもないんですけれども、当然稲敷市庁舎ができれば、稲敷市のほうでは当然そこへ今度、コミュニティバスなり何なり乗り入れるよう

な形になるので、美浦村とすれば、そういうのを逆に利用させてもらうような形で、うまく連結ができれば本当はいいんじゃないのかなと思うんですけれども、デマンドに限らず、前に私も質問させてもらいましたけれども、公共交通でJRバスが美浦トレーニング・センターでとまっちゃっているやつも、稲敷市庁舎へ連結できればいいのかなとか、いろいろな考えは出てくると思うんですけれども、そこでネックになるところがその地域公共交通会議ですか、あれは年にどれくらいやっているんだかわからないんですけれども。

〔「今度の議会で電話するからって」と呼ぶ者あり〕

○委員（沼崎光芳君） その会議があると思うんですけれども、やっぱりその辺はどんどん、やっぱり提案して変えていく方向でいかないと、せっかく稲敷市庁舎が隣にできるので、その辺はやっぱり利用させてもらうような形で提案をぜひともしていただきたいなという思いがあるんですけれども、その辺は村長、どうですか。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） それではですね、沼崎委員のほうのデマンドと公共交通の件なんですけど、担当課長の話もありましたようにですね、デマンドはその各自治体の範囲の中ということで、前にもちょっとお話したかと思うんですけれども、阿見町の東京医科大学茨城医療センターは特別に、阿見町の公共交通の民間のほうからの承認をもらって東京医科大学茨城医療センターのほうにだけ行っている。ただ、東京医科大学茨城医療センターだけということになっています。

利用者等1回当たり2,400円以上もかかるんじゃないの。実際、村内だけだったら、2,400円だったら多分タクシーで行ったほうが安い人も、中にはいるんじゃないのかなというふうに思います。

ただ、東京医科大学茨城医療センターまでいくと、100円プラスで400円で片道行けるので、信太あたりから東京医科大学茨城医療センターに通うと、往復で7,000円から8,000円かかるということなので、約10分の1ぐらいで住んでいて、「ありがたいね」と言ってくれる人もいるんですが、村内をヨークベニマルとか役場に来るのに、本人は300円しか払わないんだけど、実質2,400円もかかっているというのは、村の負担がちょっと大きいという部分では、ちょっと負担が違うんじゃないのかなというふうに私も感じます。

これについてはもっと近隣の隣接する自治体のほうにも行ける。そして、自治体の境界を度外視した運用ができれば、それこそコミュニティバスよりは使いやすくなるので、ぜひ、そこを目指していきたいというふうには思っています。

地域公共交通会議は年に1回やっているんですが、陸運事務所が、やっぱり民間を圧迫しちゃいかんというそこを頑なに守っていて、なかなか特区の部分で「試験運転をやらせてくださいよ」と言っても、答えが返ってこないというのが今のところの返事がないという部分では、ちょっとヤキモキしている部分があるんですが、ぜひ美浦村の中からも3名ぐらいの議員の方が今回、稲敷広域の中の議員連絡協議会が今度立ち上がりましたので、



美浦村の私もしそういうところに呼ばれたときには、「ぜひ検討してください」ということを言っていきたいというふうに思っていますので、まず、議員の中の連絡協議会の中でも声を出していただければ、よりよい利用者、人数もふえていない部分がありますので、これがもっと他市町村まで影響が出れば、利用者はもっとふえるのではないかなというふうに思います。そうすれば、1人2,400円プラス幾らか足してでも、利用者は安く感じる部分が出てくるんだろうというふうに思います。ぜひ稲敷市庁舎が来年5月にできるということであれば、稲敷市のほうとも交渉しながら、ぜひ乗り入れが可能という部分と、眼科が稲敷市のところにあるので、これの要望は結構利用者から来ています。ですから、稲敷市庁舎プラスそういう最寄りのかかりつけの医者のところにも行くことができるような部分を模索していきたいというふうに思っております。

とにかく陸運事務所が頭を変えてくれない限りには、なかなか制度上使えないのが現状でございますので、ぜひ議員の皆さんの声を大にして、陸運事務所に届くぐらい声を出していただければ、そういうところに行くのではないかなというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） やっぱり村長が言うように、これから自治体の連携というのをやっぴりいながら、やっぱり交通弱者のためにやっぱり足の確保というかやっぱりつなげていかなくちやいけないとは思っているんですけども、今、テレビで路線バスの旅というのが結構人気で、視聴率取っていますよと。あれだって路線バスを乗り継いで行くんですけども、途中がなくて歩きというものもあるんですけども、やっぱりああいう状況じゃなくて、やっぱりある程度のところに行けばコミュニティバスがつながっているよ、みたいなそういう自治体間の連携というのをやっぴりあげないと、全てタクシーで行けばいいんだとかそういうんじゃないかと、やっぱりきめ細かいサービスというのをやっぴり進めていかなければいけないと思いますので、私も今度議長になりましたので、その会議には出ますので、ぜひともその辺は村長と一緒にやっていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ちょっと一つだけお願いします。

今、議長が言われたように、自治体間の連携というのは、すごくいいと思うんです。私、さくら観光の営業の人とちょっと話をしたときに、プランをつくったことがあるんですけど。やっぱり各自治体でコミュニティバスを走らせているから、それをうまく連携できるようにして、連結部分のところまでその自治体で行って、そこで違う自治体のに乗りかえて、というプランを、案をつくったんですけど。でも、美浦村で見てくれなかったと言っていましたので、ぜひ、その辺また。

本当は稲敷地方広域圏で全て走るのが一番いいんでしょうけれども、でも、それはかな

りハードルが高くて、実現するにはかなり期間がかかると思いますので、それ以前にこの自治体間の連携のものだったら比較的早く実現できるんじゃないかと思いますので、ちゃんと図面も起こしてプランをつくってみたと書いていましたので、ぜひその辺は話を聞いてみてください。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） じゃ、私も一言。この間ちょっと、「ガイアの夜明け」だったか1年ぐらい前に見ていたときに、イーグルバスという川越市のとあるバス会社が、川越といってもここより大きい市ですから、市のほうに、本当に34万～35万人だったような記憶があるんですが、そこへ、先ほど山崎委員がおっしゃったように、市から多分依頼を受けて運行させるようになったんだと思うんです。実際に私もちょっとそこを行って見てきたいなと思ったくらいなんですけれども。

そういうのを例えば、さくら観光さんなりが投げかけて計画書的なものがあれば、ぜひともそれに村として乗っかる、ということでもないですけれども、ちょっと調べてみるといいんじゃないかなと思います。かなり利用者も多いし。

ただ、自治体として補助的なものをどのくらいやっているか、そこまではちょっと、電話で問い合わせを私らがやっても教えてくれるかどうかわからないですけれども、イーグルバスという小さなバス会社で、今どんなふうに行っているかわからないですが、かなり路線を、もともとは貸し切りバス会社でしたけれども、路線でかなり今、頑張っているようです。参考までに。

○委員長（下村 宏君） そういうことですので、よろしくお願いします。

林委員。

〔「質問の内容」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） それではですね、ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

なお、1時から再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分開議

○委員長（下村 宏君） 委員会を再開をいたします。

審議に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 私としては最後になりますが、最後に御礼と要望をちょっとお話しさせていただきたいと思います。

例えば決算書ですね、今回大分改良していただいいて見やすくなりまして、前回よりも大

分見やすくなったことは、本当にご努力いただいたことは御礼を申し上げたいと思います。

決算書ですね、例えば179ページ、学校管理費なんですが、これが見開きで5ページほどまたがっております。ということで、前回お願いしたときに目の部分ですね。款、項、目の各ページのトップにその数字を入れていただきたいという要望をさせていただいております。この部分だけがちょっと厳しいのかなというふうには思ったのですが、できれば、ほかに何箇所か同じような事例がありますので、何とか印刷屋さんのほうにまたご要望していただけたらありがたいというようなことの要望をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林委員のご要望ということでございます。

この決算書についてはですね、データが、今までお願いしていたTKCというところのデータを使わせていただいております。今までのですね、またがった部分の款、項、目のトップにそれを入れてほしいという要望を承ってはいたんですけども、これを直すプログラムが50万円ほどかかるという話でございましたので、ちょっと申しわけないんですが、その部分だけ今までちょっとできなかったといったところなんですけど、今度、茨城計算センターにこのデータがかわりますので、たぶんほかの茨城県内の市町村は多くのところが茨城計算センターを使っておりますので、多分同じように款、項、目のほうは、頭のほうについてきたと思っております。ですから、きっとそれも改正されるんじゃないかと思えます。

それでまた、あしたちょっと茨城計算センターのほうと打ち合わせを企画財政課のほうで、ちょっとそういったところの打ち合わせをしますので、そのときにそういう形で直るかどうかが。ちょっともし高額な予算がかかってしまうといったところであれば、申しわけないんですが、そのときはちょっとご遠慮いただくような形になっちゃうかもわかりませんが、基本的にはそういう、直す部分についてはできるだけことはさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ぜひご努力いただきたいと思っておりますし、また、経過措置も教えていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

○委員長（下村 宏君） ここから、13号議案の特別会計、企業会計の審査に入るわけがありますけれども、関係する課長は残っていただいて、それに関係しない課長については退席を認めますので、お願いをいたします。

村長、教育長、部長は残ってください。

〔以降の審議に関係しない職員退席〕

○委員長（下村 宏君） 審議に入ります。

---

○委員長（下村 宏君） 議案第13号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の271ページです。総務管理費の一般管理費で、役務費、通信運搬費、郵便料ですけれども、102万6,455円。

それで、国民健康保険特別会計の中には、賦課費でも通信運搬費、郵便料というものがありますが、国保関係では、例えば国保の納付書が送られてきたりとか、年度始めにはパンフレットも含めた案内が送られてきたりとか、あるいは年内にこれだけ医療費がかかりましたよという通知が送られてくるんですけれども、まず、この一般管理費の中の役務費の、通信運搬費、郵便料というのはどういうものに該当するか、一般管理費ですから、もしかしたら春先のパンフレットなのか、年に何回かこれだけかかりましたよという通知なのかに該当すると思うんですが、まずどれに該当するんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 小泉国保係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） ただいまの質問なんですが、ちょっと今、詳細について手元にないので調べてまいりたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） それをお聞きしてからでないかと質問続行できませんので、お答えをいただいてから、再度またお聞きしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） ほかに質問を予定している人、ありますか。委員の方、おりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） それでは、ないようですので、暫時、ここで少し休憩をいたし

ます。今、調べてくるまでなので。自席で休憩、お願いをします。

午後 1 時 1 0 分休憩

---

午後 1 時 1 3 分開議

○委員長（下村 宏君） 会議を再開いたします。

じゃ、答弁のほうお願いをいたします。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） 大変お待たせしまして、申しわけございませんでした。

一般管理費のほうのですね、役務費なんですけれども、こちらの通信運搬費に関しましては、保険証の郵送料、国民健康保険証の郵送料が主な内容でございます。

また、徴税費のほうの役務費、こちらは納付書、もしくは国民健康保険の税額が変わったときなんかに送ります還付通知、こちらを送っている際に、こちらの予算を使わせていただいております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） となりますと、先ほど国保関係で、各家庭にいろいろなものが送られてくる、その納付書もそうですし、還付通知もそうなんです、医療費、国庫でこれだけかかりました、何月何日、これだけかかりましたよという通知もいただいているんですが、これは実際にはどこに該当するのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 医療費の明細か。医療費の明細、来るよな、そう言われれば来るよな、おくれて。調べるか。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） 今、資料を持って来ます。

○委員長（下村 宏君） 今、資料をちょっと取りにいったので、少しお待ちください。

[小泉国保係長、資料を持って戻る]

○委員長（下村 宏君） 小泉係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） 大変お待たせして申しわけございません。

医療費通知のほうなんですけれども、医療費通知のほうはですね、保健事業費のほう決算書281ページのですね、保健事業費の保健衛生普及費こちらのほうの役務費が、こちらが医療費通知のほうの役務費になります。

もう一点ちょっと調べますので、少々お待ちください。

大変申しわけございません。

決算書の273ページのですね、徴税費の賦課費のほうの役務費のほうなんですけれども、こちらは納付書及び還付金の郵送料になります。

それで、その下の徴収費、こちらのほうの役務費のほうなんです、督促状の役務費、郵送料になっております。

以上です。大変申しわけございませんでした。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） となると、私は281ページのほうの保健衛生普及費の役務費、通信運搬費、郵便料、つまり医療費の通知ということですからけれども、かねがね思っているんですけれども、端的に言えば無駄ではないかと。例えば確定申告、年末調整の際には、医療費の向上のために、必ず病院からいただいた領収書等は持っていますし。

この目的は、私なりに解釈していましたが、自分の医療費がどれだけかかったかということで、医療費の削減、あるいは健康増進に努めようという啓発のためだと思っていたんですが、その費用対効果で果たして目的を達しているのかということをお考えすると、そこら辺どうなのかなと。個人的な考えで申しわけないんですけれども、余り意味がないんじゃないかなと考えていますが、その点については、やはりこれは必要なことであって、これからも続けていくということなのではないでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 福祉部長。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまのご指摘の中でですね、確かに検診をやったり、その健康のために、結果とかそういう通知を差し上げることの効果というのは、やっぱり現在、国保税そのものがやっぱり、一人一人の負担もかなり安くはないので、そういう意味では一人一人がですね、健康を保ってもらうためには、やっぱり啓発もしていただくというのは非常に大事だと思いますので、まず自分はどれぐらい医療費を使っているのかとか、どういう状況なのかと、やっぱりちゃんと一人一人わかってもらうというのも一つの手段かなと思いますので、私どもとしては、確かに出不さない方向でいければ財政上は大変助かると思いますが、やはり意識のところでのほうの切り口からいくと、やはりそういう通知とかお知らせをすることによって一人一人が個々に考えていただきたいということも含めて、そういう通知であってほしいと思っていますので、無駄ということよりも、今はそういう啓発のほうの意味合いが深いということで、お金のほう、財政を使わせていただいていますということをご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 今の関連ですけれども、意味している部分は理解はしたわけなんですけど、その通知の中にですね、例えば、その目的というんですか、今後も健康に注意をして、医療費がかからないように、また努力するような一文というんですかね、啓発するような一文、嫌味になってしまうんでしょうか。

でも、何かあの通知だけ来ると、私たちは意図しているところがわかりますが、一般にはなかなか理解されない方も多いのかなと思うと、とてももったいなく感じてしまいます。ですので、もしあれでしたら優しい言葉で、啓発的なお言葉を付加していただけるとより効果が見込まれるような気がしますので、その点、いかがでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ご質問いただいたとおりなんですけれども。

本来であれば、本当にもっともっと手厚くするのであればですね、結果だけではなくて、今のように結果とかの通知の中に、ちょっとした予防の対策とかそういうものを文章で入れるとかという作業は、できれば、やれば皆さん一人一人、もっと細かくわかると思いますので、その辺については作業のほうもありますので、検討をしていきたいということでご理解いただければなと思います。ありがとうございます。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方、おられますか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の266、267ページにわたってのことですけれども、この項5の目3一般被保険者返納金、これはどういったものなのか。

それと、267ページのほうに行くと、収入未済額の14万5,936円。この収入未済額がどういったものなのかお聞きします。

○委員長（下村 宏君） 小泉係長。

○国保年金課国保係長（小泉昌浩君） お答えさせていただきたいと思います。

こちらの返納金なんですけれども、国民健康保険の資格を本来失った後にですね、国民健康保険証を使用して病院にかかり、それは本来、美浦村の国保でお支払いする部分ではないので、その返還を求めたものでございます。

これは5番のほうが現年度分、6番のほうが過年度分となっております。

また、10番に関しましては、医療機関のレセプトの算定ミスによる返納というようなことでございます。

それでもう一つ、収入未済額の14万5,936円なんですけれども、こちらは、この項の5番ですね、一般被保険者返納金、こちらが9件、まだ請求のほうは出しているんですけれども、実際お支払いいただいていない部分、これが11万4,316円、6の一般被保険者返納金の過年度分、こちらが3万1,620円で6件でございます。

以上です。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方、おられますか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

○委員長（下村 宏君） 議案第14号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

○委員長（下村 宏君） 議案第15号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---



○委員長（下村 宏君） 議案第16号 平成26年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の373ページ、これの中ほどの任意事業費、この中に当初予算では委託料として、徘徊高齢者見守り事業というものが10万円載っていて、そして扶助費が家族介護慰労金、これも10万円、成年後見人制度利用支援費23万7,000円、これが当初予算では載っていたんですけども、決算では上がってきていないんですけども、その辺をお聞きします。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問ですけども、予算は計上をしたにもかかわらず、利用が、申し込みがなかったという部分で解釈しております。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうすると、これはちょっと私も、それ以前の25年度の決算までは見なかったんですけども、25年度まではこの3点は上がっていたんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 予算計上だけは毎年行っていたんですけども、数年間そういう利用がないということがございます。

あった場合には、補正のほうで対応したいという考えを持っております。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 特に家族介護慰労金なんていうのは、多分該当する人はいると思うんですね。だから、その辺がちょっと、住民に対しての周知が足りないんじゃないかというような、その辺はいかがでしょう。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 社会福祉協議会のほうに、家族介護というようなことで本人や家族のためにそういう技術とか扱い方というか、その辺の勉強をしてもらうようなことでは、事業のほうは進めているところです。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 介護、家族の中に介護の人がいるというときには、当然、介護認定を受けるわけですね。そういったときに、こういう家族介護慰労金というようなものがありますよというようなことは、通知というかそういうパンフレットというかチラシとか、そういったものはお渡ししたりはしているんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 特段そういうパンフレット等をつくっておりません。包括支援センターのほうとかと協力し合って、こういうこともありますよというようなPR

はしているかと思えます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） きのうの乳児のごみ袋を配付しますよというようなものと同じなんですけれども、それもやっぱり乳児のときは、きのうちよつと生活環境課長とお話しさせていただいて、出生届をしたときに、じゃ、そのパンフレットをお渡しするというようなことでやってくださるといことになりました。

これもやはり介護認定を受けるときに、そういったパンフレットをつくって、こういう制度もありますよというようなことをお知らせしてあげるといことをやってあげたいと思うんですけれども、こういう家族の中に介護をする方がいたりとか、家族はどうしても大変なので、広報をゆっくり見たりとかホームページとかもそういうゆっくり見るような時間もないでしょうから、それはきっちりパンフレットなりそういったものを、申請に来たときにそういったものをお渡しするというようなことはできないでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 相談があったときには、また申請があったときには、そういうことをPRしてまいりたいということで考えております。よろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 申請というのは、この慰労金の申請ではなくて、介護認定の申請ということですよ、はい。じゃ、よろしく願います。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方、おりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

○委員長（下村 宏君） 議案第17号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

○委員長（下村 宏君） 議案第18号 平成26年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

○委員長（下村 宏君） 議案第19号 平成26年度美浦村電気事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 34ページのですね、第1項営業収益の部分です。

私、同僚委員も、3月26日の通電式に参加しておりますので、予定的なものからおくれた部分がこの26年度は数カ月ございましたので、予定よりですね、それは十分承知しております。その辺も含めまして、この当初1,950万円の営業収益として上がる部分はなかったということで△マイナス1,950万円となっているわけですが、その辺のまず経緯についてお聞かせください。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） ただいまのですね、ご質問にお答えをいたします。

44ページにですね、事業報告書というようなところについております。5行目になりますけれども、26年度は発電所建設事業を行い、発電を開始する予定であったが、自電側東電ですね、の工事進捗状況により、年度末の3月27日の売電開始となったということで、売電収入はなかったということでございます。

こちら1,950万円でございますが、当初ですね、プロポーザルでやったときに、大体このくらいは行くであろうというようなことで、3カ月間ですね、の予定で12月末には工事を完了の見込みであったということから、1月、2月、3月分ですね、こちらにつきまして見込んだ数字が1,950万円というような売電収入でございます。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 全協等々でその報告も受けておりまして、執行部の名誉のためにもその部分はこちらでは特になかったというところを確認したところです。

ちなみに、7月、8月あたりにちょっといろいろ回ってきたところで、有権者等々の方々からですね、非常にこの事業に興味がありまして、どうなんだどうなんだというような質問を実は受けました。実際に3月26日、私らも通電式に出まして、翌日から売電のほうに入ったということで、4月5月6月7月、8月もわかればなんです、想定では毎月年間で210万キロワットアワーを想定しているというところなんです、この7月ないし8月ごろまでの、ちょっと蛇足になってしまって申しわけないんですが、この決算の26年度分ということにおいては、どれくらいの実績があったのか、もしお示しいただければ非常にありがたいかなと思います。いかがでしょう。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） 本年度のですね、最初に検針をしておりますのが、4月の17日でしたかね。毎月……。

○委員長（下村 宏君） 続けてください。

○生活環境課長（北出 攻君） 毎月ですね、15日前後に検針をしております。それでですね、4月分から一応8月15日ぐらいに検針をした分についてですけれども、税抜きでございますが、4月が447万2,496円ございまして、こちらはですね、21日間であったということで、予想の53.7%となっております。

5月につきましては、税抜きで1,196万856円ということで、135.1%、予想より35.1%多いということになっております。

6月につきましては、税抜きで1,121万832円で、こちらはなかなかいい数字でございます、予想に比べまして151%ということで5割よくなっていると。

7月分につきましては、税抜きで851万6,628円、こちらにつきましては、天候もよくなかったということで、106.6%でございますが、予想よりはよかったというようなことにな

っています。

8月につきましては、税抜きで1,199万9,052円ということで、予想と比べますと141.3%ということで、こちらもかなりいい数字等が出ているところでございます。

以上です。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。この26年度の決算だけで言っちゃうと、マイナス1,950万円だということで、皆さんに私の周りの人たちに話をしちゃうと、えー、大丈夫なのかい、という話になりかねないので、基本的にはおくれた部分があるんだよということで説明はできるかなと思います。

なおかつ、今ちょっと蛇足的に質問しちゃって申しわけなかったんですが、この27年度ということでこの4月以降の売電のほうはかなり順調なのかなというふうに、私もほっとしたところでございますので、その辺は全員一致でOKという数字を出したところに、やっぱり何やかや言ってくる方もいらっしゃったものですからね、その辺は大手を振って、かくかくしかじか、このような状況ですということで説明をしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） ただいまの件については、27年度の事業に入っております。27年度の事業については、今度は生活環境課のほうから順次、書類にて報告をいただくように要請をしておきますので、よろしく願いをいたします。

松村委員。

○委員（松村広志君） 済みません、今の5月の数字をもう一回教えていただいてもいいですか。

○委員長（下村 宏君） 北出生活環境課長。

○生活環境課長（北出 攻君） ことしの発電状況につきましては、一覧表にしてございますので、後ほどですね、この表をお渡ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

〔タブレットに入れてください〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） ただいま要請がありましたとおりですね、タブレットのほうに入れていただければ、いつでも確認ができるので、済みませんがお願いをいたします。

松村委員、何か。

○委員（松村広志君） いいです。

○委員長（下村 宏君） いいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

○委員長（下村 宏君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了をいたしました。

これで、決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変ご苦勞さまでした。

午後 1 時 5 2 分閉会